

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人鈴木和郎から平成25年3月27日に監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成25年5月14日

福島県監査委員 青木 稔
福島県監査委員 亀岡 義尚
福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 尾形 克彦

平成25年3月27日

福島県監査委員 青木 稔
福島県監査委員 亀岡 義尚 様
福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 高野 宏之

包括外部監査人 鈴木 和郎 (印)

平成24年度包括外部監査報告書について

地方自治法第252条の37第5項及び平成24年4月1日付け包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査の結果について別紙のとおり報告します。

(監査総務課)

平成 25 年 5 月 14 日（火曜日）
福島県報号外第 38 号別冊

平成 24 年度 包括外部監査報告書

特別会計及び県税未収金の債権等の管理について

平成 25 年 3 月

福島県包括外部監査人
鈴木和郎

目 次

I. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 外部監査の対象期間	2
4. 外部監査の実施期間	3
5. 外部監査の実施体制	3
6. 外部監査の方法	3
7. 利害関係	4
II. 自治体における債権	5
III. 特別会計の概要	7
1. 特別会計の区分	7
2. 特別会計の特徴	9
3. 福島県が設置している特別会計の現況	10
IV. 県税徵収事務の概要	14
1. 県税の種類及び税務機構	14
2. 県税の徵収状況	15
3. 福島県の税務機構	18
4. 県税の徵収（滞納整理）事務の流れ	21
V. 監査の結果と意見（総論）	22
1. 特別会計について	22
2. 県税について	31
3. 監査結果のまとめ	33
VI. 監査の結果と意見（各論）	34
(A) 特別会計	34
1. 土地取得事業特別会計	34
2. 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	39
3. 小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計	50
4. 就農支援資金等貸付金特別会計	61

5. 林業・木材産業改善資金貸付金特別会計	64
6. 沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	69
7. 港湾整備事業特別会計	73
8. 流域下水道事業特別会計	83
9. 畑学資金貸付金特別会計	91
(B) 県税未収金	101
1. 監査対象とした県税の徴収状況及び実施した監査手続の概要	101
2. 不動産取得税	106
3. ゴルフ場利用税	121
4. 軽油引取税	125
5. 産業廃棄物税	127

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

県が設置している特別会計及び県税未収金（未納繰越額）の債権等の管理について

(2) テーマの選定理由

県が特別会計に計上している債権（貸付金等）及び特別会計予算で購入した固定資産の管理に係る事務並びに県税未収金（未納繰越額）の債権管理に係る事務（徴収手続）が、法令・規則・規程等に照らして適切に実施されているかについて検証する。

県では平成 22 年度において 11 の特別会計が計上されており、同年度の予算現額は 73,096 百万円である。このうち収入額の経過勘定として計上される公債管理特別会計と証紙収入整理特別会計を除く予算現額は 19,107 百万円であるが、これらの特別会計に係る貸付金及び未収金等の残高は 8,797 百万円に上る。

一方、平成 22 年度における現年度分の県税収入は調定額が 178,777 百万円に対して、収入済額は 176,238 百万円であり、収入割合は 98.58% となっている。

福島県の財政は、震災及び原発事故の後に大幅に予算規模が拡大したが、これは緊急の災害対策を中心としたものであり、依然として財政健全化に向けての努力が喫緊の課題であることには変わりがない。このような中で、県税収入の徴収率を高めることや、特別会計において計上されている貸付金・未収入金等の債権管理を適正に行い、未納額の徴収又は徴収を促進することは、限られた財政資金の効率的な活用に大きく資するものと考えることから、特定の事件として選定した。

(3) 監査の範囲

平成 23 年度において県が計上している 11 の特別会計のうち、公債管理特別会計と証紙収入整理特別会計を除く 9 つの特別会計について、新規貸付実行及び未収計上、並びに債権の徴収や督促・催告などの債権管理を対象とした。

また、県税については、平成 22 年度において収入割合が 99% 未満の税目のうち、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税の 4 つの税目

を対象とした。平成 22 年度の県税の収入割合は、福島県監査委員が作成した「平成 22 年度福島県歳入歳出決算審査意見について」に記載された以下のデータに基づいて判定した。

なお、収入割合が 97.17% である県民税を除外したのは、県民税は市町村が賦課徴収の権限を有していることから、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故後の被災者に対する対応状況等を踏まえて、対象範囲を限定したことによるものである。

平成 22 年度の県税の収入割合 (単位:円)

税目	調定額	収入済額	収入割合
県民税	60,114,862,777	58,414,265,079	97.17%
事業税	29,578,184,300	29,504,484,737	99.75%
地方消費税	20,651,446,157	20,651,446,157	100.00%
不動産取得税	3,815,879,960	3,659,511,816	95.90%
県たばこ税	3,840,106,216	3,837,124,845	99.92%
ゴルフ場利用税	817,889,098	802,432,023	98.11%
自動車取得税	2,946,294,300	2,946,294,300	100.00%
軽油引取税	20,887,284,419	20,613,555,098	98.69%
自動車税	30,806,824,515	30,503,531,404	99.02%
鉱区税	12,762,200	12,710,400	99.59%
核燃料税	4,645,387,400	4,645,387,400	100.00%
狩猟税	66,800,000	66,800,000	100.00%
産業廃棄物税	593,717,880	580,828,360	97.83%
計	178,777,439,222	176,238,371,619	98.58%

3. 外部監査の対象期間

特別会計については、平成 23 年度において県が設置している 11 の特別会計のうち、公債管理特別会計及び証紙収入整理特別会計を除く 9 つの特別会計について、平成 23 年度の新規貸付の実行等及び債権回収や督促・催告などの債権管理等を対象とした。ただし、必要に応じて平成 22 年度以前の貸出実行や回収管理についても対象とした。

県税については、平成 23 年度末の未納額の徴収状況及び平成 23 年度の不納欠損額に係る債権管理の状況を対象とした。ただし、必要に応じて平成 22 年度以前の徴収等に係る管理の状況についても対象とした。

4. 外部監査の実施期間

平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで

5. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	鈴木和郎
同補助者	公認会計士	橋本勉成
同補助者	公認会計士	佐藤健一
同補助者	公認会計士	富樫健一
同補助者	公認会計士	高久将
同補助者	公認会計士	鈴木健康
同補助者	公認会計士	齋藤健
同補助者	公認会計士試験合格者	今野剛嗣

(注) 補助者のうち、鈴木康将は平成 24 年 8 月 12 日に、齋藤健は平成 24 年 9 月 21 日に、それぞれ公認会計士に登録された。

6. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 特別会計の予算の執行は、予算議決の目的に基づいて適正に行われているか。
- ② 特別会計で管理している債権の計上及び徴収に係る事務は、法令・規則・規程等に準拠して行われているか。
- ③ 特別会計に係る貸付金や未収金の回収状況について、債務者ごとの管理台帳の整備及び証憑等の保管並びに返済状況等の管理が、適時適切に行われているか。
- ④ 特別会計により取得した財産等が、適切に管理されているか。
- ⑤ 県税の滞納未収金について、回収規程(マニュアル)等が整備され、法令・規則・規程等に準拠して回収事務手続が行われているか。
- ⑥ 県税の滞納未収金について、法令・規則・規程等に準拠して支払猶予、不納欠損処理等が行われているか。
- ⑦ 県税の滞納未収金について、将来の回収可能性の検討が行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等を入手し、法規準拠性を確かめる。
- ② 新規貸付実行に関して、条例、規則等に従った手続が行われているか否か確かめる。
- ③ 貸付金、未収入金、県税未収金等に係る徴収処理が、条例、規則等に従って適切に行われているか否か確かめる。
- ④ 担当する部局等の担当者からのヒアリングを実施する。
- ⑤ 関係書類の閲覧、分析、照合を行う。
- ⑥ 徴収不能の不納欠損処理が適切に行われているか否か確かめる。

7. 利害関係

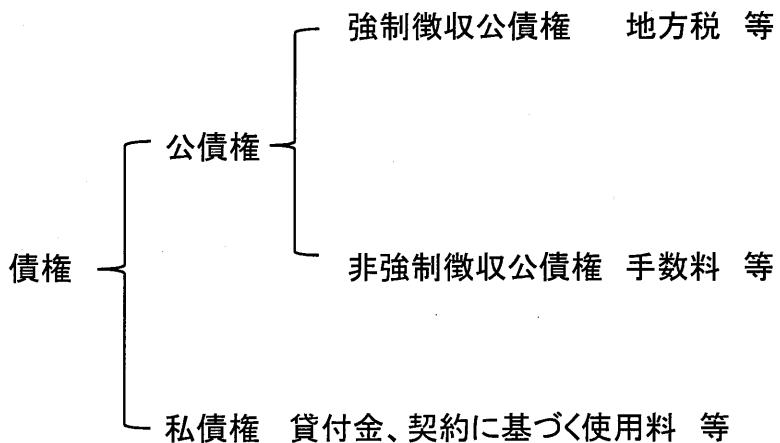
包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 自治体における債権

地方自治法において、自治体の保有する財産は、「公有財産」、「物品」、「債権」及び「基金」の4つに区分されている（地方自治法第237条第1項）。さらに、「債権」は金銭の給付を目的とする普通地方公共団体（自治体）の権利とされている。これは、金銭債権であることを意味している。以上をまとめると以下のとおりである。

財 産	区分	具体例
	公有財産	土地、建物、山林、有価証券、出資による権利 等
	物品	自動車、器具備品 等 (現金・公有財産、基金に属さないもの)
	債権	貸付金、未収入金 等 (金銭債権)
	基金	条例の定めに基づき、特定の目的又は定額の資金を運用するために積み立てられた財産

次に、自治体が保有する債権は、公法上の原因に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因に基づいて発生する「私債権」に区分される。さらに、公債権は、自治体が裁判手続を経ないで自力で執行権を行使して直接強制徴収できる「強制徴収公債権」と、自力執行権がなく裁判所の命令がなければ強制執行できない「非強制徴収公債権」に区分される。これらを図示すると以下のとおりである。



公債権と私債権との区分の基本は、法律の規定に基づいて発生しているか否かである。しかし、法律の規定に基づく債権が全て公法上の債権となるわけではなく、個別判断が必要なものがある。

公債権は、時効が原則5年で時効の援用が不要であり、私債権は、時効が原則10年で時効の援用が必要であるため、両者は債権管理上、大きく性質が異なる。今回の監査対象において、特別会計の貸付金・未収入金は私債権であり、地方税は公債権である。なお、公債権と私債権の主な差異は、次のとおりとなる。

<督促>

公債権：根拠は、地方自治法第231条の3。行政処分であり、行政不服審査の対象となる。自治体が自ら滞納処分できる債権の場合は、滞納処分の前提となる。

私債権：根拠は、地方自治法施行令第171条。行政処分ではない。

<消滅時効の期間>

公債権：原則5年（ただし、他の法律に定めがある場合を除く。）

（地方自治法第236条第1項）

私債権：民事債権は10年、商事債権は5年が原則

（ただし、民法その他の法律で様々な時効期間が定められている。）

<時効の援用>

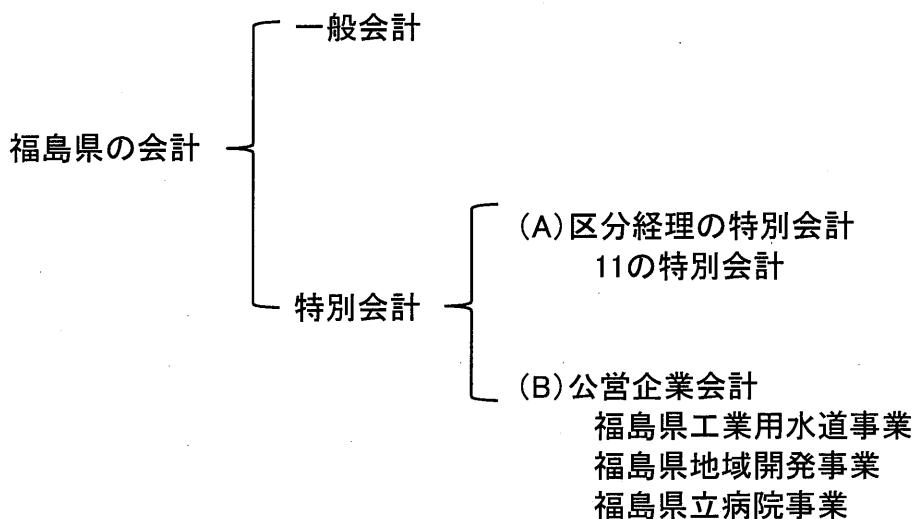
公債権：時効期間の経過により、債務者による時効の援用を要せずに債権は消滅する。（地方自治法第236条第2項）

私債権：時効期間を経過しても、債務者による時効の援用がなければ債権は消滅しない。（民法第145条）

III. 特別会計の概要

1. 特別会計の区分

自治体の会計は、国の会計と同様に、地方自治法第209条第1項において一般会計と特別会計に区分されている。このうち特別会計は、法令又は自治体ごとに条例により設定されるが、特定の事業を行う場合（いわゆる公営企業）と、一般的歳入歳出と区分して経理する必要がある場合の2つに区分される。福島県の会計の場合、平成23年度においては以下のとおりの区分となる。



上記のうち、平成23年度に設置されている11の特別会計とその根拠法令は以下のとおりである。

名称	根拠条例
公債管理特別会計	福島県条例第一号 昭和16年3月26日
土地取得事業特別会計	福島県条例第十三号 昭和39年4月1日
母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	福島県条例第十六号 平成6年3月29日
小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計	福島県条例第十一号 昭和39年4月1日

名称	根拠条例
就農支援資金等貸付金特別会計	福島県条例第四十号 平成 23 年 3 月 18 日
林業・木材産業改善資金貸付金特別会計	林業・木材産業改善資金助成法 昭和 51 年 6 月 1 日
沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	沿岸漁業改善資金助成法 昭和 54 年 4 月 27 日
港湾整備事業特別会計	福島県条例第十四号 昭和 39 年 4 月 1 日
流域下水道事業特別会計	福島県条例第二十九号 昭和 63 年 3 月 22 日
証紙収入整理特別会計	福島県条例第九十号 昭和 39 年 4 月 1 日
奨学資金貸付金特別会計	福島県条例第五十八号 昭和 27 年 6 月 19 日

2. 特別会計の特徴

(1) 会計処理の特徴

特別会計は、一般会計とは区分されて歳入歳出が管理されるものであり、特定の事業を行う場合や一般的の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に区分されるものである。しかし、国の会計も同様だが、本来は単一の会計の括りで一体経理することが、財政の健全性確保の観点からは望ましいとされている。

また、国や自治体の予算は、全ての歳入歳出を単一の予算の中に含める「単一予算主義の原則」が採られている。これは、国や自治体の真の財政規模や収支の状況を把握するためには、区分経理せずに一般会計と特別会計を含む全体で判断する必要があるからである。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の中で、特別会計を含めた「連結実質赤字比率」という数値が使われるのも、このような観点からである。

このように、国も自治体も単一予算・單一会計を原則としている。しかし、公営企業（福島県の場合は病院事業、工業用水道事業及び地域開発事業）のように独自の収入と費用が計上される事業や、今回の監査対象とした特別会計のように、道路用地や設備の取得管理を行うもの、貸付事業を行うものなどは、一般会計と区分した方がわかりやすい面もある。

福島県が設置する現行の11の特別会計は、区分経理により収支を明確にするという趣旨に照らして、相当なものと考えられる。

3. 福島県が設置している特別会計の現況

(1) 特別会計予算の概要

前述のとおり、公営企業会計を除くと福島県の特別会計は 11 が設置されており、それらの過去 5 年間の予算現額と歳入決算額の推移は以下のとおりである。公営企業会計を除く特別会計は、個別にその増減幅は様々であり、土地取得事業特別会計や港湾整備事業特別会計などは、特に予算規模の年度ごとの振幅が大きい。

なお、平成 23 年度においては、東日本大震災及び東京電力福島第 1 原子力発電所の事故の影響により、小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計と奨学資金貸付金特別会計は、前年までの 5 年間に比して大幅に増加している。

小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計については、予算現額及び歳入決算額が過年度に比して大幅に増加しているが、これは、原子力災害の被災者に対する特定地域中小企業特別資金貸付金が 421 億円、東日本大震災の被災者に対する被災中小企業施設・設備整備貸付金が 60.84 億円、予算及び決算に計上されたことによるものである。また、奨学資金貸付金特別会計は、平成 23 年度において震災特例採用の奨学資金制度を創設したことにより、予算現額及び歳入決算額ともに大幅に増加している。

「歳入歳出決算審査意見」より

(単位:円)

名称	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公債管理特別会計	予算現額	4,931,467,000	11,865,746,000	35,643,860,000	50,562,992,000	62,001,494,000
	歳入決算額	4,911,428,008	11,849,715,504	35,643,833,030	50,562,685,151	61,999,986,355
土地取得事業特別会計	予算現額	2,203,838,000	1,233,733,427	1,228,266,000	1,238,675,000	575,156,000
	歳入決算額	2,176,009,108	1,190,945,394	1,180,848,094	1,202,648,422	575,067,059
母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	予算現額	192,669,000	221,134,000	239,689,000	265,382,000	262,306,000
	歳入決算額	202,076,849	220,010,208	235,475,399	240,971,113	244,907,514
小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計	予算現額	1,746,373,000	1,493,400,000	1,201,869,000	976,703,000	50,951,247,000
	歳入決算額	3,110,165,497	3,087,724,421	3,090,641,915	2,887,793,476	52,868,841,633
就農支援資金等貸付金特別会計	予算現額	339,146,000	227,845,000	192,102,000	174,014,000	99,914,000
	歳入決算額	367,954,136	324,519,642	335,889,106	358,278,014	392,504,847
林業・木材産業改善資金貸付金特別会計	予算現額	525,750,000	526,090,000	327,145,000	357,463,000	388,786,000
	歳入決算額	533,350,104	536,987,898	349,288,016	370,854,906	393,053,417
沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	予算現額	80,338,000	80,361,000	80,261,000	80,289,000	79,853,000
	歳入決算額	136,321,271	134,344,350	129,806,504	128,779,042	193,204,433
港湾整備事業特別会計	予算現額	3,196,764,000	3,227,078,000	4,732,574,000	4,215,478,850	16,209,989,955
	歳入決算額	3,212,045,341	3,311,372,093	4,487,803,777	4,040,930,105	13,060,721,014
流域下水道事業特別会計	予算現額	13,340,943,850	12,995,386,000	11,817,066,000	11,156,316,000	13,113,798,615
	歳入決算額	13,289,660,198	12,989,618,787	11,786,847,551	11,339,916,387	14,046,070,035
証紙収入整理特別会計	予算現額	3,492,421,000	3,283,948,000	3,562,941,000	3,425,555,000	3,176,138,000
	歳入決算額	3,377,956,755	3,225,156,230	3,541,173,956	3,259,924,002	3,206,950,850
奨学資金貸付金特別会計	予算現額	622,159,000	623,376,000	630,573,000	643,258,000	1,363,411,000
	歳入決算額	634,080,302	631,702,721	646,871,167	648,542,901	1,380,312,617
特別会計 合計	予算現額	30,671,868,850	35,778,097,427	59,656,346,000	73,096,125,850	148,222,093,570
	歳入決算額	31,951,047,569	37,502,097,248	61,428,478,515	75,041,323,519	148,361,619,774
特別会計合計 (公債管理・証紙収入除く)	予算現額	22,247,980,850	20,628,403,427	20,449,545,000	19,107,578,850	83,044,461,570
	歳入決算額	23,661,662,806	22,427,225,514	22,243,471,529	21,218,714,366	83,154,682,569

(2) 監査対象とした特別会計の過去の推移

今回、包括外部監査の対象としたのは以下の 9 つの特別会計である。

これらのうち、土地取得事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の 3 つ以外の 6 つの特別会計は、貸付金残高を有するため、その債権管理と貸付実行に係る事務手続を中心に検討した。また、土地取得事業特別会計及び流域下水道事業特別会計に関しては、それぞれの特別会計で保有している固定資産の取得に係る事務手続と、固定資産の管理状況を検討した。また、港湾整備事業特別会計は、港湾等の設備使用料を徴収しているので、当該債権の管理と事務手続を中心に検討した。

それぞれの特別会計の過去の推移をみると、東日本大震災の影響により金額が増加したのは、小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計、港湾整備事業特別会計、奨学資金貸付金特別会計である。一方、沿岸漁業改善資金貸付金特別会計は、震災後に保険金の入金等による繰上償還が行われたことなどにより、貸付金残高が減少している。

貸付金残高を有する特別会計では、就農支援資金等貸付金特別会計、林業・木材産業改善資金貸付金特別会計は、いずれも漸減傾向にある。また、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計は、ほぼ横ばいである。

土地取得事業特別会計の歳入決算額は平成 23 年度に減少し、平成 19 年度は多額であるが、これは年度毎の土地の先行取得計画等に基づくものと思われる。流域下水道事業特別会計は、長期的な事業計画に基づいて施設整備が行われていることから、安定して推移している。

貸付残高は監査提出資料、歳入決算額は「歳入歳出決算審査意見」より

(単位:円)

名称	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
土地取得事業特別会計	歳入決算額	2,176,009,108	1,190,945,394	1,180,848,094	1,202,648,422	575,067,059
	貸付残高	-	-	-	-	-
母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	歳入決算額	202,076,849	220,010,208	235,475,399	240,971,113	244,907,514
	貸付残高	1,182,015,074	1,160,404,158	1,138,746,561	1,139,126,578	1,117,584,530
小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計	歳入決算額	3,110,165,497	3,087,724,421	3,090,641,915	2,887,793,476	52,868,841,633
	貸付残高	7,891,013,037	6,485,468,659	5,305,697,569	4,717,873,659	52,441,722,659
就農支援資金等貸付金特別会計	歳入決算額	367,954,136	324,519,642	335,889,106	358,278,014	392,504,847
	貸付残高	508,189,068	417,001,158	350,485,612	283,465,430	265,867,872
林業・木材産業改善資金貸付金特別会計	歳入決算額	533,350,104	536,987,898	349,288,016	370,854,906	393,053,417
	貸付残高	132,503,000	104,979,000	83,125,000	59,102,000	50,816,000
沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	歳入決算額	136,321,271	134,344,350	129,806,504	128,779,042	193,204,433
	貸付残高	285,495,000	288,116,600	292,508,000	289,326,000	149,966,000
港湾整備事業特別会計	歳入決算額	3,212,045,341	3,311,372,093	4,487,803,777	4,040,930,105	13,060,721,014
	貸付残高	-	-	-	-	-
流域下水道事業特別会計	歳入決算額	13,289,660,198	12,989,618,787	11,786,847,551	11,339,916,387	14,046,070,035
	貸付残高	-	-	-	-	-
奨学資金貸付金特別会計	歳入決算額	634,080,302	631,702,721	646,871,167	648,542,901	1,380,312,617
	貸付残高	1,553,670,600	1,810,603,600	2,078,062,600	2,308,549,600	2,832,506,600
合計	歳入決算額	23,661,662,806	22,427,225,514	22,243,471,529	21,218,714,366	83,154,682,569
	貸付残高	11,552,885,779	10,266,573,175	9,248,625,342	8,797,443,267	56,858,463,661

IV. 県税徵収事務の概要

1. 県税の種類及び税務機構

税金は、その納付先により、国に納付する国税と、地方公共団体に納付する地方税に大別される。地方税は、さらに県（都道府）税と市町村税に分かれる。

次に県税は、一般的な経費に充てるために課税される普通税と、特定の経費に充てるために課税される目的税に区分される。また、納税義務者と税金の納付者の観点から、税の負担者と納付者が同一者である直接税と、税の負担者と納付者が別の者である間接税とに区分される。

福島県では、以下の表のとおり、普通税の直接税が13税目に区分され、普通税の間接税が4税目に区分される。さらに、目的税の直接税と間接税がそれぞれ1税目ずつあり、全部で19の税目がある。

普通税	県民税	個人県民税	県内に住所のある個人、県内に事業所や家屋を有するが住所のない個人への課税
		法人県民税	県内に事務所・事業所を有する法人への課税
		県民税利子割	県内に所在する金融機関等から受領する利子に対する課税
		県民税配当割	上場株式等から受領する配当金に対する課税
		県民税株式等譲渡所得割	上場株式等の譲渡益に対する課税
	事業税	個人事業税	県内で事業を営む個人の所得に対する課税
		法人事業税	県内で事業を営む法人の所得、付加価値、資本金等の額に対する課税
	不動産取得税	土地・家屋の取得に対する課税	
	自動車取得税	自動車の取得に対する課税	
	自動車税	自動車の所有者に対する課税	
	鉱区税	鉱業権の所有者に対する課税	
	県固定資産税	一定限度を超える償却資産への課税(ダム・大工場等)	
	核燃料税	発電用原子炉の設置者の核燃料使用に対する課税	

普通税	間接税	地方消費税	消費税の地方税部分
		県たばこ税	たばこの消費に対する課税
		軽油引取税	軽油の引取り(購入)に対する課税
		ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用に対する課税
目的税	直接税	狩猟税	狩猟者の登録を受ける者に対する課税
	間接税	産業廃棄物税	産業廃棄物を排出した事業者に対する課税

2. 県税の徴収状況

福島県の県税の徴収状況について、平成9年以後の過去15年間の状況を示すと次のとおりとなっている。これによると、98%程度でほぼ横ばいであった徴収率が、平成19年以後毎年下落している。これは、平成19年度に個人県民税が国から税源移譲されたことにより、この未納繰越額が増加しているためである。

平成23年度の決算額で、福島県の19税目の県税収入は1,700億円である。これは、全都道府県の22位に位置しているが、収入歩合（徴収率）では27位となる。

当年度の監査においては、債権の管理に係る事務を対象とすることとしたため、監査計画策定時に判明していた平成22年度の収入割合に基づいて、その比率が99%未満の税目を対象としている。すなわち、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税の4税目である。

なお、平成22年度の県民税の収入割合（以下の表における徴収率に相当）は97.17%であり、この基準に該当しているが、当税目の調定額及び収入額の80%以上を占める個人県民税については、市町村が賦課徴収の権限を有していることから、東日本大震災及び原子力発電所事故後の復興途上にある県及び県内市町村の状況を鑑みて、今年度の監査対象からは除外している。

前述のとおり、税務課からの入手資料とヒアリングによると、国からの税源移譲により、平成19年度以後、調定額が従来の約2倍となった個人県民税に係る未納繰越額が、平成23年度においては県税の未納繰越総額の70%超に達しており、その圧縮が喫緊の課題である。このため、県としては、個人県民税の賦課徴収権限を有する市町村との連携を強化し、未納繰越額徴収対策を強化することが必要と認識している。しかし、東日本大震災後は、効率性を重視した画一的な処分（差押等）の実施は困難な状況である。

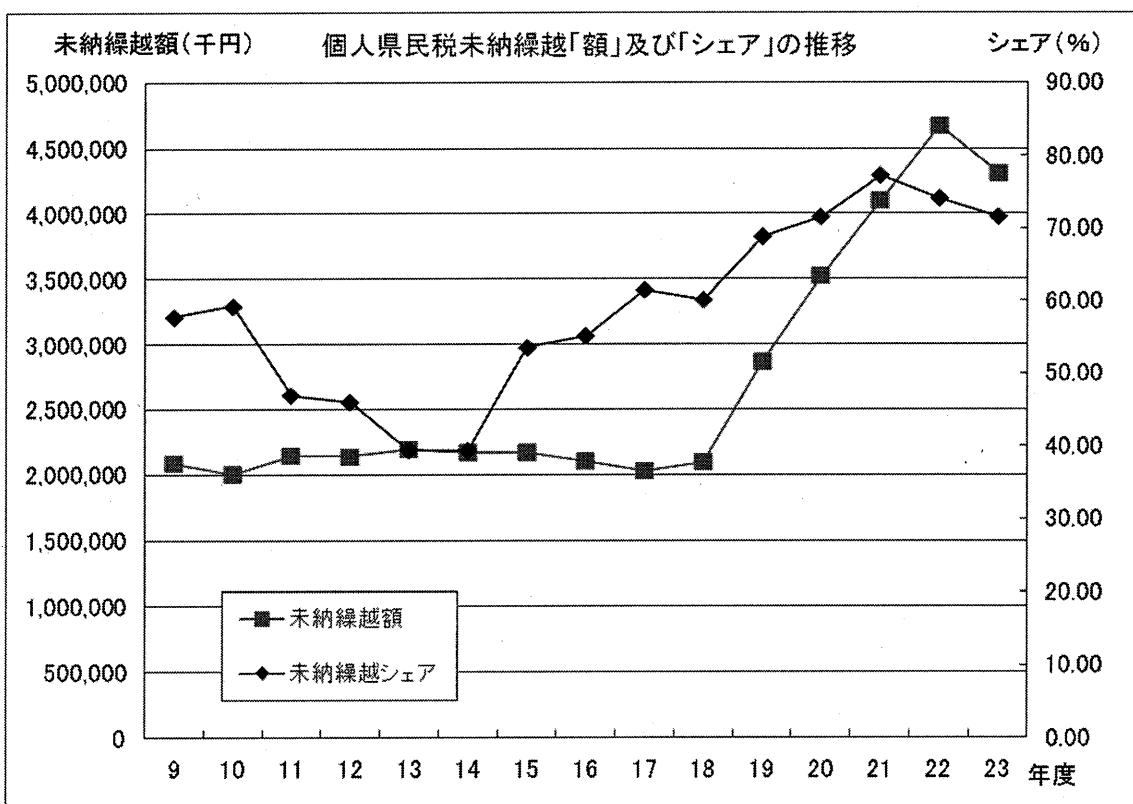
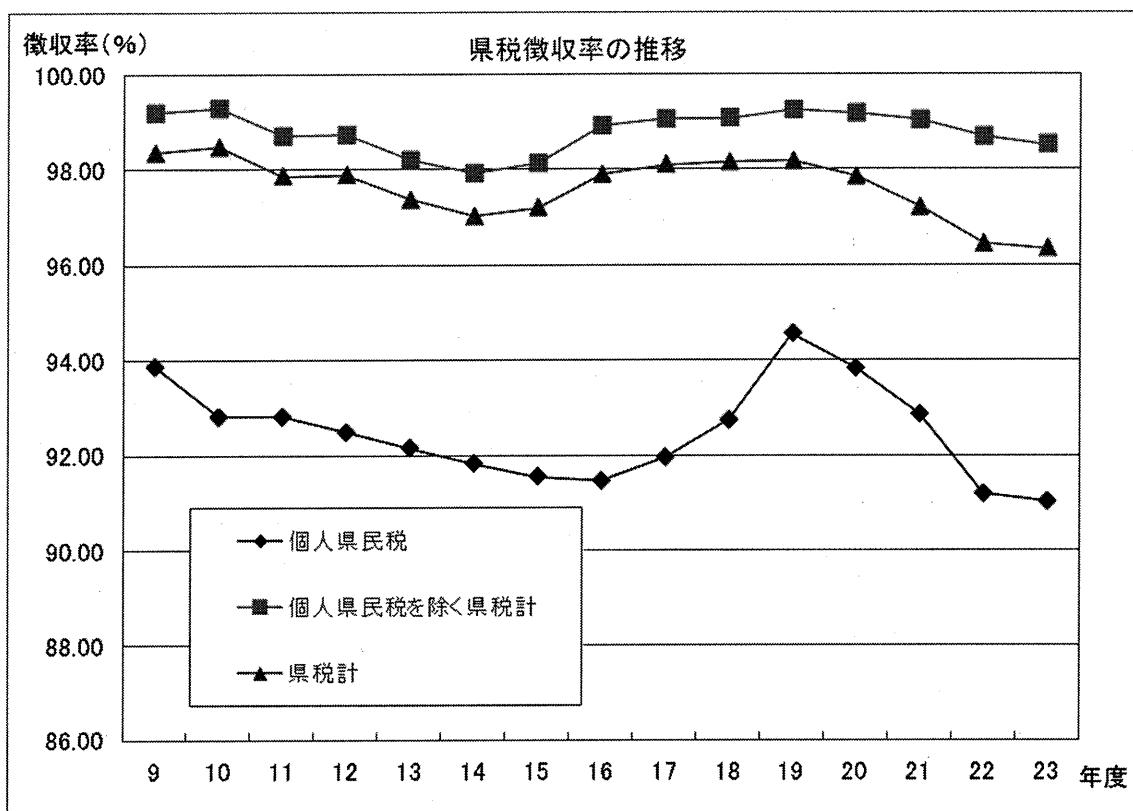
県税調定収入年度別推移（現滞計）

(単位:千円・%)

年 度	個人県民税				個人県民税を除く県税計			
	調定額	収入額	未納繰越額	徴収率	調定額	収入額	未納繰越額	徴収率
9	37,134,943	34,857,530	2,084,783	93.87	200,438,571	198,828,446	1,523,613	99.20
10	30,513,502	28,318,306	2,004,956	92.81	209,632,819	208,170,686	1,377,365	99.30
11	32,085,347	29,777,764	2,143,671	92.81	193,694,709	191,196,457	2,428,611	98.71
12	31,282,458	28,930,395	2,140,180	92.48	200,165,204	197,623,830	2,511,851	98.73
13	30,763,014	28,349,006	2,195,178	92.15	192,474,394	189,020,483	3,378,187	98.21
14	29,697,661	27,270,350	2,166,357	91.83	168,261,225	164,784,848	3,338,315	97.93
15	27,986,623	25,622,975	2,166,005	91.55	167,195,570	164,089,189	1,877,434	98.14
16	27,027,286	24,722,518	2,099,326	91.47	170,933,143	169,081,815	1,705,383	98.92
17	27,697,681	25,468,317	2,027,175	91.95	177,463,203	175,792,308	1,269,874	99.06
18	31,229,777	28,963,475	2,091,398	92.74	184,776,872	183,061,813	1,385,416	99.07
19	56,368,972	53,301,240	2,861,406	94.56	192,316,702	190,867,481	1,294,741	99.25
20	59,694,061	56,011,571	3,524,601	93.83	180,210,522	178,729,084	1,399,198	99.18
21	59,423,669	55,175,106	4,101,764	92.85	142,117,342	140,751,969	1,210,789	99.04
22	55,066,065	50,213,716	4,665,975	91.19	128,975,432	127,289,977	1,629,180	98.69
23	51,470,562	46,852,066	4,312,632	91.03	125,016,864	123,169,703	1,719,654	98.52

年 度	県税計				調定額 構成比	収入額 構成比	未納繰越 額構成比
	調定額	収入額	未納繰越額	徴収率			
9	237,573,514	233,685,976	3,608,397	98.36	15.63	14.92	57.78
10	240,146,321	236,488,992	3,382,321	98.48	12.71	11.97	59.28
11	225,780,056	220,974,221	4,572,283	97.87	14.21	13.48	46.88
12	231,447,661	226,554,225	4,652,031	97.89	13.52	12.77	46.01
13	223,237,408	217,369,489	5,573,365	97.37	13.78	13.04	39.39
14	197,958,886	192,055,198	5,504,672	97.02	15.00	14.20	39.35
15	195,182,193	189,712,164	4,043,439	97.20	14.34	13.51	53.57
16	197,960,428	193,804,332	3,804,709	97.90	13.65	12.76	55.18
17	205,160,884	201,260,625	3,297,049	98.10	13.50	12.65	61.48
18	216,006,649	212,025,288	3,476,814	98.16	14.46	13.66	60.15
19	248,685,673	244,168,721	4,156,147	98.18	22.67	21.83	68.85
20	239,904,583	234,740,655	4,923,799	97.85	24.88	23.86	71.58
21	201,541,011	195,927,075	5,312,553	97.21	29.48	28.16	77.21
22	184,041,497	177,503,693	6,295,155	96.45	29.92	28.29	74.12
23	176,487,426	170,021,769	6,032,286	96.34	29.16	27.56	71.49

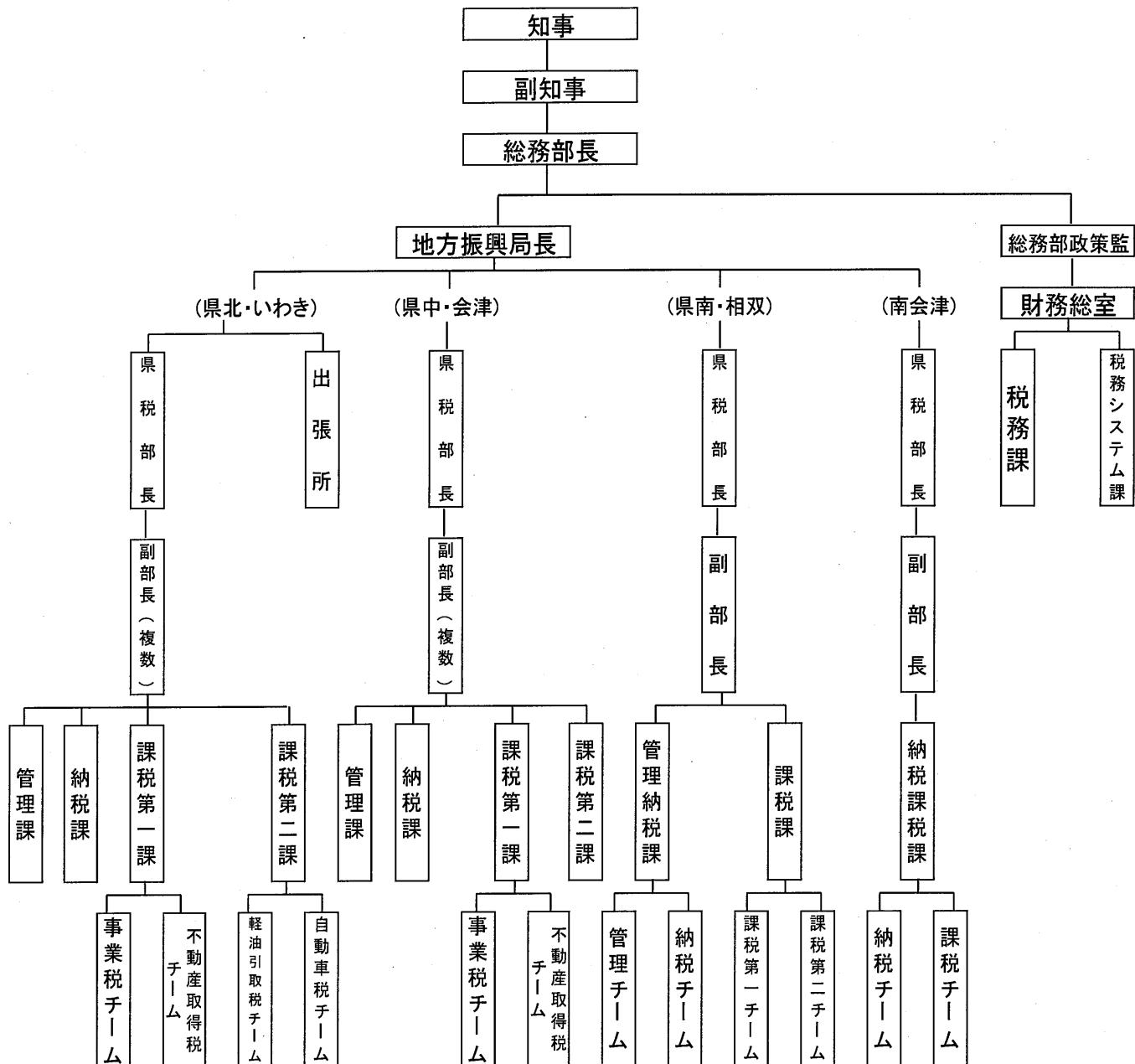
注: 収入額には過誤納金未処理額を含むが未納繰越額には欠損額は含まない。



3. 福島県の税務機構

福島県の税務機構は、以下の図表のとおりである。税務業務は高度な知識と専門性が必要だが、行政改革による人員削減の影響で平成23年度の人員数は平成6年度の83%に減少しており、2年未満の職員が22%となっている。県としては、将来に向けての人事ローテーションと定数の確保が課題と認識している。

(1) 稅務機構(平成 23 年 6 月 1 日現在)



(2) 累年税務職員数

区分	平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
県税																		
県北	54	54	54	54	53	53	53	53	54	54	54	49	49	52	52	52	53	
県中	57	57	56	56	56	56	56	56	55	55	55	55	51	51	51	51	51	52
県南	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	23
会津	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	38	38	36	36	36	36	37
南会津	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
相双	27	27	27	27	27	27	27	27	28	28	28	28	27	27	27	27	26	27
いわき	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	43	43	45	45	44	45
自動車	31	31	31	31	30	31	30	31	30	30	30	30	30	30	0	0	0	0
本庁	26	26	27	27	28	29	28	29	25	25	25	25	29	29	44	44	44	44
合計	309	309	309	309	308	310	308	310	306	306	305	305	295	295	285	285	283	289

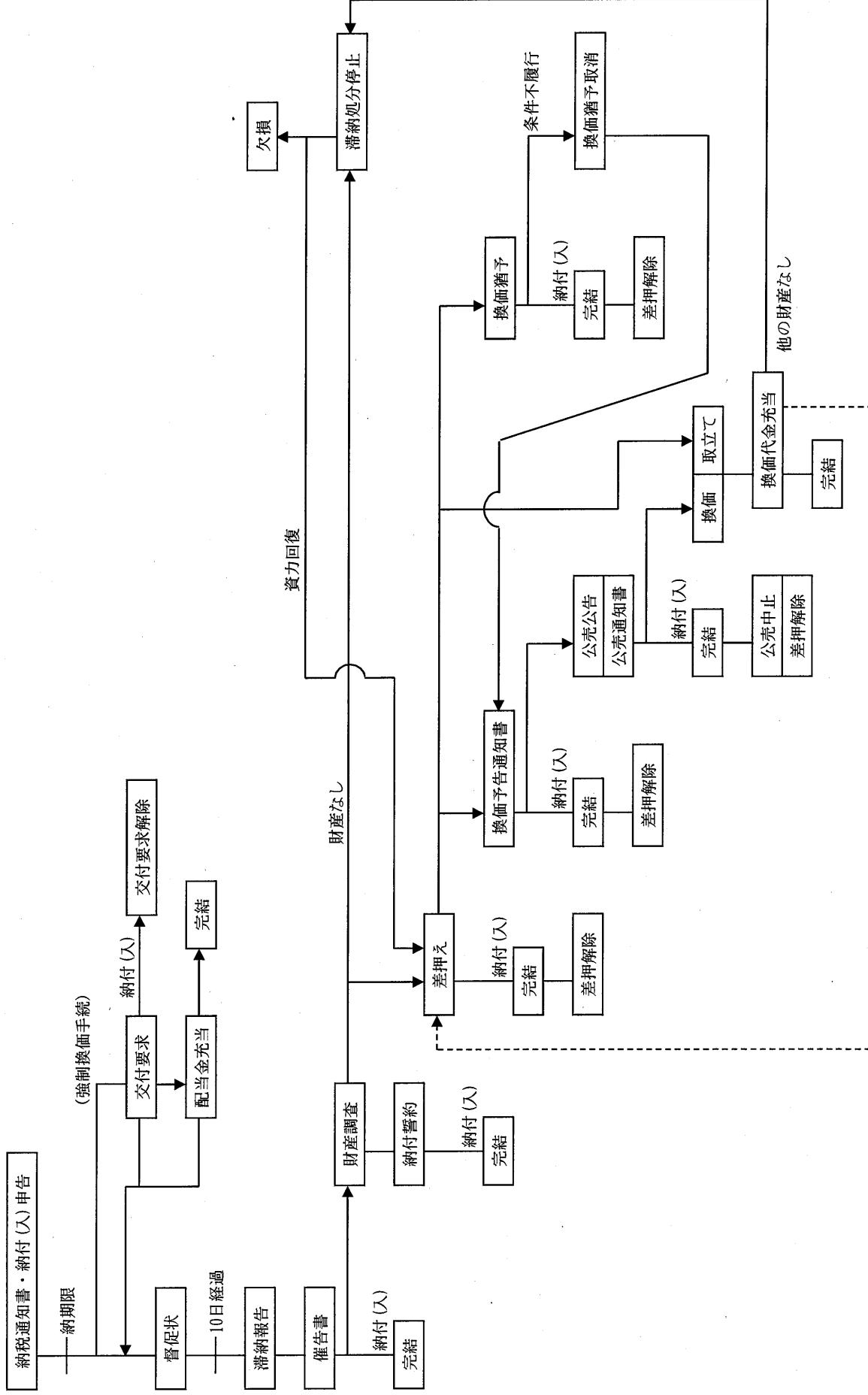
区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	定員	現員																
県税																		
県北	51	52	51	51	52	53	52	54	52	53	52	53	51	51	51	50	49	50
県中	50	50	50	50	51	51	51	51	51	50	50	49	50	48	50	47	49	
県南	22	23	21	22	21	22	21	21	22	22	21	21	21	21	20	20	19	19
会津	36	36	35	35	35	35	35	35	35	35	34	34	34	34	33	33	32	34
南会津	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
相双	26	28	26	26	25	25	25	25	25	25	25	24	24	24	24	23	22	
いわき	44	44	44	44	44	44	44	44	43	43	43	43	43	42	42	42	42	
自動車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
本庁	39	39	38	38	41	41	41	42	39	40	36	37	35	36	35	36	34	35
合計	276	280	273	274	277	279	277	280	275	277	269	271	265	267	261	263	254	258

(3) 税務経験年数別税務職員数

(平成23年6月1日現在)

区分 課・地方振興局別	2年 未満	2年 以上 4年 未満	4年 以上 6年 未満	6年 以上 8年 未満	8年 以上 11年 未満	11年 以上 15年 未満	15年 以上 21年 未満	21年 以上 26年 未満	26年 以上	計
	1	4	3	3	5	2	1	0	0	19
税務課	0	3	2	5	1	5	0	0	0	16
県北	13	3	3	5	3	11	5	3.5	3.5	50
県中	6	6	8	9	4.5	5	5	3.5	1.5	48.5
県南	3	2	3	1	4	4	1	0	1	19
会津	13	3	3	5	3	2	2	0	2.5	33.5
南会津	1	2	0	0	1	1	0	1	2	8
相双	9	5	3	0	3	0	1	0	1	22
いわき	12	7	8	6	5	1	1	2	0	42
合計	58	35	33	34	29.5	31	16	10	11.5	258

4. 県税の徴収（滞納整理）事務の流れ



V. 監査の結果と意見(総論)

以下に記載した監査の結果と意見において、監査人が、関連する法令、規則、規程等に照らして改善する必要があると判断したものは「指摘」としており、経済性・効率性・有効性等の観点から改善する必要があると判断したものは「意見」としている。

1. 特別会計について

(1) 現金による債権回収を行う場合の内部牽制の強化（指摘）

母子寡婦福祉資金貸付金の収納は原則として納付書によるが、滞納者からの収納の場合には、現金による収納を認めている。これは、滞納者に対して個別訪問等による回収を行っており、その際に現金を回収することを認めているものである。

収納員が償還金を現金で回収した場合は、回収した償還金について、収納員が銀行から県の口座に振り込んでいる。このような方法は、不正誤謬のリスクが高まるものであり、内部統制上問題がある。

今回、このような方法により銀行の店舗から県の口座への振込処理を行った収納金の帳票として保管されていた償還金領収証書（乙）（以下「領収証書」という。）について、次のような不適切な処理があった。

現金回収した償還金について、当初、2枚の領収証書が発行され、それぞれに金融機関の収納済印が押印されているため、金融機関側はそれぞれ別々に現金を受入れ処理していると考えられるが、このうち1枚について斜線を入れ汚損処理しているものが見受けられた。また、同時に発行されたもう一枚の領収証書の金額は、斜線を引いた上で汚損処理した領収証書の金額を加算して記載されていた。

金融機関の収納済印が押印された後に汚損処理することは誤りであり、別々に収納した現金について金額訂正すべきではない。

滞納者からの償還金回収については、内部統制の観点からは振込による納付以外の方法を認めないことが望ましい。しかし、回収促進のために現金回収を容認せざるをえないのであれば、現金回収時の事務処理手続を明確にして上記のような不適切な処理が発生しないようにし、事後チェックによる内部牽制機能を強化するなどの対応が必要である。

(2) 貸付実行時の完了検査（意見）

中小企業高度化資金貸付金の平成23年度の新規貸付実行分について、貸付実行時の書類等を確認したところ、8件のうち7件については調査時点で完了検査が行われていなかった。平成24年4月以後に補助金により貸付金を返済することが見込まれるために実施しなかったということであり、これらの貸付金については平成24年度に入ってから、それぞれ全額完済されている。

しかし、完了検査は「福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する事務取扱要綱」の第14に記載されているとおり、貸付対象施設の取得、造成、設置及びその代金支払い等が適正に行われていることを確認することにより、貸付資金が貸付申請時に認定された事業計画通りに実行されたことを確認する重要な手続である。したがって、たとえ全額返済される予定であるとしても、借受者が高度化事業完了後の決算を終了した後に、遅滞なく完了検査を実施すべきものである。

当該貸付金制度においてはもちろん、県が実施する他の貸付金制度においても、対象となる事業等が貸付申請時に認定された事業計画通り実施されたことを確認することは非常に重要な手続であり、省略することのないよう留意されたい。

なお、平成25年2月に実施した担当部局へのヒアリングにおいて、完了検査が実施されていなかった7件についても、平成24年度内に完了検査を実施することになったとの説明を受けた。

(3) 貸付実行時の審査の十分性（意見）

中小企業高度化資金貸付金の残高のうち、返済の据置期間（3年以内又は5年以内）終了後の第1回返済時から延滞が発生している貸付金について検討したところ、当初貸付時の事業認定に関して、特に財務内容の審査が不十分であったと思われる。

この貸付金制度は、福島県中小企業団体中央会、市町村、商工会議所及び商工会等と協調し、高度化事業として認定を受けた事業を実施する事業者に対して資金の貸付けを行うものである。事業認定を受ける段階で、参加者の事業計画に加えて当該貸付資金の貸与を希望する参加者について、財務内容を検討することとなる。

具体的には、法人の場合は直前3年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人の場合は直前3年の各営業年度の営業純資本額調書、収支計算書及び勘定科目内訳明細書を経営金融課長宛に提出し、これらに基づいて財務審査が実施される。

しかし、返済開始直後より延滞が発生した貸付金は、いずれも貸付実行時の財務諸表の保管が不十分であり、当初の財務内容の審査に係る重要性の認識が不十分と

思われる。これまでの延滞発生などの経験に基づき、今後は貸付実行時に適切かつ十分な財務内容の審査を実施することが望まれる。

(4) 債権の保全状況～譲渡担保（指摘）

回収が延滞している中小企業設備近代化資金貸付金のうち2件については、いずれも譲渡担保の設定後における担保物件の保全管理や、現物の状況把握が不十分である。譲渡担保物件は債権保全のための重要な動産であり、担保設定後の管理を十分に行う必要がある。

今回の調査対象の2件については、いずれの事例においても、本来は、滞納が発生した時点で速やかに譲渡担保契約に基づく担保物件の処分を検討実施すべきであったと考える。速やかな担保物件の保全、換価処分がなされれば、たとえ一部分でも債権回収の早期化が図れたものと推察できる。

平成12年度以後、中小企業設備近代化資金貸付金は貸与機関を通じて融資する制度になったため、実施機関を公益財団法人福島県産業振興センターに移管しており、県からの新規実行はない。しかし、今後、県が実施する他の制度による貸付金等の債権について譲渡担保による保全を行う場合には、延滞発生後、速やかに現物の差押を実施するなどの保全措置を実行することを徹底すべきである。少子高齢化により財政状態が厳しい状況の中で、貸付金という県の財産である債権の保全を図るために、これまでより一層の回収努力が求められる部分であると考える。

(5) 長期未納延滞者の管理方法及び償還免除等（意見）

長期未納延滞者は増加傾向にあり管理コストも増加している一方で、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計及び奨学資金貸付金特別会計において後述するとおり、現在の法制度上は、償還免除等の実行は困難な状況である。このため、これら2つの特別会計の貸付金に関しても、長期の滞納者であっても原則として回収方針としている。

国及び自治体の歳入の基本は税収であり（地方債の償還財源も最終的には税である）、住民から徴収した税を以て歳出を行い、事業を実施していることから、自治体が有する債権は回収することが大原則となることは否定できない。したがって、債権の放棄（債務の免除）は安易にできるものではない。

しかし、母子寡婦福祉資金貸付金は、福祉的な性格が非常に大きい事業であり、奨学資金貸付金特別会計についても、最近における若年者の失業問題を初めとして、社会的弱者に対してどのように対応するかという課題がある。また、回収のコスト

などを考えると、時効の援用を含めて個別事情に応じた柔軟な償還免除等の対応ができるよう、償還免除事由の追加などについての検討が必要なものと考える。ただし、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の貸付金制度は法令に基づくものであり、このような柔軟な対応を行うためには国の法令の改正が前提となる。

また、債権管理という観点からみれば、このように回収が遅延している債権に関しては、回収促進と管理コスト削減の2つの面から、県の有する私債権全般に係る統一的な管理規程や管理基準の設定、私債権管理の一元化、あるいは民間の債権回収業者へのバルクセールなどを検討することが必要な時期にきているのではないかと考える。

(6) 違約金の取扱い（意見）

違約金については、小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の監査結果において後述するとおり、中小企業設備近代化資金貸付金については、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞額につき年10.75%の割合で計算した金額を請求すると定めている。

今後の課題として、当該貸付金制度のみならず他の貸付金制度も含めて、違約金を請求する条件及び免除事由、並びに延滞金の違約金の割合（現状は年10.75%の日割計算）について、抜本的な見直しを検討する必要があると考える。

この点については、今回の外部監査を契機に違約金について次のような点を検討し、県が行っている他の制度との比較均衡、国税通則法における延納、各種加算税、延滞税の規定などを参考に、るべき違約金制度を構築していただきたい。

- ・延滞金の性格を利息として捉えるか、又は罰金として捉えるか。
- ・延滞発生後に返済計画書に基づく返済が一定期間連続して行われた場合に違約金の免除事由とするか否か。
- ・延滞金についての上限値の設定（当初貸付金の一定割合等）。

(7) 債権回収の管理状況に問題があるもの（指摘）

港湾整備事業特別会計の滞留債権の管理状況について検討した結果、港湾施設内に設備を保有することによる使用料の徴収について、使用料を請求すべき相手先を誤って認識しているものがあった。

当該使用料の発生原因となる設備は、債務者2名（説明の便宜上、以下、それぞれの債務者をCとDとする）が1/2ずつ所有する共有持分となっているため、使用

料も両者が 1/2 ずつ負担している。このうち、平成 22 年度の使用料の 1/2 が未納となっており、県では債務者 C に対するものとして処理していた。

現在、債務者 C は原発事故の影響で営業を自粛しており、債務者 D は平成 22 年 9 月に破産手続開始が決定され、破産管財人のもとで破産手続が進められているところである。この債務者 D の破産手続に係る経過と、債務者 C からの使用料の納入に関して、関係書類を確認するとともに担当者にヒアリングした結果、債務者 C は既に使用料を納入済みであり、当該延滞債権は債務者 D に対するものである。したがって、C への債権として管理するのは誤謬であり、債権管理の記録簿等の記載は速やかに訂正すべきである。

本件については、平成 24 年 11 月の調査時の監査人の指摘後、債務者 D に対する債権として取り扱い、平成 24 年 12 月の D の破産手続終結後、徴収停止手続を行ったとの説明文書が、土木部港湾課より平成 25 年 3 月 22 日に監査人に提示された。これにより、本件の実際上の問題は解消している。

ただし、本件の本質的な問題は、債務者 C、D との交渉や入金の経緯、破産手続に係る書類提出などを通じて、明らかに残債権の請求先が D であるにもかかわらず、県の担当部署では、監査人が指摘するまで C に対する債権として処理していたことがある。今後の債権管理に当たってはこのような誤謬が再発しないように、担当者のみならず管理責任者も関係書類の内容を十分に把握し、適切な管理を行うことを徹底すべきである。

(8) 私債権の管理及び回収方法についての今後の課題（意見）

近年、国や地方自治体においても公会計制度の導入とともに貸借対照表の作成が求められ、債権管理の重要性に対する認識が高まっている。その結果、自治体における債権管理の重要性についても認識されつつあり、債権管理条例や債権管理マニュアルを制定することにより、債権管理の効率化と回収率の向上を目指す自治体が増えてきている。

自治体の債権管理において重要なポイントは、以下の4点であると考える。

イ) 条例及びマニュアル等により債権管理に係る基準を明確にする

従来、自治体において、税金等の自ら滞納処分できる債権は地方税法及び地方税施行令などにより統一的な債権管理が行われているが、今回調査対象とした特別会計における貸付金・未収入金、また、県営住宅の賃料未収入金などの私債権については、統一的な債権管理に関する基準はなく、個別の条例や取扱規程などにより管理されていた。このため、私債権ごとにそれぞれ別々の管理方式であり、延滞債権の取扱いや対応も様々であった。

特に私債権に関しては、債権管理の方法を統一することにより自治体全体の方向性が明確になり、以下の施策が行いやすくなるとともに、債権管理の徹底に寄与するものと考える。

ロ) 債権管理を実行する組織を一元化してノウハウの蓄積と効率化を図る

前述のとおり、従来、私債権の管理はそれぞれの担当部局が実施しており、職員の専門性発揮や、ノウハウの蓄積が図れない状況であった。しかし、債権管理の部署を一元化することにより、自治体が陥りがちな縦割り組織の弊害からの脱却が期待できる。その結果、専門性発揮及びノウハウの蓄積の両者の達成が見込まれるものと考える。

ハ) 一部の不良債権については債権回収業者へ回収業務を委託する

債権管理マニュアル等を整備して債権管理を一元化したとしても、悪質な延滞者などは、回収に特殊なノウハウを有する専門業者に任せた方が効率化や回収促進、さらに人員不足の補完が図れる場合がある。このような場合は、債権回収の一部をサービスなどに委託することも検討に値する。

二) 条例及びマニュアル等により債権放棄の基準を定め、回収不能債権に係る債権放棄を行う

種々の回収促進策を実施しても、最終的に回収することが極めて困難な債権や、回収コストが回収見込額を超過する債権が残る場合がある。このような債権については、一定の基準に基づいて最終的に債権放棄などの措置を行い、^{その後の}管理コストの削減を図ることが経済合理性の観点から望ましいものと考える。

このような債権管理に取り組んでいる自治体の具体例として、例えば、東京都では平成20年3月に「東京都債権管理条例」を定めて、私債権について統一的な管理を行っている。当該条例を受けて、平成21年3月に実施した46件、2億8千万円の私債権の放棄の内容を公表するに当たり、東京都では、債権管理体制や条例制定の趣旨について、以下のように記載している。

1 「東京都債権管理条例」の制定

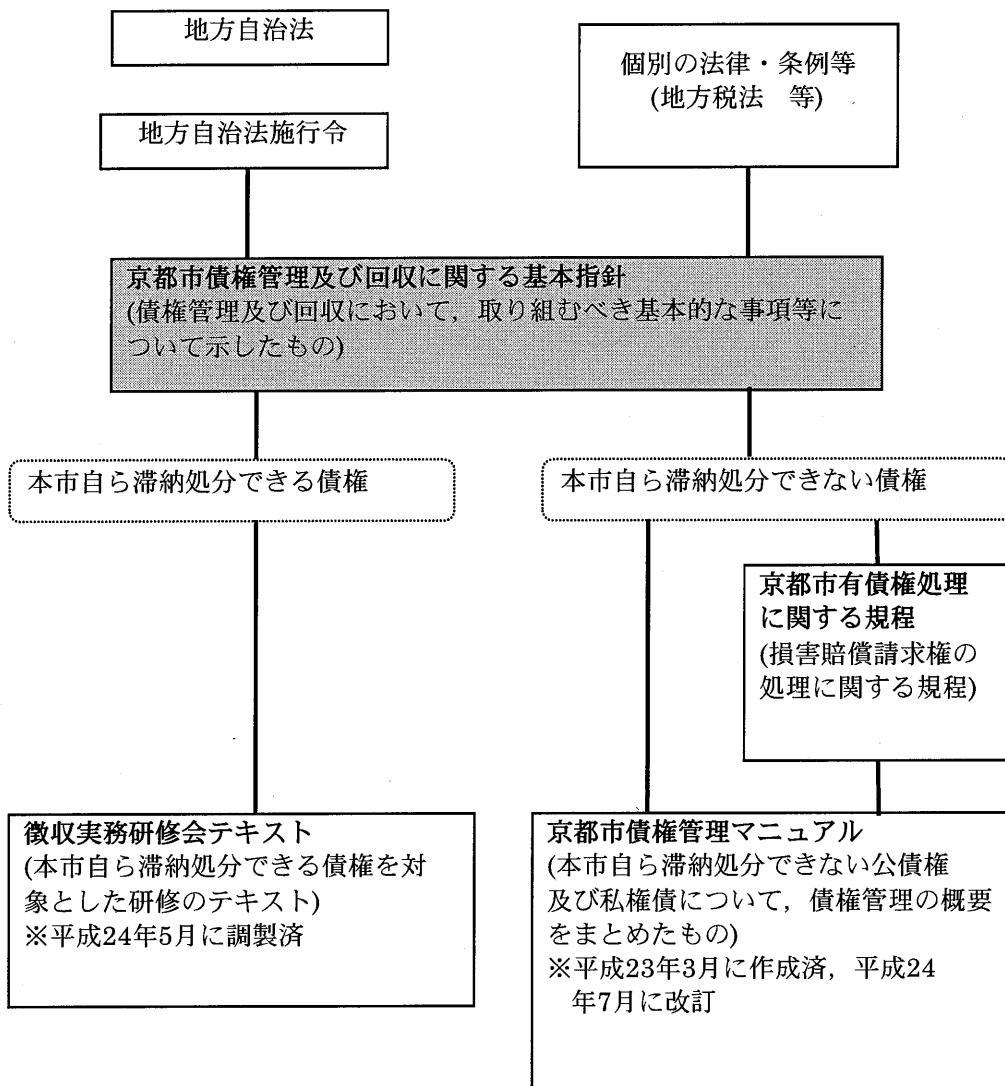
- ① 平成18年度から新たに導入された公会計制度により、多額の未収債権が判明するなど債権管理上の課題が明らかになった。
- ② 債権管理のより一層の適正化を図るため、平成20年3月に「東京都債権管理条例」を制定し、全庁的な体制の整備を進めるとともに、回収不能な債権の処理基準を明確化するなど、債権の実態を踏まえた適正な欠損処理を行うための規定を整備した。

2 全庁的な体制整備の推進

- ① 債権の管理を円滑に行うため、各局に債権管理者を設置
- ② 債権管理についての標準的なマニュアルを整備
- ③ 債権を適正に管理するため、債権管理台帳を整備
- ④ 各局における取組を全庁的に支えるため、庁内に債権管理調整会議を設置し、債権回収ノウハウ等を共有化

次に、京都市では平成23年3月に「京都市債権管理マニュアル」を策定し、平成24年7月にそのマニュアルの改訂に当たり、「京都市債権管理及び回収に関する基本指針」を公表している。この基本指針の中で、京都市債権管理マニュアルの対象範囲を以下の図で示しており、自らが滞納処分できない債権（私債権及び一部の公債権）が京都市債権管理マニュアルの対象となることを明確にしている。

[債権管理及び回収に係る法令等の体系図]



最後に、千葉県船橋市の例では、まず、平成20年度より強制徴収公債権の管理を一元化し、その後、非強制徴収公債権と私債権に係る債権管理条例を制定し、平成23年度からこれらの債権の一元的な管理を開始して、大きな成果を挙げている。船橋市では、このような一連の改革の効果として、次の3つを挙げている。

- イ) 同一滞納者の債権全てを把握し、一括管理できる
- ロ) 専門知識とノウハウの集約により徴収事務の効率化が図られる
- ハ) 正しく納税する市民との不公平を解消できる

これ以外にも多くの自治体で同様の債権管理に係る実例がある。福島県においても、他の自治体の債権管理に対する取り組みを研究し、少なくとも私債権に関しては債権管理条例や債権管理マニュアル等を整備し、さらに組織を一元化することにより、債権回収の効率化と回収促進を図ることが望ましいと考える。なお、ここにいう私債権には、今回の調査対象である特別会計以外にも、県営住宅の家賃や県有財産の貸付料・使用料などの債権も含まれる。

また、債権管理に係る規定の整備とともに、長期延滞している不良債権については、回収業務の業者への委託や債権放棄の処理を進めることにより、資金回収と資産圧縮を進めていくべきである。

2. 県税について

(1) 長期滞納者の管理状況（指摘）

長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、延滞債権の管理状況に問題があり、「滯納処分票」又は「滯納整理票」などの管理台帳の整備や、担保物件の現況調査などの財産調査が十分でないものが見受けられた。今後、これらの具体的に指摘した滯納者のみならず、他の滯納者に係る帳票も再確認するとともに、適時適切な財産調査等を実施するよう、留意すべきである。

(2) 滞納処分停止に向けて対応すべき県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者（意見）

長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び徴収状況を確認した結果、地方税法第15条の7の滞納処分の停止要件（1無財産、2生活困窮、3本人の所在及び財産とも不明）に該当する可能性がある納税者が散見された。これらの債権について、滞納停止処分の要件に該当するかの判断をせずに、長期間にわたって催告等の手続を実施することは、管理コストを高めることになり、経済合理性の面からも適正ではない。

税務職員の員数や経費予算が圧縮されている現状と、個人県民税の未納繰越額が大幅に増加している現状を鑑みるに、回収見込が極めて低い納税者については、早急に財産調査を実施し、滞納処分停止の是非を判断し、処分停止に該当する場合は速やかに処分停止の手続を実行し、最終的には不納欠損処理することが望ましいと考える。

(3) 回収促進を図るべき県税未収金の長期滞納者（指摘）

長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、一部の納税者については、現況調査を含めた回収促進策が不十分であると考える。納税者の実態調査を行った上で、早急に徴収を図るべきものと考える。

(4) 県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者及び不納欠損処理の台帳管理（意見）

未納繰越額の回収や催告の記録は、平成22年2月以前は「滞納処分票（徴第9号様式）」に手書き載っていたが、これらの記録は、平成20年度の新税務システムの導入に伴い、システムにデータ入力され、「滞納整理票」の電子ファイルにて管理されている。また、消滅時効及び不納欠損に係る管理については、担当者以外の者も管理可能となるよう、県税部全体で統一した税務システムの処理メニューによる管理を行っている。一方で、補助的な管理については各県税部がそれぞれの創意工夫による対応を行っている。

平成20年度の新税務システムの導入に伴う過渡期であり、現状は各県税部ごとに独自の管理を行うこともやむを得ないものと考える。しかしながら、将来的には担当者以外の管理者の検閲や、引継担当者の確認が行いやすいように、過去の手書き台帳の活用方法を含めて、滞納者の未収金に係る台帳の記載方法を統一することが望ましい。これにより、内部牽制を有効ならしめ、事務手続の効率化を図ることが可能になると考える。

3. 監査結果のまとめ

特別会計及び県税未収金の監査結果を一覧表に取りまとめると以下のとおりとなる。

(単位:百万円)

No.	項目	調査対象	管理者	H23年度末 残高	監査結果	内容
1	土地取得事業特別会計	取得した財産	土木部	-	意見	・発議書への決裁日の記載(意見)
2	母子寡婦福祉資金貸付金 特別会計	貸付金	保健福祉部	1,117	指摘・意見	・新規貸付～関係書類の整理保管(意見) ・償還～現金回収の事務処理手続の明確化(指摘) ・長期延滞未納債権の管理方法(意見) ・長期延滞未納債権の償還免除(意見) ・長期延滞未納債権の回収可能性(意見)
3	小規模企業者等設備導入 資金貸付金等特別会計	貸付金 (中小企業高度化資金、 中小企業設備近代化資金)	商工労働部	4,191	指摘・意見	・新規貸付～完了検査の実施(意見) ・回収管理～譲渡担保による債権の保全(指摘) ・回収管理～督促状況の台帳記録(意見) ・回収管理～連帯保証人から入手すべき書面(意見) ・回収管理～違約金の取扱い(意見) ・回収管理～返済計画書の作成(意見) ・回収管理～貸付実行時の関係書類の保管(意見) ・回収管理～貸付実行時の審査の十分性(意見)
4	就農支援資金等貸付金特別会計	貸付金	農林水産部	265	特記事項なし	
5	林業・木材産業改善資金 貸付金特別会計	貸付金	農林水産部	50	意見	・新規貸付～保証人からの必要書類入手(意見) ・延滞債権の管理台帳への記載方法(意見)
6	沿岸漁業改善資金貸付金 特別会計	貸付金	農林水産部	149	特記事項なし	
7	港湾整備事業特別会計	未収入金	土木部	-	指摘・意見	・債権回収の管理状況に問題あるもの(指摘) ・債権回収手続等を早期に進めるべきもの(意見) ・徴収停止手続を実施すべきもの(意見)
8	流域下水道事業特別会計	取得した財産	土木部	-	特記事項なし	
9	奨学資金貸付金特別会計	貸付金	教育庁	2,832	意見	・新規貸付～関係書類の整理保管(意見) ・震災特例の保証人の取扱い(意見) ・新規貸付に係る書類入手の遅延(意見) ・未収残高の貸付台帳及び管理規程整備(意見) ・長期延滞者の返還免除等の今後の取扱い(意見) ・長期延滞者に係る返還免除の取扱い(意見)
10	不動産取得税	県税未収金 (未納縁越額)	総務部	407	指摘・意見	・長期滞納者の管理状況(指摘) ・滞納処分停止手続への対応をすべきもの(意見) ・回収促進を図るべき長期滞納者(指摘) ・長期滞納者及び不納欠損処理の台帳管理(意見)
11	ゴルフ場利用税	県税未収金 (未納縁越額)	総務部	31	意見	・延滞者に係る回収管理(意見)
12	軽油引取税	県税未収金 (未納縁越額)	総務部	89	特記事項なし	
13	産業廃棄物税	県税未収金 (未納縁越額)	総務部	19	特記事項なし	

(注) 単位未満の金額は切り捨てで記載している。

VI. 監査の結果と意見(各論)

(A) 特別会計

1. 土地取得事業特別会計

(1) 土地取得事業特別会計の概要

所管部署	財産管理課（土木部）
設置目的	土地及びその上にある立木、建物その他の土地に定着する物件並びにこれらの土地又は物件に関する地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借又は賃貸借による権利その他の所有権以外の権利並びに鉱業権並びに温泉を利用する権利（以下「土地等」という。）を適時に取得し、又は確保することにより、県が行なう事業の円滑な遂行を図るとともにその経理を明確にすること。

土地取得事業特別会計は、土地等を適時に取得し、又は確保することにより、県が行なう事業の円滑な遂行を図るとともにその経理を明確にするため、設置されたものである。

端的にいえば、当特別会計は、近い将来に公共事業予算での買取りが確実と認められる土地（権利消滅に係る補償を含む。）及びこれに伴う損失補償について、一般会計で対応できない用地（代替地を含む。）の先行取得等を行うことにより、機会を逸すことなく、公共事業用地を確保するために設置されたものである。

なお、買戻しまでの期間については、「福島県土木部公共用地先行取得事業事務取扱要領」において、「先行取得する年度を含み2箇年度以内に公共事業の予算で買い取られることが確実と認められる土地等」と定められている。平成23年度において取得されたものは、以下のとおりである。

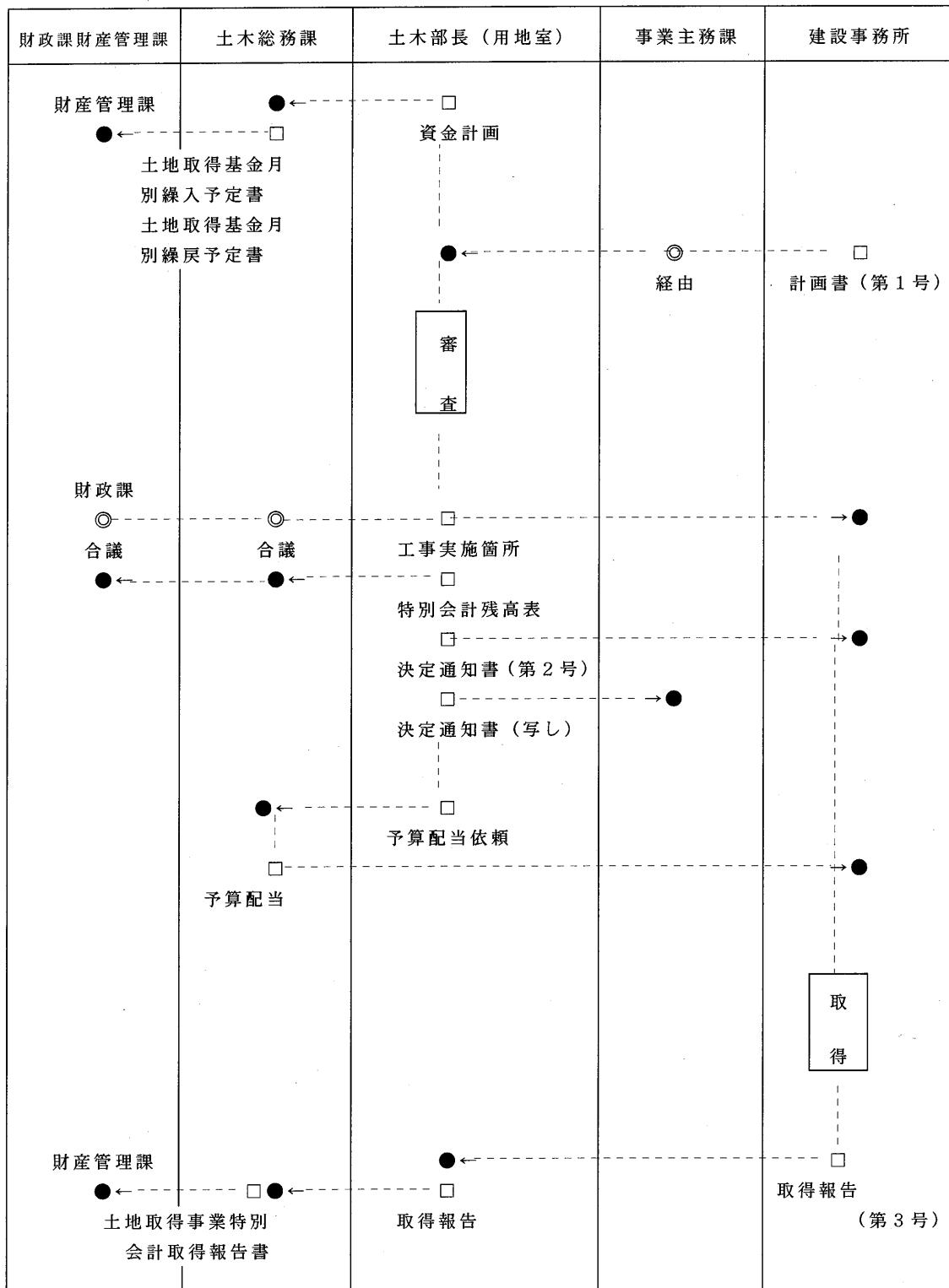
事業名	数量 (m ²)	取得経費 (円)	所在地
用地先行取得事業	250.43	34,504,000	いわき市
代替地取得事業	436.61	14,528,100	三春町
道路事業	538.36	82,726,820	棚倉町 他4件
計	1,225.40	131,758,920	

次に、当特別会計に係る業務のフローチャートは次ページ以下のとおりである。

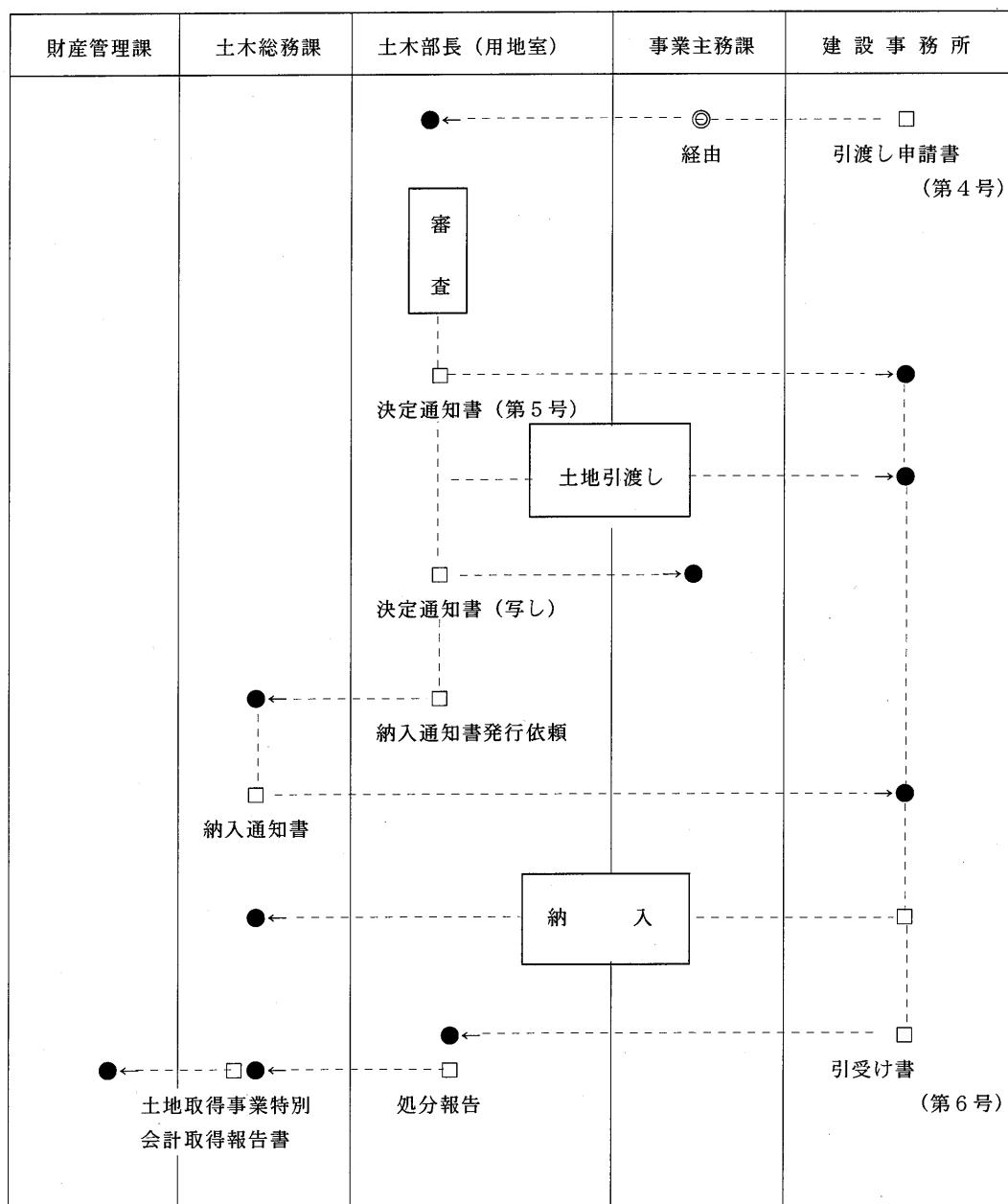
〔参考資料〕

公共用地先行取得事業関係図

○取 得



○ 引 渡 し



(2) 監査手続

平成 23 年度に当特別会計において新規に取得した土地等の先行取得及び取得した財産の引渡しに関して、以下の手続を実施した。

①「福島県土木部公共用地先行取得事業事務取扱要領」に基づいて次の書類が適切に作成されているかについての確認

- ・様式第 1 号 先行取得計画書
- ・様式第 2 号 先行取得決定通知書
- ・様式第 3 号 土地等取得（補償）報告書
- ・様式第 4 号 特別会計財産引渡し申請書
- ・様式第 5 号 特別会計財産引渡し決定通知書
- ・様式第 6 号 特別会計財産引受け書

②様式第 8 号 特別会計財産台帳と上記の諸資料との突合

③取得した年度を含めた 2 年度以内に一般会計において買戻しを行っているかについての確認

(3) 監査結果（意見）

平成 23 年度における土地取得事業特別会計の歳出に関して、平成 23 年度に新規に取得した 7 件について上記の監査手続を実施した結果、福島県土地取得事業特別会計条例及び福島県土木部公共用地先行取得事業事務取扱要領の規定に照らして検討した結果は、以下のとおりである。

なお、平成 23 年度末において買い戻しが遅延している土地は保有しておらず、経済性・効率性の観点からは特に指摘すべき事項はない。

① 発議書への決裁日の記載（意見）

次の物件に関して、特別会計財産引渡し決定通知書（様式第5号）の発行に係る発議書において、道路整備課長の決裁日の記載が洩れていた。土地売買契約書等により引渡しの処理に関する手続の実行に関しては問題ないことを確認したが、引渡し処理が承認手続を踏まえて適正に行われていることを疎明するため、決裁日は必ず明記すべきと考える。

事業名	数量 (m ²)	取得経費 (円)	所在地
道路事業 川俣安達線	210.10	16,431,000	福島市

2. 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計

(1) 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の概要

所管部署	保健福祉部
設置目的	母子及び寡婦福祉法第十三条、第十四条及び第三十二条の規定による資金の貸付の事業を行うこと。

母子寡婦福祉資金貸付金特別会計は、母子及び寡婦福祉法に基づく母子福祉資金の貸付及び母子福祉団体に対する貸付、並びに寡婦福祉資金の貸付の事業を行うために設置されたものである。

貸付金の対象者及び申込・審査の方法等は以下のとおりであり、貸付金の種類と貸付条件等は次ページのとおりである。

対象者	母子福祉資金	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女性 20歳未満の父母のない児童
	寡婦福祉資金	母子家庭で子どもが成人した母親など
申込方法	申込者の住んでいる県保健福祉事務所及び市福祉事務所、町村役場で受付けを行ない、申込後は、県保健福祉事務所で書類審査を行い貸付決定する（ただし、郡山市及びいわき市の居住者については、それぞれの市において審査を行い貸付決定する。）。	

母子・寡婦福祉貸付金の種類及び内容

資金の種類	使 途	貸付最高限度額	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	事業を開始するに際して必要な経費(設備費、材料費等)	283万円	貸付後 1年間	7年以内	無利子
事業継続資金	事業を継続していくために必要な運転資金	142万円	貸付後 6ヶ月間	7年以内	無利子
修学資金	子が高校、高専、大学等に修学するために必要な経費	自宅と自宅外の別、高校・高専・大学等の別により異なる	卒業後 6ヶ月間	10年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母及び寡婦が事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	月額 68,000円 一括816,000円 (一括は入学時に支払う必要がある入学金等が対象) (自動車運転免許 46万円)	期間満了後 1年間	10年以内	無利子
修業資金	子が事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な経費	月額 68,000円 (自動車運転免許 46万円)	期間満了後 1年間	6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母及び子、または寡婦が就職するために直接必要な経費(被服費等)	10万円 (特別32万円)	貸付後 1年間	6年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母及び子、または寡婦が医療又は介護をうけるのに必要な経費	34万円 (特別48万円) (介護50万円)	期間満了後 6ヶ月間	5年以内	無利子
生活資金	技能習得資金を借り受けて技能習得している期間または医療介護資金を借り受けて医療又は介護を受けている期間、母子家庭となって7年以内(生活安定)または失業期間中の生活維持に必要な経費	月額 103,000円 (知識技能習得 141,000円)	期間満了後 6ヶ月間	技能習得後10年以内、 医療介護、失業5年以内 生活安定8年以内	無利子
住宅資金	住宅の補修、保全、改築、増築、購入に必要な経費	150万円 (災害200万円)	貸付後 6ヶ月間	6年以内 (特別7年以内)	無利子
転宅資金	住宅を移転するために必要な住宅の貸借に際し必要な経費	26万円	貸付後 6ヶ月間	3年以内	無利子
就学支度資金	子の学校への入学もしくは修業施設への入所に必要な経費	39,500円～ 59万円まで (学校に応じて)	卒業・修業後 6ヶ月間	修業5年以内 修学10年以内	無利子
結婚資金	子が結婚するために必要な経費	30万円	6ヶ月間	5年以内	無利子

平成23年度末において、各地区の保健福祉事務所毎の貸付金の未納残高は以下の表のとおりとなっている。この表より、県北保健福祉事務所及び会津保健福祉事務所の残高が、件数が多くかつ金額が多額であることから、この2つの保健福祉事務所を往査対象として、未納額に係る回収管理の状況を中心に調査した。

(平成 24 年 3 月末未納者内訳)

(金額単位：円)

資金種別（母子）	県北		県中		県南		会津	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	56	1,518,453	—	—	—	—	117	2,038,108
事業継続資金	—	—	42	680,660	50	898,836	—	—
修学資金	3,992	36,460,235	1,420	11,281,040	773	6,785,388	4,760	38,195,352
技能修得資金	1	2,500	29	166,349	64	304,237	48	226,006
修業資金	140	655,760	112	512,299	60	1,039,966	281	1,434,312
就職支度資金	13	66,322	30	80,934	—	—	33	77,918
医療介護資金	1	3,000	—	—	—	—	—	—
生活資金	195	767,760	309	921,768	195	1,928,944	727	2,529,412
住宅資金	9	30,000	—	—	—	—	—	—
転宅資金	42	235,311	11	79,754	—	—	27	174,726
就学支度資金	1,675	4,317,354	689	1,948,914	394	1,040,773	2,840	7,556,049
結婚資金	—	—	—	—	—	—	16	76,822
特例児童扶養資金	—	—	—	—	4	8,870	41	166,130
計	6,124	44,056,695	2,642	15,671,718	1,540	12,007,014	8,890	52,474,835

資金種別（母子）	南会津		相双		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	—	—	—	—	173	3,556,561
事業継続資金	—	—	1	94,112	93	1,673,608
修学資金	283	2,345,550	1,128	11,085,530	12,356	106,153,095
技能修得資金	3	7,000	51	89,500	196	795,592
修業資金	95	606,400	23	129,770	711	4,378,507
就職支度資金	—	—	—	—	76	225,174
医療介護資金	—	—	—	—	1	3,000
生活資金	2	4,000	158	450,002	1,586	6,601,886
住宅資金	—	—	—	—	9.	30,000
転宅資金	19	120,774	3	17,184	102	627,749
就学支度資金	115	480,550	683	1,950,635	6,396	17,294,275
結婚資金	—	—	—	—	16	76,822
特例児童扶養資金	—	—	—	—	45	175,000
計	517	3,564,274	2,047	13,816,733	21,760	141,591,269

(平成 24 年 3 月末未納者内訳)

(金額単位 : 円)

資金種別 (寡婦)	県北		県中		県南		会津	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	—	—	—	—	—	—	—	—
事業継続資金	—	—	2	27,776	23	319,844	—	—
修学資金	184	3,572,750	50	413,400			50	396,550
技能修得資金	—	—	—	—	—	—	—	—
修業資金	—	—	—	—	—	—	17	76,500
就職支度資金	—	—	—	—	—	—	—	—
医療介護資金	—	—	—	—	—	—	—	—
生活資金	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅資金	6	18,228	—	—	27	615,330	—	—
転宅資金	—	—	—	—	—	—	2	14,400
就学支度資金	34	98,220	10	31,600	—	—	1	3,250
結婚資金	12	61,460	—	—	11	85,361	—	—
特例児童扶養資金	—	—	—	—	—	—	—	—
計	236	3,750,658	62	472,776	61	1,020,535	70	490,700

資金種別 (寡婦)	南会津		相双		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	—	—	—	—	—	—
事業継続資金	—	—	—	—	25	347,620
修学資金	—	—	82	1,741,200	366	6,123,900
技能修得資金	—	—	—	—	—	—
修業資金	—	—	—	—	17	76,500
就職支度資金	—	—	—	—	—	—
医療介護資金	—	—	—	—	—	—
生活資金	—	—	—	—	—	—
住宅資金	—	—	—	—	33	633,618
転宅資金	—	—	—	—	2	14,400
就学支度資金	—	—	89	267,726	134	400,796
結婚資金	—	—	—	—	23	146,821
特例児童扶養資金	—	—	—	—	—	—
計	0	0	171	2,008,926	600	7,743,655

(2) 監査手続

今回の監査は債権管理の状況を検討するものであることから、前述のとおり、貸付金の未納残高件数及び未納残高金額より判断して、往査事業所は県北保健福祉事務所及び会津保健福祉事務所とした。

① 新規貸付

平成 23 年度の当特別会計における新規貸付実行に関して、以下の書類の作成及び整備状況を確認した。

- ・第 1 号様式 貸付申請書及び添付書類
- ・第 6 号様式 母子（寡婦）福祉資金貸付申請書処理簿
- ・第 7 号様式 母子（寡婦）福祉資金貸付申請者調査書
- ・第 8 号様式 母子（寡婦）福祉資金貸付申請送付書
- ・第 9 号様式 貸付審査表
- ・第 10 号 特別会計財産引受書の交付
- ・規則第 6 号様式 借用書（又は 15 号様式 福祉資金借用契約書）

② 償還・督促

平成 23 年度の当特別会計における償還及び督促に関して、以下の書類の作成及び整備状況を確認するとともに、ヒアリングにより督促の状況を確かめた。

- ・電算処理要綱第 36 号様式 母子（寡婦）福祉資金貸付償還原票付表
- ・電算処理要綱第 25 号様式 母子（寡婦）福祉資金償還原票
- ・現金取扱員による直接収納がある場合の管理状況
- ・償還完了の場合の借用書の借受者への返戻処理
- ・納期限の翌々月の督促状発行（児童家庭課）
- ・未納者に対する家庭訪問等の実施状況及びケース記録表の作成状況
- ・保証人に対する督促状況の確認
- ・行方不明者に対する措置の実施状況及びケース記録表の作成状況の確認
- ・支払猶予、償還免除等に係る所定の書類の確認

(3) 監査結果（指摘・意見）

① 新規貸付（意見）

平成 23 年度の新規貸付について、県北保健福祉事務所 6 件、会津保健福祉事務所 5 件を抽出し、貸付実行時の書類等を確認した。この結果、会津保健

福祉事務所では、抽出した5件のうち会津若松市からの2件について、母子（寡婦）福祉資金貸付申請送付書（第8号様式）が添付されていなかった。

母子（寡婦）福祉資金貸付申請送付書は、市町村のうち市ののみ送付を受ける資料となっている。当該文書は市の福祉事務所から関係書類の送付を受ける際の鑑となるものであり、直接貸付に関して必要な書類ではないため破棄した可能性があるとのことだが、市で申請を受けて関係書類を送付したことを明示した文書であるため、確実に入手保管することが必要である。

② 償還（指摘）

寡婦福祉資金貸付金償還金領収証書（乙）（以下、「領収証書」という。）No.089999について、斜線を入れて汚損処理している。しかし、この書面には金融機関収納済印が押印されていることから、確実に金融機関に資金が収納されたものであり、銀行側で入金処理が行われたものである。

次に、同時に発行されたNo.089998の領収証書は、訂正印を押印の上、償還金の対象月と金額を訂正し、汚損処理した領収証書に記載されていた金額を加算している。未納者にはNo.089998及びNo.089999の2枚の領収証書を発行しているはずであり、未納者へ渡した領収証書と県で保管している領収証書に齟齬が生じていると推定される。以上により、当該領収証書は汚損処理ではなく有効に発行された領収証書として保管すべきものである。

また、以下の経緯からすると、汚損処理と金額訂正是徴収担当者が行っており、それは汚損処理した領収証書の修正印からも明らかである。そもそも現金での徴収は不正誤謬のリスクが高い上、外部証憑の改竄はさらにそのリスクを増大させる行為である。したがって、今後はこのようなことがないように十分留意すべきである。

さらに、滞納者への償還金回収については、現在、個別訪問等を行っており、収納員が現金で償還金を回収した場合は、収納員が改めて償還金を県の口座に振り込み処理している。このような方法は、不正誤謬のリスクが高まるものであり、内部統制上問題がある。

内部統制の観点からは振込による納付以外の方法を認めないことが望ましい。しかし、回収促進のために現金回収を容認せざるをないのであれば、現金回収時の事務処理手続を明確にし、内部牽制機能を強化するなどの対応が必要である。

(汚損処理に至る経緯)

領収証書を汚損処理した経緯は次のようなものである。未納者から現金 20,000 円を受領した際に、徴収担当者が 7 月分残金 (4,892 円) と 8 月分の一部 (15,108 円) と理解していたため、7 月分と 8 月分として分割して金融機関へ入金処理し、領収証書 No.089998 と領収証書 No.089999 の 2 枚を証憑として残した。その後、本庁から 7 月分は既に完納済であるとの連絡を受けたため、徴収担当者が No.089998 について、償還金の対象月を 8 月分とし、金額を 20,000 円とする訂正を行い、一方で No.089999 を汚損処理した。しかし、何れの領収証書にも金融機関の出納印が押印されており、当然、当初の金額と記載内容をもって正とすべきである。

③ 長期延滞未納債権の管理方法（意見）

未納が発生した借受者に関しては、延滞 2、3 回の早期延滞者の段階で担当者を決めて連絡をとり、償還促進を図っている。その後、未納が改善されない借受者についてはケース記録表によって状況を把握し、引き続き督促の処理を行うこととしている。

会津保健福祉事務所では、滞納者指導実績等について「母子寡婦福祉資金滞納者状況」表を作成し、滞納者指導会議（平成 24 年 6 月 29 日）、借受者等宛の文書（平成 24 年 7 月 17 日）の作成、家庭（夜間）訪問（平成 24 年 7 月 26 日以後）を実施している。

また、平成 24 年 10 月 31 日現在では、平成 24 年 7 月以降の入金の有無、今後の回収における重大な懸念の有無などの区分により、評価している。滞納者の回収見込みを個別に管理し、回収方針を明確にする観点から、他の保健福祉事務所でも同様の管理を行うよう、検討が必要である。

④ 長期延滞未納債権の償還免除（意見）

償還免除事項は、母子及び寡婦福祉法第十五条に定められており、「借受者が死亡した場合、借受者が精神若しくは、身体に著しい障害がある場合」などに限定されており、最終的に県議会での承認を経た上で償還免除を決定することになる。また、たとえ本人の死亡や著しい障害の事実があっても、連帯保証人等に支払い能力があれば償還免除はできない（母子及び寡婦福祉法施行令第二十条）。

なお、借受者本人の収入不足等による償還免除が認められるのは、以下に記載した母子及び寡婦福祉法施行令第二十一条に定める「特例児童扶養資金」（アンダーライン部分）のみであり、本監査の対象外である。

「母子及び寡婦福祉法」

(償還の免除)

第十五条 都道府県は、第十三条の規定による貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県は、第十三条第一項第四号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者が、所得の状況その他政令で定める事由により当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、条例で定めるところにより、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

「母子及び寡婦福祉法施行令」

(償還を免除することができない場合)

第二十条 法第十五条第一項 ただし書に規定する政令で定める場合は、第八条第四項若しくは第九条第一項の保証人又は当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合であって、当該保証人又は当該借主が当該母子福祉資金貸付金の未済額を償還することができると認められるときとする。

(償還を免除することができる母子福祉資金)

第二十一条 法第十五条第二項に規定する政令で定める資金は、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号)附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金とする。

(償還を免除することができる事由)

第二十二条 法第十五条第二項に規定する政令で定める事由は、同項に規定する資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 死亡したとき。
- 二 精神又は身体に著しい障害を受けたとき。

このように、現在の法制度上は償還免除に係るハードルは非常に高い状況である。このため、当特別会計の貸付金に関する限り、原則として長期の滞納者であっても回収方針としている。国及び自治体の歳入の基本は税収であり（地方債の償還財源も最終的には税である）、住民から徴収した税を以て歳出を行い、事業を実施していることから、自治体が有する債権は回収することが大原則となることは否定できない。したがって、債権の放棄（債務の免除）は安易にできるものではない。

しかし、当特別会計の実施事業である母子家庭や寡婦に対する貸付けは、福祉的な性格が非常に大きい事業であり、また、回収のコストなどを考えると、時効の援用を含めて個別事情に応じた柔軟な償還免除等の対応ができるよう、償還免除事由の追加などについての検討が必要と考える。以下のような事例などは、そのようなケースに該当するのではないかと考える。

ただし、当特別会計の貸付金制度は母子及び寡婦福祉法に基づくものであり、このような柔軟な対応を行うためには国の法令の改正が前提となる。

また、債権管理という観点からみれば、このように回収が遅延している債権に関しては、回収促進と管理コスト削減の2つの面から、県の有する私債権全般に係る統一的な管理規程や管理基準の設定、私債権管理の一元化、あるいは民間の債権回収業者へのバルクセールなどを検討することが必要な時期にきているのではないかと考える。

(事例1)

事業開始資金について、借受者及び保証人ともに自己破産しており、保健福祉事務所でも回収活動停止方針となっている。自己破産は償還免除事由には該当しないが、いったん自己破産を受けた借受者から回収することは極めて困難であり、未償還額が長期間滞留している。

(事例 2)

借受者の居住地が管轄地域以外（茨城県、東京都）になっているケースがあり、家庭訪問指導が困難な場合がある。地域外の居住者については、回収のための事務コストが回収可能額を上回る可能性があり、経済合理性を十分考慮すべきであると考える。

(事例 3)

回収を図るために戸籍附票の確認、家庭訪問（夜間）指導、勤務先への訪問指導などを行っており、多くの回収事務コストが発生している。未償還残高が残っている限り回収努力を継続せざるを得ないが、現状では償還免除理由が特定されていることから、未償還残高の金額及び件数ともに増加傾向にあり、結果として回収コストも増加していくことになる。

⑤ 長期延滞未納債権の回収可能性（意見）

今回、会津保健福祉事務所において抽出対象となった 5 名の借受者については、未納件数が既に 50 回以上となっている。現在の償還額は極めて少額であり、完済までには長期間を要する可能性が高い。特に最終納期限が既に到来している以下の債権については、回収を促進すべきである。

資金種別	最終納期限	現況
就学支度資金	平成 22 年 9 月 30 日	保証人への督促文書を契機に 1 回入金
事業開始資金	平成 22 年 12 月 31 日	貸付対象事業は既に廃止。一括返済を指導していたが、生活に困窮している状況であり、一括返済は困難。訪問等により回収を図っているが、一回当たりの回収額が少額である。

3. 小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計

(1) 小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の概要

所管部署	商工労働部
設置目的	小規模企業者等設備導入資金助成法第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第一五条第一項第三号の規定により、独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて行う同号に掲げる事業及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する同項第四号の資金の貸付けを行うこと。

小規模企業者等設備導入資金貸付金特別会計は、次のような資金の貸し付けを行つたために設置されたものである。

- (イ) 小規模企業者等設備導入資金貸付金の貸付事業
- (ロ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた資金により実施する創業又は中小企業の経営の革新支援事業への資金の貸付
- (ハ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業者の創業又は経営革新事業等を実施する場合に同機構に対する資金の貸付

具体的には、平成 23 年度末の残高には以下の貸付金が計上されている。

事業名	事業内容	貸付の態様	貸付機関
中小企業設備近代化貸付金 (平成 11 年度末に制度廃止)	中小企業者の設備の近代化を図るため、設備代金の 1/2 以内を無利子で貸し付ける	県の直接貸付	—
中小企業高度化資金貸付金	中小企業の事業の共同化、向上及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金を貸し付ける	県の直接貸付	—
		右記の貸与機関を通じて貸付	独立行政法人中小企業基盤整備機構
小規模企業者等設備資金貸付金	県内小規模企業の創業及び経営基盤強化促進のため、小規模企業者等設備貸与事業の実施に必要な資金を貸し付ける	右記の貸与機関を通じて貸付(必要資金の 1/2 を貸付)	公益財団法人福島県産業振興センター

事業名	事業内容	貸付の態様	貸付機関
小規模企業者等設備貸与資金貸付金	県内小規模企業の創業及び経営基盤強化促進のため、小規模企業者等設備貸与事業の実施に必要な資金を貸し付ける	右記の貸与機関を通じて貸付(割賦又はリース)	公益財団法人福島県産業振興センター
被災中小企業施設・設備整備貸付金	東日本大震災で被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う際の貸与事業の実施に必要な資金を貸し付ける	右記の貸与機関を通じて貸付	公益財団法人福島県産業振興センター
特定地域中小企業特別資金	原子力災害で移転を余儀なくされる中小企業者等に、移転及び事業継続・再開に必要な事業資金の供与に必要な資金を貸し付ける	右記の貸与機関を通じて貸付	公益財団法人福島県産業振興センター
中心市街地商業活性化推進資金貸付金	中小企業基盤整備機構と県が公益財団法人福島県産業振興センターに無利子で貸付けた基金の運用益による市街地活性化のための各種ソフト事業等の支援	県の直接貸付	—

上記の貸付のうち貸付機関を通じての貸付の管理は、県ではなく貸付機関で行っているため、今回の監査では対象外とした。また、中心市街地商業活性化推進資金貸付金は県の直接貸付ではあるものの、貸付先は公益財団法人福島県産業振興センターであり、その運用益を活用して事業支援を行うものであることから、監査の対象外とした。したがって、監査の対象とした貸付金は、中小企業設備近代化貸付金及び中小企業高度化資金貸付金である。

(2) 監査手続

貸付金の新規実行、償還、回収に係る債権管理の状況を検討するため、以下の手続を実施した。なお、中小企業設備近代化貸付金は平成11年度末を以て制度が廃止されて新規実行はないため、新規貸付は中小企業高度化資金貸付金についてのみ確認している。

① 新規貸付

平成 23 年度の中小企業高度化資金貸付金の新規貸付実行に関して、以下の書類の作成及び整備状況を確認した。

- ・貸付申請書及び添付書類
- ・審査関連書類
- ・事業認定関連書類
- ・着工届
- ・借入申請書類
- ・設置完了確認資料
- ・中小企業高度化資金交付請求書
- ・担保設定書類
- ・契約書
- ・完了検査書類第 1 号様式 貸付申請書及び添付書類

② 償還・督促

平成 23 年度の当特別会計における償還及び督促に関して、以下の書類の作成及び整備状況を確認するとともに、ヒアリングにより督促の状況を確かめた。

- ・貸付申請書及び関連資料
- ・回収額について台帳、入金に係る帳票、返済条件確認
- ・督促状況に関する記録及び過年度滞納債権処理表（様式第 13 号）
- ・近代化資金貸付金については過年度滞納債権の分類及び処理表（様式第 2 号）
- ・約定日経過後の未回収債権につき 20 日以内の督促の有無
- ・連帯保証人への督促確認及び代弁請求
- ・過年度滞留債権の保全及び回収状況

(3) 監査結果（指摘・意見）

① 中小企業高度化資金貸付金の新規貸付（意見）

平成 23 年度において新規貸付を実行した中小企業高度化資金貸付金の 8 件について貸付実行時の書類等を確認したが、このうち 7 件については、完了検査を行っていない。これは、平成 24 年 4 月以後に補助金により貸付を返済することが見込まれるために実施しなかったということである。これら 7 件

の貸付金は、平成 24 年 5 月に 1 件、7 月に 6 件、それぞれ全額完済されている。

しかし、完了検査は「福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する事務取扱要綱」の第 14 に記載されているとおり、貸付対象施設の取得、造成、設置及びその代金支払い等が適正に行われていることを確認し、もって貸付資金が貸付申請時に認定された事業計画通りに実行されたことを確認する重要な手続である。したがって、たとえ全額返済される予定であるとしても、借受者が高度化事業完了後の決算を終了した後に、遅滞なく完了検査を実施するのが原則である。

なお、平成 25 年 2 月に実施した担当部局へのヒアリングにおいて、完了検査が実施されていなかった 7 件についても、平成 24 年度内に完了検査を実施することになったとの説明を受けた。

② 中小企業設備近代化資金貸付金の回収管理（指摘・意見）

平成 24 年 3 月末の中小企業設備近代化資金貸付金の残高 5 件、7,673,000 円について回収管理状況を検討した結果は次のとおりである。

（ア） 債権の保全状況～譲渡担保（指摘）

調査対象の貸付金のうち 2 件について、いずれも譲渡担保の設定後における担保物件の保全管理や、現物の状況把握が不十分である。譲渡担保は債権保全のための重要な動産であり、担保設定後の管理を十分に行う必要がある。

以下に指摘する 2 件については、譲渡担保の現状と、担保物件の処分による債権回収の可能性を早急に調査検討し、担保物件処分等による回収可能性の有無を明確にすべきである。また、処分等による回収の可能性が認められる場合、早急に対応措置を実行すべきである。

なお、いずれの事例においても、本来は、滞納が発生した時点で速やかに譲渡担保契約に基づく担保物件の処分を検討実施すべきであったと考える。適時に担保物件の保全、処分換価がなされれば、たとえ一部分でも債権回収の早期化が図れたものと推察できる。

今後、他の債権について譲渡担保による保全を行う場合には、延滞発生後、速やかに現物の差押を実施するなどの保全措置を実行することを徹底すべきである。少子高齢化により財政状態が厳しい状況の中で、貸付金という県の財産である債権の保全を図るために、これまでより一層の回収努力が求められる部分であると考える。

(事例 1)

本件は、担保の保全のため譲渡担保契約が昭和 51 年に締結されているにも拘わらず、債務不履行による譲渡担保物件の処分につき、処分の時期・方法・価格又は弁済充当の方法等の検討の有無については記録がなく不明である。本件は貸付年度・昭和 51 年度の案件で、滞納が昭和 56 年に発生し、30 数年後の現在においても未回収残高が残っている。現時点においても県は当該担保物件の存在を把握していない状況である。

(事例 2)

本件は、担保保全の見地から、譲渡担保契約が平成 2 年に締結されており、平成 5 年度より滞納が発生した。その後、平成 8 年度まで弁済実績がないにも拘わらず、現地調査は債務者が銀行取引停止処分を受けた後の平成 11 年に行われ、その際には譲渡担保物件の存在が特定できず、当該物件の不存在が確認できたに過ぎない。

また、この現地調査以前において、債務不履行による当該担保物件の処分に係る時期・方法・価格又は弁済充当の方法等の検討を行っていたか否かについては、記録がないため不明である。したがって、当該物件が平成 11 年の時点で既に処分されていたのか、又は除却・滅失等がなされたものかについて、県では把握していない。

(イ) 督促状況に関する台帳記録（意見）

督促状況に関する記録は、「過年度滞納債権の分類及び処理表（様式第 2 号）（以下「過年度滞納債権処理表」という。）」に記載されている。なお、過年度滞納債権処理表の作成を義務づける「福島県中小企業設備近代化資金貸付金の償還に関する事務処理基準（以下「事務処理基準」という。）」は平成 11 年 12 月から施行されたものであり、それ以前の記録は過去の資料から再入力して作成している。

当特別会計の貸付金の残高 5 件のうち 4 件に関して、以下のとおり記載が欠落している期間がある。欠落期間に関しては、滞納発生時、債務者解散時などの重要な時期における督促の状況が不明であり、回収促進に必要な情報が含まれている可能性があるため、本来は督促状況に関する記録を復元することが望ましい。しかし、担当部局の説明によると、古い案件であり、過去の部分の復元は困難とのことである。

本貸付金制度は既に制度が終了しており、今後の新規貸付はないが、他の貸付金制度においても、延滞発生時の債権督促に係る記録を十分に行うように留意する必要がある。

(過年度滞納債権処理表（様式第2号）への督促状況の記録)

A	昭和59年1月からの記録であり、滞納発生時である昭和56年12月から約2年間の記録が欠落している。また、昭和59年4月から平成4年11月まで、債務者が解散した平成8年6月を含む平成6年1月から平成9年10月までの記録がそれぞれ記載されていない。
B	平成2年8月からの記録であり、滞納発生時である平成1年11月から約9か月の記録が欠落している。また、平成7年4月から平成9年10月までの記録も記載されていない。
C	平成6年2月からの記録であり、滞納が発生した平成5年12月から約2か月の記録が記載されていない。また、平成8年2月から平成9年10月までの記録が記載されていない。
D	平成6年8月からの記録であり、滞納発生時である平成5年12月からの約8か月の記録が欠落し記載されていない。また、平成7年5月から平成9年10月までの記録が記載されていない。

(ウ) 債権の保全状況～連帯保証人から入手すべき書面（意見）

調査対象の貸付金のうち1件について、過年度滞留債権の保全として、平成20年に債務者代表者の相続人である連帯保証人3名から、それぞれ未納債務の法定相続分の弁済に関する委任状が提出されている。しかし、これらの委任状は連帯保証人3名の債務弁済に関する一切の件を、自己破産によりいったん免責となった連帯保証人1名に委任するものに過ぎず、時効成立を中断するための債務承認の書類とはなりえないものと考える。

時効成立を中断するための債務承認の書類として、福島県中小企業設備近代化資金の償還に関する事務処理基準（以下「事務処理基準」という。）第10条に準拠し、免責となった連帯保証人を通じて、支払能力が認められる連帯保証人3名から、直接県宛の債務承諾書を入手することが望ましい。

(工) 違約金の取扱い（意見）

違約金は、「福島県中小企業設備近代化資金貸付規則（以下「貸付規則」という。）」第15条により、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞額につき年10.75%の割合で計算した金額を請求すると定めている。

違約金は、貸付規則第15条第1項ただし書きにおいて、特にやむを得ない理由があると認めた場合には請求しないという例外を定めている。具体的には「貸付規則第15条第1項ただし書きに関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）」において、以下のように具体例を定めている。一方、この取扱要領の事由における違約金免除の定めに該当しないと判断された場合は、完納後に違約金の算定、収入調定のうえ請求することとなる。

今回の調査対象先のうち1件は、平成15年度分の違約金について、連帯保証人から東日本大震災と東京電力原発事故の風評被害による経営不振のため返済が困難である旨の免除申立書が平成24年に提出され受理されたため、違約金は免除された。しかし、通常は法的破綻処理以外で以下の違約金免除の例に該当することは稀である。

1. 違約金の一部又は全部を請求しない場合の事由

(1) 借受人が元金を弁済し、次の要件のいずれかを満たす場合。

- ① 天災、火災その他借受人の責めに帰すことができない理由により損害を受けたため、事業を休止又は廃止したとき。
- ② 死亡、病気、経営不振等により、やむを得ず事業を休止又は廃止したとき。
- ③ 手形・小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④ 会社更生法第30条による更生手続の申立てを行い、裁判所の開始決定があつたとき。
- ⑤ 民事再生法第21条による再生手続開始の申立てを行い、裁判所の再生手続開始の決定があつたとき。
- ⑥ 商法第381条による会社整理の開始決定を裁判所が命じたとき。
- ⑦ 商法第431条による特別清算の開始を裁判所が命じたとき。
- ⑧ 破産法第15条により裁判所が破産手続開始の決定をしたとき。

(2) 借受人に代わり連帯保証人又は担保提供人が、保証人又は担保提供を行つた元金を、誠意をもって弁済したと認められるとき。

- (3) 借受人の相続人又は連帯保証人の相続人が、相続債務として承継した元金を、誠意をもって弁済したと認められるとき。
- (4) その他特にやむを得ないと認められるとき。

以上が違約金の概要であるが、まず、延滞が発生した後の一定期間経過後において、債務者及び連帯保証人には、違約金制度の内容と、その時点までの違約金の概算額を提示すべきであると考える。これは、次のような理由によるものである。

- ・元金の早期回収が本来の目的であり、違約金は早期の債権回収を図るための手段と考えられる。そのためには制度を周知し、早期償還した方が経済的である点を強調することが有効と考えられる。
- ・滞納債権に関して債務者又は連帯保証人との交渉記録を見る限り、元金は返済したいが違約金は何とか減免できないかといったコメントが見受けられる。このように、元金の返済後も違約金の返済が重荷になっていることから、違約金の減免制度があれば、それを呼び水として元金返済を促進するという手法も考えられる。

次に、今後の課題として、当該貸付金制度のみならず他の貸付金制度も含めて、違約金を請求する条件及び免除事由並びに延滞金の違約金の割合（現状は年 10.75% の日割計算）について、抜本的な見直しを検討する必要があると考える。

この点については、今回の外部監査を契機に違約金について次のような点を検討し、県が行っている他の制度との比較均衡、国税通則法における延納、各種加算税、延滞税の規定などを参考に、るべき違約金制度を構築していただきたい。

- ・延滞金の性格を利息として捉えるか、又は罰金として捉えるか。
- ・延滞発生後に返済計画書に基づく返済が一定期間連續して行われた場合に違約金の免除事由とするか否か。
- ・延滞金についての上限値の設定（当初貸付金の一定割合等）。

なお、今回の調査対象とした5件のうち、平成24年3月末に残高が残っている4件、7,623,000円について、平成25年3月末までに完済したと仮定した場合の違約金の概算金額を算出したところ、仮定による参考値ではあるが、最高額が1,014万円、最低額でも186万円となった。延滞期間が長期にわたっていたこともあるが、このように、違約金が貸付金残高を大きく上回る結果となる。

(才) 返済計画書の作成（意見）

滞納債権に係る回収状況を確認したところ、返済計画書を作成して債務承認書を入手しているケースと、債務承認書を入手しているが返済計画書は作成していないケースとがあった。

現状では滞納発生時において返済計画書の作成は求められていない。しかし、他の貸付金制度も含めて、滞納が発生した場合の爾後の迅速かつ計画的な償還のため、規定化も含め検討する必要があると考える。

③ 中小企業高度化資金貸付金の回収管理（意見）

平成24年3月末の中小企業高度化資金貸付金の残高についての回収管理状況を検討した結果は、次のとおりである。

(ア) 貸付実行時の関係書類の保管状況（意見）

今回、平成24年3月末で延滞ありとしている中小企業高度化資金貸付金13件（貸付実行時期 昭和43年～平成14年）について、当初貸付実行時の財務諸表の提示を求めたところ、平成14年度に貸付けを実行した1先のみの提示を受けた。これについては、決算書等の書類の保管年限は規程上明記されておらず、実務上は保管期限を10年と考えていることであり、また、東日本大震災後に書類の保管場所を移したことも原因であるとの説明を受けた。

また、延滞貸付金について確認したところ、以下の帳票について資料が見つからない貸付けがあった。

書類の内容	件数
診断指導意見対応書	1 件
連帯保証承諾書	2 件
担保差入・抵当権設定登記承諾書	2 件
請負契約書、売買契約書等	2 件

貸付け実行時の上記書類は債権管理上の重要書類を含んでおり、少なくとも全額回収となるまで厳重に書類を管理保管すべきである。また、決算書についても、やはり全額回収するまでの間は管理保管することが望ましい。

(イ) 貸付実行時の審査の十分性（意見）

中小企業高度化資金貸付金は、福島県中小企業団体中央会、市町村、商工会議所及び商工会等と密接に協調し、高度化事業として認定を受けた事業を実施する事業者に対して資金の貸付けを行うものである。この事業認定を受ける段階で、参加者の事業計画に加えて当貸付資金の貸与を希望する参加者について、財務内容を検討することとなる。

具体的には、「福島県中小企業高度化資金貸付金の貸付けに関する事務処理要領」に従い、法人の場合は直前3年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人の場合は直前3年の各営業年度の営業純資本額調書、収支計算書及び勘定科目内訳明細書を経営金融課長宛に提出し、これらに基づいて財務審査が実施される。

しかし、以下の4件の貸付金はいずれも据置期間（3年以内又は5年以内）終了後の第1回返済時から延滞が発生している。前述のとおり、貸付実行時の財務諸表の保管が不十分であることからも、当初の財務審査に係る重要性の認識が不十分と思われる。

調査時に確認した資料やヒアリング結果などからすると、商店街等のグループ事業が主体であることから、商店街の近代化計画など、グループ全体の事業の実行可能性診断が先行していると考えられる。この結果、グループ事業としての計画の実現可能性が認められた場合、当特別会計からの貸付について十分な審査が行われたかについて疑義が残る。

これまでの延滞発生などの経験に基づき、今後は貸付実行時に適切かつ十分な審査を実施することが望まれる。

(単位:円)

貸付項目	貸付実行年月日	第1回償還年月	H24/3 貸付金残高
構造改善高度化資金	H3.3.18	H6.12	537,295,740
小売商業等商店街近代化資金	H9.3.31	H14.12	42,935,263
集積区域整備資金貸付金	H14.2.22	H16.12	9,055,265
小売商業等商店街近代化資金	H9.3.31	H14.12	28,254,773

4. 就農支援資金等貸付金特別会計

(1) 就農支援資金等貸付金特別会計の概要

所管部署	農林水産部
設置目的	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二条第二項に規定する就農支援資金及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条に規定する農業改良資金に係る経理を明確にするため、国からの借入金、就農支援資金等の貸付金の償還金、一般会計からの繰入金等をもってその歳入とし、就農支援資金の貸付金、就農支援資金等の貸付金に係る国への償還金、一般会計への繰出金等をもってその歳出とする。

就農支援資金等貸付金特別会計は、青年等の就農促進のための就農支援資金及び農業者が農業経営の改善を図るために農業改良資金の経理を明確にするために設置されたものである。

このうち、就農支援資金は福島県内の農業協同組合又は財団法人福島県農業振興公社（福島県青年農業者等育成センター）が貸付けを実行し、県は各々の組織に貸付金の原資となる必要資金を貸し付けているものである。また、農業改良資金は、一部は就農支援資金と同様に、県が福島県内の農業協同組合に貸付金の原資となる必要資金を貸し付けており、一部は県が直接農業経営者に貸し付けているものである。

今回の監査は、債権管理の状況を確かめることを主たる目的としているものであるため、次のものを監査の対象とした。

- ・平成23年度の就農支援資金の新規実行に係る取引
- ・平成23年度末において延滞が発生している農業改良資金の管理状況

就農支援資金の概要

区分	就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
資金の種類	農業の技術又は経営の方法を実地に習得するための研修に必要な資金	住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備に必要な資金	農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な資金 ※農業法人等への就職を目指す方は利用できません。
	授業料、教材費、視察研修費、滞在費、パソコン等研修用機器等	住居移転費(引越代敷金礼金等)、資格取得費、就農先調査旅費、滞在費等	施設・機械購入費、種苗費、肥料費、農薬費、家畜購入費、各種修繕費、農地等の賃貸料、農業機械等のリース料等 ※農地の取得経費は、貸付対象ではありません。
貸付主体	福島県青年農業者等育成センター ((財)福島県農業振興公社)		農協等の融資機関
貸付対象	認定就農者又は認定農業者		認定就農者
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・農業大学校 →5万円/月 ・先進農家等(国内外) →15万円/月 ・指導研修(青年のみ) →200万円 	200万円	<ul style="list-style-type: none"> ・青年→3,700万円 (2,800万円を超える額については900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い額) ・青年以外→2,700万円 (1,800万円を超える額については900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い額) <p>【経営開始後5年間を対象】</p>
償還 (据置) 期間	青年	12(4)年以内(条件不利地域20(9)年以内)	12(5)年以内
	青年以外	7(2)年以内(条件不利地域12(5)年以内)	
その他	担保又は保証人が必要	担保又は保証人が必要	「農業信用基金協会の債務保証」利用可能 保証率(年) 0.35%

※青年…15歳以上30歳未満の方(都道府県知事の特認により40歳未満の方)

青年以外…55歳未満の方(都道府県知事の特認により65歳未満の方)

※「条件不利地域」とは、豪雪地域や中山間地域等の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいいます。

(2) 監査手続

貸付金の新規実行、償還、回収に係る債権管理の状況を検討するため、以下の手続を実施した。

① 新規貸付

平成23年度の就農支援資金の新規貸付実行に関して、以下の書類の作成及び整備状況を確認した。

- ・様式第1号 年度就農支援資金県貸付金貸付(変更)申請書
- ・融資機関の場合：様式第19号 就農支援資金貸付申請書
- ・融資機関の場合：様式第20号 事業計画書(就農施設等資金)
- ・様式第6号 年度就農支援資金県貸付金支払請求書
- ・貸付決定通知書の発送確認
- ・様式第8号 年度就農支援資金県貸付金借用証

② 償還・督促

平成 23 年度末において延滞が発生している農業改良資金の償還及び督促に関して、以下の書類の作成及び整備状況を確認するとともに、ヒアリングにより督促の状況を確かめた。

- ・様式第 6 号 延滞者整理票（約定償還日後 2 か月経過した借受者）
- ・様式第 1 号 督促状（約定償還日後 2 か月経過した借受者）
- ・様式第 2 号 督促書（約定償還日後 3 か月経過した借受者）
- ・様式第 3 号 督促のお願いについて（約定償還日後 3 か月経過した連帯保証人）
- ・様式第 4 号 督促書（約定償還日後 5 か月経過した借受者）
- ・様式第 5 号 督促書（約定償還日後 5 か月経過した連帯保証人）

(3) 監査結果

① 新規貸付

平成 23 年度の就農支援資金の新規貸付実行 4 件について書類の作成及び整備状況を確認した。この結果、就農支援資金の貸付金実行手続について、特に指摘すべき事項はない。

② 償還・督促

平成 23 年度末において延滞が発生している農業改良資金 8 件に係る償還及び督促に関して、書類の作成及び整備状況を確認するとともに、ヒアリングにより督促の状況を確かめた。この結果、特に指摘すべき事項はない。

5. 林業・木材産業改善資金貸付金特別会計

(1) 林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の概要

所管部署	農林水産部
設置目的	林業・木材産業改善資金助成法の規定に基づいて実施される林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事業を都道府県が実施する場合、同法第一三条第一項に基づき、一般会計からの繰入金、国からの補助金、貸付金の償還金（同法第十一条の規定による違約金を含む。）並びに附属雑収入をもってその歳入とし、貸付金等、貸付けに関する事務費その他の諸費をもってその歳出とする特別会計を設置する。

林業・木材産業改善資金貸付金特別会計は、林業・木材産業改善資金助成法に基づいて実施される林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事業について、一般会計からの繰入金、国からの補助金、貸付金の償還金等の歳入と、貸付けの実施及び関連事務費等の歳出を、一般会計と区分経理するために設置されたものである。

林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事業は、林業従事者等が次に掲げる林業・木材産業改善措置の実施に必要な資金の貸付けを行う制度である。

- ・新たな林業部門の経営の開始
- ・新たな木材産業部門の経営の開始
- ・林産物の新たな生産方式の導入
- ・林産物の新たな販売方式の導入
- ・林業労働に係る安全衛生施設の導入
- ・林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

林業・木材産業改善資金の貸付けに係る制度の概要は次のとおりである。

項目	内 容
貸付対象者	<p>1. 林業 森林所有者、林業労働従事者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、素材生産業者、素材生産組合、林業経営を行う市町村 等 (注)会社は資本・出資金が1,000万円以下、又は常時雇用者数が300人以下</p> <p>2. 木材産業 木材製造業、木材卸売業、木材市場業の事業者 (注)会社は資本・出資金が1,000万円以下、又は常時雇用者が100人以下 (木材製造業者は300人以下)</p>
貸付限度額	個人:1,500万円、会社:3,000万円、団体:5,000万円、木材産業:1億円
償還方法	<p>1. 原 則:最長10年均等年賦払(据置期間最長3年を含む)</p> <p>2. 特 例:最長12年又は15年均等年賦払(据置期間最長5年を含む) ⇒「林業経営改善計画」又は「林業事業体改善計画」等の認定を受ける必要あり</p> <p>3. 震災特例:最長13年均等年賦払(据置期間最長6年を含む) ⇒東日本大震災又は原発事故による被災又は売上減少に関して、市町村等の機関からの証明が必要</p>
金利	無利息
担保・保証	連帯保証人又は担保提供が必要(担保物件は不動産(土地)とする)

福島県における林業・木材産業改善資金に係る貸付けの平成23年度の新規実行は5件、19,860,000円であり、平成23年度末の貸付残高は27件、57,971,000円である。貸付残高の所管事務所別残高状況は次のとおりであり、金額では県中及び県北が上回るが、平成23年度の新規貸付けと延滞残高を有する会津農林事務所を往査場所として選定した。

(平成24年3月末貸付金残高)

所管	件数	うち、延滞件数	金額(円)
県 北	2	0	15,600,000
県 中	9	0	13,910,000
県 南	3	1	5,500,000
会 津	8	1	9,546,000
南会津	1	0	3,990,000
相 双	2	0	3,680,000
いわき	2	1	5,745,000
計	27	3	57,971,000

(2) 監査手続

貸付金の新規実行、償還及び回収に係る債権管理の状況を検討するため、以下の手続を実施した。

① 新規貸付

平成23年度の林業・木材産業改善資金の新規貸付実行に関して、以下の書類の作成及び整備状況を確認した。

- ・様式第1号 林業・木材産業改善資金貸付申請書
- ・林業・木材産業改善措置に関する計画書（添付書類を含む。）
(事務処理要領様式2)
- ・様式第2号 林業・木材産業改善資金貸付決定通知書
- ・様式第3号 林業・木材産業改善資金借用証書

② 償還・督促

平成 23 年度中の林業・木材産業改善資金の償還及び督促に関して、以下の書類の作成及び整備状況を確認するとともに、延滞債権に関してヒアリングにより督促の状況を確かめた。

- ・林業・木材産業改善資金貸付台帳（事務処理要領様式 7）
- ・納入通知書（福島県財務規則第 40 号様式）
- ・金融機関からの領収書
- ・延滞債権の返済計画書
- ・延滞債権の督促に関する書類
- ・林業・木材産業改善資金違約金調査書（事務処理要領様式 30）

(3) 監査結果（意見）

① 新規貸付（意見）

会津農林事務所所管の平成 23 年度における新規貸付けについて、貸付申請書（様式第 1 号）、貸付規則第 3 条第 2 項の申請書（事務処理要領様式 1）、計画書（事務処理要領様式 2）を閲覧し、関係資料などと照合し、帳票が適切に作成されていることを確かめた。

当該貸付は、「福島県林業・木材産業改善資金事務処理要領」第 5 の定めにより、連帯保証人 2 人以上が必要とされている。申請者は、保証人の所得証明書を添付する義務があるが、保証人 2 名のうち 1 名については所得証明書が添付されていなかった。

所得証明書の代替資料として給与所得の源泉徴収票が提出されていることから、保証人の資力判定への実質的影響は少なかったかもしれない。しかし、形式要件の不備であり、代替資料ではなく本来の資料を入手確認の上、保管することが原則である。なお、給与所得者については源泉徴収票で足りるものとするのであれば、実態に合うように「福島県林業・木材産業改善資金事務処理要領」を改正することが望ましい。

② 延滞債権の管理台帳への記載方法（意見）

会津農林事務所が所管する林業・木材産業改善資金貸付金の延滞債権 1 件について管理状況を確認した結果、債権保全や回収促進について特に指摘す

べき事項はない。しかし、延滞発生後に作成された関連書類等を確認した限りでは、延滞発生後の対応状況等については、交渉の都度、記録として保管されているものの、過去からの交渉の経緯を時系列で記録した一覧表は作成されていない。

林業・木材産業改善資金貸付金に関する規程等（福島県林業・木材産業改善資金貸付規則、同貸付要綱及び同事務取扱要領）を確認した結果、特に延滞貸付に係る台帳作成に係る定めはない。したがって、規程等に準拠した管理は行われているが、担当者や責任者の異動による引継ぎなどへの対応を考えれば、他の制度での貸付金や未収金と同様に、延滞債権に関する交渉経緯などに関して、一覧性のある台帳の作成を義務付けることが望ましい。

6. 沿岸漁業改善資金貸付金特別会計

(1) 沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の概要

所管部署	農林水産部
設置目的	沿岸漁業改善資金助成法の規定に基づいて実施される沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けの事業を県が実施する場合、同法第十二条第一項に基づき、一般会計からの繰入金、国からの補助金、貸付金の償還金（同法第十一条の規定による違約金を含む。）及び附属雑収入をもってその歳入とし、貸付金等、貸付けに関する事務費その他の諸費をもってその歳出とする特別会計を設置する。

沿岸漁業改善資金貸付金特別会計は、沿岸漁業改善資金助成法に基づいて実施される沿岸漁業の従事者等に対して、自主的にその経営・生活を改善していくことを積極的に支援するための資金の貸付け事業について、一般会計からの繰入金、国からの補助金、貸付金及び都道府県が行う同項の貸付けに係る資金の償還金等の歳入と、貸付けの実施及び関連事務費等の歳出を、一般会計と区分経理するために設置されたものである。

沿岸漁業改善資金助成法に基づく貸付けに係る事業の概要は次のとおりである。

項目	内 容
資金の区分	1. 経営等改善資金：近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁労の安全確保のための施設等の導入に必要な資金 2. 生活改善資金：漁家の生活改善のための施設等の導入に必要な資金 3. 青年漁業者等養成確保資金：青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎の形成に必要な資金

項目	内 容
貸付対象者 (注) (「福島県沿岸漁業改善資金貸付基準」の主なものを抜粋して記載した)	<p>1. 経営等改善資金</p> <p>(1)沿岸漁業を営む個人</p> <p>(2)沿岸漁業を営む漁業生産組合、漁業協同組合、協業体(法人格を有しない団体である場合は活動状況、規模、内容等について一定の要件を併せ有するもの)</p> <p>(3)沿岸漁業を営む会社で常時使用する従業者数が 20 人以下</p> <p>(4)認定中小企業者</p> <p>(5)促進事業者</p> <p>2. 生活改善資金</p> <p>(1)沿岸漁業の従事者</p> <p>(2)沿岸漁業の従事者の組織する婦人又は高齢者(60 歳以上)の団体で一定の要件を併せ有する者(婦人・高齢者活動資金)</p> <p>3. 青年漁業者等養成確保資金</p> <p>(1)青年漁業者(15 歳以上 40 歳未満)</p> <p>(2)漁業労働に従事する者(15 歳以上 45 歳以下)</p> <p>(3)その他漁業を担うべき者として知事が認める者</p> <p>(4)漁業労働に従事する者を使用して沿岸漁業を営む者</p> <p>(5)青年漁業者又は青年漁業者の組織する団体(法人格を有しない団体である場合は活動状況、規模、内容等について一定の要件を併せ有する者)</p>
貸付限度額	上記 3 種類の資金区分の中でさらに資金の種類が細分化されており、金額も最少は「救命消防設備購入資金」の十万円から最大は漁業経営開始資金の五千万円まである。
償還方法	上記 3 種類の資金区分の中でさらに資金の種類が細分化されており、償還期間も最短 2 年から最長 12 年まで幅がある。 なお、東日本大震災の発生後、平成 28 年 3 月 31 日までに実行される貸付けに関しては、最短 5 年から最長 15 年までに償還期間が延長された。
金利	無利息
担保・保証	連帯保証人が必要(連帯保証人がない場合は、保証人に代えて担保を提供することができる)

(注)「福島県沿岸漁業改善資金貸付基準」の主なものを抜粋して記載しているが、具体的には
さらに細分された貸付けの内容ごとに対象者が異なる。

福島県における沿岸漁業改善資金に係る貸付けは、平成 23 年度においては東日本大震災の影響もあり新規実行がなかった。一方、平成 22 年度末に 85 件、289,326,000 円であった沿岸漁業改善資金貸付金の残高は、平成 23 年度末には 36 件、149,966,000 円に減少している。

これは、平成 23 年度中に、震災に関連した保険金や賠償金の受取りがあり、当該資金をもって繰上償還を行った事例が非常に多かったことによる。ただし、同年度中は償還猶予に係る条件変更も 9 件あり、借受者ごとに状況が大きく異なることがうかがえる。

平成 23 年度末における貸付残高の所管事務所別残高状況は次のとおりである。いずれも、いわき市に所在する水産事務所で管理していることから、水産事務所に往査した。

(平成 24 年3月末貸付金残高)

所管事務所	件数	うち、償還 猶�件数	金額(円)
水産事務所(いわき市漁協)	5	1	19,618,000
水産事務所(相双双葉漁協)	31	8	130,348,000
計	36	9	149,966,000

(2) 監査手続

貸付金の新規実行、償還及び回収に係る債権管理の状況を検討するため、以下の手続を実施した。なお、平成 23 年度の新規貸付実行はないため、償還に係る手続のみを実施した。特に、繰上償還と償還猶予に係る条件変更が多く行われたので、それらの事務処理手続を中心に手続を実施した。

① 償還・督促

平成 23 年度中の沿岸漁業改善資金貸付金の償還（繰上償還を含む。）及び償還猶予に関して、以下の書類の作成及び整備状況を確認した。

- ・貸付台帳及び収入状況一覧表
- ・借受者への領収書発送と領収書（控）
- ・沿岸漁業改善資金繰上償還申込書
- ・支払猶予に係る意見書

(3) 監査結果

① 償還及び繰上償還

平成 23 年度中の償還 79 件（繰上償還 50 件を含む）に関して、繰上償還については全て、約定償還については任意にサンプル抽出した 3 件、合計 53 件について貸付金台帳、収入状況一覧表と照合し、入金事務が適切に行われていることを確かめた。この結果、特に指摘すべき事項はない。

また、繰上償還 50 件全てについて沿岸漁業改善資金繰上償還申込書を閲覧し、早期償還事務が適切に行われたことを確認した。なお、当該手続において、一件繰上償還申込書の日付が記載されていないものがあった。意見として取り上げるべき不備ではないと判断するが、誤謬、不正等の端緒となる可能性があるため、今後は申込日付等に漏れがないように留意されたい。

② 返済猶予及び延滞状況

平成 23 年度中に行われた返済猶予に係る条件変更 9 件について、貸付金台帳及び収入状況一覧表と照合し、返済猶予に係る意見書も確認した。返済猶予の原因は全て東日本大震災での被災によるものであり、また、変更後の貸付台帳への記載も誤りがないことを確認した。さらに、返済猶予以外に延滞が発生している貸付金がないことを確認した。

当貸付金に係る返済猶予に係る判定及び事務処理は適切に行われており、延滞が発生した債権はなく、指摘すべき事項はない。

7. 港湾整備事業特別会計

(1) 港湾整備事業特別会計の概要

所管部署	土木部
設置目的	港湾整備事業の円滑な運営を図るとともにその経理を明確にするために、埋立地その他の財産の売払代金、使用料、繰越金、国庫支出金、地方債その他の諸収入及び一般会計からの繰入金をもってその歳入とし、埋立事業費、荷役機械その他の施設に係る施設整備費及び施設運営費、地方債の元利償還金、一時借入金の利子その他の諸費並びに一般会計への繰出金をもってその歳出とする。

港湾整備事業特別会計は、港湾整備事業の円滑な運営を図るとともにその経理を明確にすることを目的として設置されたものである。具体的には、埋立地その他の財産の売払代金、使用料、繰越金、国庫支出金、地方債その他の諸収入及び一般会計からの繰入金をもってその歳入とすることとしており、埋立事業費、荷役機械その他の施設に係る施設整備費及び施設運営費、地方債の元利償還金、その他の諸費並びに一般会計への繰出金をもってその歳出として経理処理される。

当特別会計で発生する債権は、埋立地等の財産の売払代金と港湾施設の使用料収入又は占用料収入の未収金である。福島県港湾管理条例の別表第一において、以下の港湾名と港湾施設が掲げられており、これらの港湾施設が使用料収入の対象となる。ただし、全ての港湾施設が使用料の対象となるわけではなく、臨港道路や駐車場等のように無料の施設もあり、有料の施設については、福島県港湾管理条例において港湾施設ごとに使用料金を定めている。

港湾名	港湾施設	所在地
小名浜港	係船岸壁 上屋 係船浮標 物揚場 野積場 浮桟橋 船揚場 臨港道路 駐車場 庭 球場 ソフトボール場 荷役機械 揚降機 船舶給水 船舶保管施設 コンテナ施設 港湾施設用地 プレジャーボート用指定泊地 交流館	いわき市

港湾名	港湾施設	所在地
相馬港	係船岸壁 上屋 物揚場 野積場 船揚場 臨港道路 庭球場 荷役機械 船舶給水 港湾施設用地 プレジャーボート用指定泊地	相馬市 相馬郡新地町
江名港	係船岸壁 係船浮標 物揚場 野積場 船 揚場 臨港道路 港湾施設用地 プレジャー ボート用指定泊地	いわき市
中之作港	係船岸壁 係船浮標 物揚場 野積場 船 揚場 臨港道路 港湾施設用地 プレジャー ボート用指定泊地	いわき市
湖南港	物揚場 港湾施設用地	郡山市
翁島港	物揚場 浮桟橋 船揚場 駐車場 揚降機 船舶保管施設 港湾施設用地	耶麻郡猪苗代町
久之浜港	係船岸壁 野積場 港湾施設用地 プレジャ ーポート用指定泊地	いわき市

(注)「プレジャーボート」とは、次に掲げる船舶以外の船舶をいう。

- 一 漁船
- 二 国又は地方公共団体の所有する船舶
- 三 貨物船、遊覧船その他の業務用船舶
- 四 起重機船、作業船その他の特殊な構造又は設備を有する船舶
- 五 警備救難に従事する船舶
- 六 海象又は気象の観測に従事する船舶
- 七 航海訓練に従事する船舶

次に、港湾整備事業特別会計に係る平成 23 年度決算と平成 24 年度当初予算の状況は以下のとおりである。「使用料及び手数料」の大半は港湾施設使用料及び荷役機械使用料であり、そのほとんどが小名浜港で計上されている。

このため、小名浜港湾建設事務所を往査事業所とした。

(単位:千円)

項目	平成23年度決算					平成24年度当初予算				
	小名浜	相馬	中之作	翁島	計	小名浜	相馬	中之作	翁島	計
分担金及び負担金	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
使用料及び手数料	505,099	26,565	0	0	531,664	675,028	53,047	7,323	0	735,398
荷役機械使用料	168,935	0	0	0	168,935	244,110	1	0	0	244,111
上屋使用料	2,578	0	0	0	2,578	18,483	11,530	0	0	30,013
港湾施設使用料	312,488	25,097	0	0	337,585	376,119	36,791	7,323	0	420,233
船舶給水使用料	10,598	1,468	0	0	12,066	23,716	4,725	0	0	28,441
コンテナ施設使用料	10,500	0	0	0	10,500	12,600	0	0	0	12,600
財産収入	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
その他物品売払代金	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
土地売払代金	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
繰入金	4,641,681	1,339,145	0	41,997	6,022,823	2,749,983	1,601,510	0	0	4,351,493
繰越金	44,801	0	0	0	44,801	1	0	0	0	1
諸収入	17,165	0	0	0	17,165	51	0	0	0	51
国庫支出金	634,770	191,590	0	0	826,360	0	0	0	0	0
県債	715,100	85,100	0	0	800,200	2,310,300	1,321,700	0	0	3,632,000
収入計	6,558,616	1,642,400	0	41,997	8,243,013	5,735,365	2,976,259	7,323	0	8,718,947

(2) 監査手続

① 使用料等の請求及び回収

小名浜港の平成 23 年度の使用料について、請求及び回収に係る債権管理の状況を検討するため、以下の手続を実施した。

- ・使用料の納付による入金につき、収入調書及び収入状況一覧表により確認

② 延滞債権の督促及び管理状況

平成 23 年度末の使用料の延滞未収金について、督促の状況を確かめるとともに、以下の書類の作成及び整備状況を確認した。

- ・督促状況に係る台帳への記録
- ・未納者との使用契約
- ・破産手続に係る債権届出書類

(3) 監査結果（指摘・意見）

① 使用料収入の計上

平成 23 年度における小名浜港湾施設に係る以下の使用料収入について、港湾施設使用料のうち野積場使用料の平成 24 年 3 月（1 日～10 日）取引につき、全ての使用者を対象にサンプル 6 件を任意抽出して、使用料の納付期限までに入金があることを、収入調書及び収入状況一覧表で照合し、確認した。

この結果、使用料調定内訳書と使用許可申請書の許可番号との不一致が一件あったが、使用料調定内訳書許可番号の入力誤りであることが判明した。本件は入力誤りの書類に承認印が押印されていたが、内部統制の見地からは日常業務の事務点検をより一層強化すべきと考える。

なお、上記の不一致は内部統制上の重要な不備ではないと判断しており、意見としては取り扱わないものとする。また、これ以外に問題となる事項はなく、入金事務は使用許可申請書、収入調書に準拠し適切に行われていた。

（単位：千円）

項目	金額
荷役施設使用料	168, 935
上屋使用料	2, 578
港湾施設使用料	312, 488
船舶給水使用料	10, 598
コンテナ施設使用料	10, 500
計	505, 099

② 延滞債権の督促及び管理状況（指摘・意見）

平成 23 年度末における港湾整備事業特別会計に係る債権残高は、債務者別で 5 先、債権額で 11 件、7, 499, 231 円であり、その発生年度別の内訳は以下の表のとおりである。ただし、相馬港湾建設事務所が所管する 2 先については、同事務所が津波被害を受けたことから、震災前の資料は滅失しており、震災後に作成された資料と担当者へのヒアリング等に基づいて記載している。

(発生年度別件数及び金額)

(金額単位：円)

区分	平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
債務者 A	0	0	1	1,098,562	0	0	0	0	1	1,098,562
債務者 B	0	0	0	0	0	0	1	943,890	1	943,890
債務者 C・D	0	0	0	0	0	0	1	1,276,405	1	1,276,405
債務者 D	2	808,787	4	1,617,632	1	1,646,655	0	0	7	4,073,074
債務者 E	0	0	0	0	0	0	1	107,300	1	107,300
計	2	808,787	5	2,716,194	1	1,646,655	3	2,327,595	11	7,499,231

これらの債務者について個別に管理状況を検討した結果は次のとおりである。

なお、債務者 E については、震災後、使用料徴収の対象物が使用不能となり使用料の減免措置を行ったが、その後、平成 24 年に上記の残金 107,300 円は全額納入されており、特に問題となる事項はない。

(ア) 債権回収の管理状況に問題あるもの（指摘）

債務者の個別の概況と監査人の監査結果は以下の表のとおりである。

(債務者 C・D)

項目	内容等
所管事務所	小名浜港湾建設事務所
歳入科目	港湾施設使用料
使用許可年度	平成 22 年度
滞納理由	漁業衰退に伴って慢性的な赤字が続いたこと
現況と回収見込み（県の見解）	港湾施設内に設備を保有しており、当該設備は債務者 C・D が 1/2 ずつ所有する共有持分となっている。このため、使用料も両者が 1/2 ずつ納付している。 債務者 C は原発事故の影響で現在営業を自粛している。

項目	内容等
	<p>債務者Dは平成22年9月に破産手続開始が決定され、現在破産管財人のもとで破産手続が進められている。平成23年9月に第3回債権者集会が行われた際、破産管財人より一般債権に係る配当はない見込みである旨の説明があった。</p> <p>債務者Dは、納入見込がなく換価できる財産も有しないことから、破産手続終結をもって福島県財務規則第73号に基づく徵収停止の手続を採る予定である。</p> <p>債務者Dの破産手続終結後に債務者Cに納入の交渉を行う予定である。</p>
監査結果	<p>債務者Dの破産手続に係る経過と、債務者Cからの使用料の納入に関して、関係書類を確認するとともに担当者にヒアリングした結果、当該債権は債務者Cへの債権ではなく、債務者Dに対する債権である。(注)</p> <p>したがって、Cへの債権として管理するのは錯誤であり、債権管理の記録簿等の記載は速やかに訂正すべきである。</p> <p>なお、本件については平成24年11月の調査時の監査人の指摘後、債務者Dに対する債権として取扱い、平成24年12月のDの破産手続終結後、徵収停止手続を行ったとの説明文書が、平成25年3月22日に監査人に提示された。これにより、本件の実際上の問題は解消している。</p> <p>ただし、本件の本質的な問題は、債務者C、Dとの交渉や入金の経緯、破産手続に係る書類提出などを通じて、明らかに残債権の請求先がDであるにもかかわらず、監査人が指摘するまでCに対する債権として処理していたことにある。今後の債権管理に当たってはこのような錯誤が再発しないよう、担当者のみならず管理責任者も関係書類の内容を十分に把握し、適切な管理を行うことを徹底すべきである。</p>

(注) 今回の監査において、当該債権が債務者Dからの使用料に係るものと監査人が判断する理由は次のとおりである。

- ・平成 22 年度において発生した同年度の港湾施設の使用申請書によると、申請は二者の共同申請となっている。これは、使用料の対象施設が区分所有建物であることによる。また、共有持分が 1/2 であることから、使用料負担も各々 1/2 となっている。
- ・今回の監査に当たり、当初提出を受けた収入未済額の内訳の資料では、当該収入未済債権は債務者 C に対するものとして記載されていた。しかし、小名浜港湾建設事務所に往査した際に確認した以下の書類によると、残債権は債務者 D に対するものであることが明らかである。

i) 福島県指令小港建第 815 号

当文書において、申請人は共同所有者の連名となっているが、使用料の欄に、債務者 C 及び D の各々に対する使用料が、それぞれ 1,276,405 円ずつであることが明記されている。

ii) 未収金状況表

当文書において、債務者 C、D に対する使用料調定額の総額が 2,552,810 円であること、また、そのうち半額（1,276,405 円）については債務者 C により平成 23 年 12 月に納入されたことが記載されている。

なお、当該納入金に関して、入金日と納入者の名義について間違いがないことを、監査人が「収入状況一覧」により確認した。

iii) 債権届出書

債務者 D に対する届出債権額として、福島県が福島地方裁判所いわき支部に提出した債権届出書には、当該未収債権を含めて記載している。

(イ)債権回収のための手続を早期に進めるべきもの（意見）

債務者の個別の概況と監査結果は以下の表のとおりである。

(債務者 A)

項目	内容等
所管事務所	相馬港湾建設事務所
歳入科目	港湾施設使用料
使用許可年度	平成 20 年度
滞納理由	契約上のトラブルにより蔵置きしていた動産の売却が不可能になったため（債務者の申し出による）
現況と回収見込み（県の見解）	債務者（会社）の電話は不通であり、営業活動を行っているかについて確認できない。引き続き督促しているが、支払意思が確認できないため、他の手段による回収を図るべく手続を進めている。
監査結果	債務者の現況からすると交渉による回収は困難と思われ、現時点で実行可能な債権保全手続について十分な調査を行い、滞納処分が遅れることのないように留意した上、早期回収を図るべきと考える。

(債務者 B)

項目	内容等
所管事務所	相馬港湾建設事務所
歳入科目	港湾施設使用料
使用許可年度	平成 22 年度
滞納理由	東日本大震災の津波被害による不動産の被災等が甚大であり、営業停止に至ったため
現況と回収見込み（県の見解）	電話等により督促しており支払意思は認められるが、事業再開の見通しが立っておらず、回収は困難である。 引き続き督促を続けるとともに、平成 24 年度中の財産調査を検討中。

項目	内容等
監査結果	督促を継続する一方で、財産調査を迅速に進めて早期納入を図るべきと考える。

(ウ)徴収停止手続を実施すべきもの（意見）

債務者の個別の概況と監査人の監査結果は以下の表のとおりである。

(債務者D)

項目	内容等
所管事務所	小名浜港湾建設事務所
歳入科目	港湾施設使用料
使用許可年度	平成 19 年度～22 年度
滞納理由	漁業衰退に伴って慢性的な赤字が続いたこと
現況と回収見込み（県の見解）	平成 22 年 9 月に破産手続開始が決定され、現在破産管財人のもとで破産手続が進められている。平成 23 年 9 月 1 日に第 3 回債権者集会が行われた際、破産管財人より一般債権に係る配当はない見込みである旨の説明があった。 納入見込がなく換価できる財産も有しないことから、破産手続終結を以て福島県財務規則第 73 号に基づく徴収停止の手続をとる予定である。
監査結果	福島県財務規則第 73 号に基づく徴収停止の手続とは、地方自治法施行令第 171 条の 5（注）の徴収停止規定を準用するものであり、次の点から、既に当該債務者はこの要件を満たしているものと考える。 i) 平成 23 年 9 月に開催された第 3 回債権者集会において、破産管財人から一般債権に係る配当見込はない旨の説明があったこと。 ii) 破産管財人が作成した平成 23 年 8 月 26 日付の財産目録において財産の評価額・回収額は総額 52,547 千円である

項目	内容等
	<p>のに対して、同時点で一般債権に優先する財団債権が 100,409 千円と 2 倍程度あることからも配当見込は著しく低いこと。</p> <p>iii) 法人には今後換価回収し得る財産（不動産）がないこと。これらにより、今後の徴収が見込まれないことは明らかであったため、平成 23 年 9 月の債権者集会終了後、速やかに徴収停止の手続を実施すべきものであったと考える。</p> <p>なお、当該債権については、平成 24 年 12 月に破産手続が終結したため、徴収停止手続を行っているとのことである。</p>

(注) 地方自治法施行令における徴収停止規定は以下のとおりであり、当該債務者はその第 1 号に該当すると考えられる。

(徴収停止)

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

1. 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
2. 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
3. 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

8. 流域下水道事業特別会計

(1) 流域下水道事業特別会計の概要

所管部署	土木部
設置目的	流域下水道事業の円滑な運営を図るとともにその経理を明確にするため、市町村の負担金、国庫補助金、一般会計からの繰入金、地方債その他の収入をもってその歳入とし、建設費、維持管理費、地方債の元利償還金、一般会計への繰出金その他の支出をもってその歳出とする。

流域下水道事業特別会計は、流域下水道事業の円滑な運営を図るとともにその経理を明確にするため、市町村の負担金、国庫補助金、一般会計からの繰入金、地方債その他の収入をもってその歳入とし、建設費、維持管理費、地方債の元利償還金、一般会計への繰出金その他の支出をもってその歳出として処理している。

流域下水道とは、2以上の市町村から排出される下水を排除し、処理するための管渠と処理場からなる都道府県が管理する下水道であり、市町が管理する公共下水道から排出される下水を運ぶための幹線管渠と終末処理場が、当特別会計における管理対象資産である。

福島県内の場合は、県北、県中、二本松、田村の4地域に、県が管理する流域下水道がある。また、幹線管渠から運ばれる汚水の処理場についても、流域下水道に係る施設の建設は県が実施しており、流域下水道施設の整備完了後の維持管理業務は、県が行うほか、県及び関係市町村の出損により設立された公益財団法人福島県下水道公社に業務を委託して行われている。4地域それぞれの流域下水道は、以下の全体計画及び事業計画に従って実施されており、現在も施設整備が進行中である。

(阿武隈川上流流域下水道～県北処理区)

関連市町村	全体計画	事業計画
	福島市 伊達市 国見町 桑折町	福島市 伊達市 国見町 桑折町

		全体計画	事業計画
計画事業期間		昭和 59 年度～	昭和 59 年度～平成 28 年度
計画処理面積 (Ha)		7, 620	5, 264
計画処理人口 (人)		269, 100	227, 240
日最大処理水量 (m³／日)		144, 190	114, 460
排除方式		分流式	分流式
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
放流先		阿武隈川 (B-口)	阿武隈川 (B-口)
管渠		400mm～1, 650mm	400mm～1, 650mm
		L=56. 0Km	L=55. 9Km
ポンプ場		伊達中継ポンプ場	伊達中継ポンプ場・梁川中継ポンプ場
供用開始		平成 8 年 4 月	
計画水質	BOD	220mg/l～15mg/l	
	SS	200mg/l～20mg/l	
現有施設		日最大処理水量 79, 020 (m³/日) 管渠 400mm～1, 500mm L=38. 7km	
		伊達中継ポンプ場・梁川中継ポンプ場	
平成 23 年度 の実績	流入水量	年間総流入水量 14, 467, 902 m³ (日平均 39, 530 m³)	
	水質 (年平均)	流入 BOD 185mg/l 放流 BOD 4. 6mg/l	
		流入 SS 189mg/l 放流 SS 2. 3mg/l	

(阿武隈川上流流域下水道～県中処理区)

		全体計画	事業計画
関連市町村		郡山市 須賀川市 本宮市 鏡石町 矢吹町	郡山市 須賀川市 本宮市 鏡石町 矢吹町
計画事業期間		昭和 51 年度～	昭和 51 年度～平成 26 年度
計画処理面積 (Ha)		10, 621	8, 071
計画処理人口 (人)		336, 900	297, 680
日最大処理水量 (m³／日)		179, 840	156, 540
排除方式		分流式	分流式
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
放流先		阿武隈川 (B-イ)	阿武隈川 (B-イ)
管渠		400mm～3, 500mm	400mm～3, 500mm

		全体計画	事業計画
		L=50.5km	L=50.5km
ポンプ場	本宮中継ポンプ場、鏡石中継ポンプ場	本宮中継ポンプ場、鏡石中継ポンプ場	
供用開始	昭和63年10月(郡山市、本宮市)、平成4年10月(須賀川市)、平成6年6月(鏡石町)、平成7年4月(矢吹町)		
計画水質	BOD	239mg/l_15mg/l	
	SS	185mg/l_20mg/l	
現有施設	日最大処理 142,800(m ³ /日) 管渠 400mm~3,500mm L=50.5km 本宮中継ポンプ場・鏡石中継ポンプ場		
平成23年度の実績	流入水量	年間総流入水量 35,089,583 m ³ (日平均 95,873 m ³)	
	水質 (年平均)	流入 BOD 158mg/l 放流 BOD 6.4mg/l	
		流入 SS 160mg/l 放流 SS 2.8mg/l	

(阿武隈川あだたら流域下水道～二本松処理区)

		全体計画	事業計画
関連市町村		二本松市	二本松市
計画事業期間		平成4年度～	平成4年度～平成24年度
計画処理面積 (Ha)		919	622
計画処理人口 (人)		24,500	19,900
日最大処理水量 (m ³ /日)		13,900	10,200
排除方式		分流式	分流式
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
放流先		六角川(阿武隈川左岸支流) (B-口)	六角川(阿武隈川左岸支流) (B-口)
管渠		200mm~1,000mm	200mm~1,000mm
		L=5.6km	L=5.6km
ポンプ場		-	-
供用開始		平成10年10月	
計画水質	BOD	210mg/l_15mg/l	
	SS	200mg/l_30mg/l	

	全体計画	事業計画
現有施設	日最大処理水量 7,800 (m³/日) 管渠 200mm~1,000mm L=5.6km	
平成 23 年度 の実績	流入水量	年間総流入水量 1,143,698 m³ (日平均 3,125 m³)
	水質 (年平均)	流入 BOD 197mg/l 放流 BOD 4.8mg/l
		流入 SS 163mg/l 放流 SS 3.0mg/l

(大滝根川流域下水道～田村処理区)

	全体計画	事業計画
関連市町村	田村市	田村市
計画事業期間	平成 9 年度～	平成 9 年度～平成 26 年度
計画処理面積 (Ha)	900	624
計画処理人口 (人)	13,600	11,730
日最大処理水量 (m³/日)	6,020	5,100
排除方式	分流式	分流式
処理方式	活性汚泥法	活性汚泥法
放流先	大滝根側 (A-口)	太滝根側 (A-口)
管渠	150mm~1,350mm	150mm~1,350mm
	L=26.5km	L=26.5km
ポンプ場	-	-
供用開始	平成 16 年 4 月	
計画水質	BOD	191mg/l_15mg/l
	SS	154mg/l_15mg/l
現有施設	日最大処理水量 2,300 (m³/日) 長時間エアレーション法 管渠 150mm~1,350mm L=26.5km	
平成 23 年度 の実績	流入水量	年間総流入水量 451,805 m³ (日平均 1,234 m³)
	水質 (年平均)	流入 BOD 168mg/l 放流 BOD 5.2mg/l
		流入 SS 165mg/l 放流 SS 4.6mg/l

流域下水道に係る特別会計の平成23年度決算と平成24年度当初予算の概要は次ページのとおりとなっている。今回の監査では、特別会計が保有する債権又は固定資産を対象とするため、供用開始が平成8年4月と比較的最近であり、かつ、現有施設の日最大処理水量が79,020 (m³/日) と大きい、阿武隈川上流流

域下水道～県北処理区を所轄する県北流域下水道建設事務所を往査対象とした。

(単位:千円)

項目	H23 年度決算	H24 年度当初予算
歳入		
市町村負担金	2,755,384	2,889,204
国庫補助金	1,845,579	1,587,000
一般会計繰入金	5,077,880	4,431,578
金融機関等借入	794,200	766,900
使用料・諸収入等	162	77
歳入計	10,473,205	9,674,759
歳出内訳		
建設費	3,423,860	3,086,900
維持管理費	1,683,706	1,684,515
総務管理費	682,928	233,579
公債費	1,471,399	1,458,453
繰出金	3,211,312	3,211,312
歳出計	10,473,205	9,674,759

(注) 総務管理費について、H23 年度決算額に比して H24 年度当初予算額が大きく減少しているのは、H23 年度決算額には市町村維持管理費負担金返還額 433,982 千円が含まれているが、H24 年度当初予算では当該金額を含めていないことによる。

(2) 監査手続

平成 23 年度の流域下水道整備費について、都市総室が所管し工事調書に記載されている県北流域下水道建設事務所が執行している 9 件の進行中の工事について、以下の帳票を確認するとともに担当者へのヒアリングを行い、支出金額の妥当性と資産台帳への記載及び関連帳票の整合性を検討した。

また、土地については最近（直近 3～5 年程度）取得した物件について同様に検討を行った。

- ・ 土地、建物、管渠等に係る台帳の整備状況を確認
- ・ 工事について、工事調書、入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書、工事請負仮契約書、保証証書、着工届、条件付一般競争入札参加資格確

- 認等一覧表、支出命令書、請求書、工事出来高報告書、部分払申請書、出来高調書、工事等検査調書、支出命令書、支出負担行為調書、本工事費内訳明細書、出来高計算書、工事完成届書、工事完成引渡書、設備台帳、工事台帳等の確認
- ・土地取得について鑑定評価書、意見書、土地売買契約書、登記完了証、支出命令書、検査調書等の確認

(3) 監査結果

平成 23 年度の工事調書に記載がある 9 件及び固定資産台帳に記載がある土地の取得 2 件について監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はない。なお、参考までに実施した手続の詳細の一部を記載する。

① 工事番号 11-41510-0007 契約額 559, 860, 000 円

(ア) 入札状況の検証

本件は工事の予定価格 2 億円以上の場合に該当するため、条件付一般競争入札方式（総合評価方式（標準型））を採用し、契約締結することとなる。

本件の条件付一般競争入札は、公告が平成 23 年 7 月、開札が平成 23 年 8 月になされ、落札決定が平成 23 年 8 月に行われた。なお、参加業者は 3 社であり、落札額は 559, 860, 000 円であった。条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表を閲覧し、担当者への質問、関係書類との照合により本件入札が適切に行われたことを確かめた。

(イ) 契約状況の検証

本件工事請負仮契約書の契約日は平成 23 年 9 月であり、契約金額は 559, 860, 000 円であった。なお、本件は工事の予定価格が 5 億円以上そのため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第 2 条により県議会議決案件となり、県財務規則第 236 条により、この仮契約書のただし書、特約条項において、平成 23 年 10 月までに福島県議会において可決された場合に本契約として成立するものとしている。その後、平成 23 年 10 月に福島県議会において可決され本契約が成立した。工事請負仮契約書を閲覧し、担当者への質問、

関係書類との照合により本件契約に係る手続が適切に行われたことを確かめた。

(ウ) 工事完了検査および支払金額の算定検証

平成 24 年 6 月作成の工事等検査調書によると、出来高歩合 21.8%、支払額 38,000,000 円が平成 23 年度支払額として記載されている。なお、出来高歩合による支払可能額は出来高金額の 90% とする仮契約書の特約条項があり、この契約によると約 109 百万円と算定されるが、さらに仮契約書の特約条項により支出負担行為による支払い限度額が平成 23 年度 38,000,000 円と定められている。このため、出来高歩合による算定金額ではなく、約定金額が平成 23 年度支払金額となる。

工事等検査調書を閲覧し、担当者への質問、関係書類との照合により本件工事完了検査および支払金額の算定が適切であることを確かめた。

(エ) 支払状況の検証

平成 23 年度は、支出命令書（決裁年月日平成 23 年 11 月 支払年月日平成 23 年 11 月）により 21,110,000 円、支出命令書（決裁年月日平成 24 年 6 月 支払年月日平成 24 年 6 月）により 16,890,000 円の合計 38,000,000 円が支払われた。支出命令書と工事台帳の支払い情報、請求書、関係資料などと照合し、支払が適切に行われていることを確かめた。

② 工事番号 11-41510-0008 契約額 600,600,000 円

(ア) 入札状況の検証

本件は工事高 2 億円以上の場合に該当するため、条件付一般競争入札方式を採用し契約締結することとなる。

本件の条件付一般競争入札は、公告が平成 23 年 7 月、開札が平成 23 年 8 月になされ、落札決定が平成 23 年 8 月に行われた。なお、参加業者は 3 社であり、落札額は 600,600,000 円であった。条件付一般競争入札参加確認等一覧表を閲覧し、担当者への質問及び関係書類との照合により本件入札が適切に行われたことを確かめた。

(イ) 契約状況の検証

本件工事請負仮契約書の契約日は平成 23 年 9 月であり、契約金額は 600,600,000 円であった。なお、本件工事高が 5 億円以上のため県財務規則第 236 条により県議会議決案件となり、この仮契約書のただし書、特約条項において、平成 23 年 10 月までに福島県議会において可決された場合に本契約として成立するものとしている。その後、平成 23 年 10 月に福島県議会において可決され本契約として成立した。工事請負仮契約書を閲覧し、担当者への質問、関係書類との照合により本件契約が適切に行われたことを確かめた。

(ウ) 工事完了検査及び支払金額の算定検証

平成 24 年 6 月作成の工事等検査調書によると、出来高歩合 11.3%、支払額 40,000,000 円が平成 23 年度支払額として記載されている。なお、出来高歩合による支払可能額は出来高金額の 90% とする仮契約書の特約条項があり、この契約によると約 61 百万円が算定されるが、さらに仮契約書の特約条項により債務負担行為による支払い限度額が平成 23 年度は 40,000,000 円と定められている。このため、出来高歩合による算定金額ではなく、約定金額が平成 23 年度支払金額となる。

工事等検査調書を閲覧し、担当者への質問、関係書類との照合により本件工事完了検査および支払金額の算定が適切であることを確かめた。

(エ) 支払状況の検証

平成 23 年度は、支出命令書（決裁年月日平成 23 年 10 月 支払年月平成 23 年 11 月）により 22,220,000 円、支出命令書（決裁年月日平成 24 年 6 月 支払年月日平成 24 年 7 月）により 17,780,000 円の合計 40,000,000 円が支払われた。支出命令書と工事台帳の支払情報、請求書、関係資料等と照合し、支払が適切に行われていることを確かめた。

9. 奨学資金貸付金特別会計

(1) 奨学資金貸付金特別会計の概要

所管部署	教育庁
設置目的	福島県奨学資金貸与条例に係る経理を明確にするため、奨学資金に係る国庫支出金、一般会計からの繰入金、奨学資金の貸付金元利収入その他の収入をもってその歳入とし、奨学資金の貸付金その他の支出をもってその歳出とする。

① 福島県奨学資金制度と奨学資金貸付金特別会計

奨学資金貸付金特別会計は、福島県奨学資金貸与条例に係る経理を明確にするため、奨学資金に係る国庫支出金、一般会計からの繰入金、奨学資金の貸付金元利収入その他の収入をもってその歳入とし、奨学資金の貸付金その他の支出をもってその歳出として処理している。

福島県奨学資金は、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に貢献するために、昭和27年度から実施されている。

平成17年度からは、国における特殊法人合理化計画により、旧日本育英会で実施してきた高校奨学金が各都道府県に移管されることになり、本県でも同様に移管を受けている。移管された高校奨学金の貸付資金は、国から高等学校等奨学金事業交付金として交付され、その交付金の使途は高校奨学金の貸付原資に限られるので、明確な会計処理を行うため、将来の奨学事業とともに特別会計を設置して事業を実施している。

② 福島県奨学資金制度の概況

ア) 奨学金制度の内容

奨学資金の種類及び募集種別等は以下のとおりである。なお、奨学資金は全て無利息である。

(奨学生の種類及び奨学金の貸与月額)

区分		貸与月額(円)			
		自宅通学のとき	自宅外通学のとき		
高等学校	国立及び公立の高等学校	18,000	23,000		
	私立の高等学校	30,000	35,000		
専修学校の高等課程	国立及び公立の専修学校の高等課程	18,000	23,000		
	私立の専修学校の高等課程	30,000	35,000		
高等専門学校		18,000			
大学	国立及び公立の大学	35,000			
	私立の大学	40,000			
備考					
一 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう。					
二 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。					

(奨学生の募集種別及び募集時期等)

募集種別	募集時期及び採用要件
1 在学採用募集 (大学・高等専門学校・高等学校・専修学校(高等課程))	4月入学後から6月まで(追加採用募集:8月から10月) 学力基準:評定平均3.0以上
2 予約採用募集 (中学3年生)	7月から9月まで 学力基準:評定平均3.0以上
3 緊急採用募集 (高等学校・専修学校(高等課程))	随時(災害・生計維持者の病気・失職・破産等による家計の急変) 学力基準:卒業できる見込み
4 県立高校入学者募集停止に伴う募集 (高等学校・専修学校(高等課程))	予約募集、在学募集 学力基準:卒業できる見込み

募集種別	募集時期及び採用要件
5 東日本大震災特例採用募集 (高等学校・専修学校(高等課程))	平成 23 年度以後 学力基準: 卒業できる見込み

(注) 東日本大震災被災者に関しては以下の採用要件緩和及び返還の特例が設けられている。

- i)通常は保証人2名のところ被災者の希望により保証人1名でも可とした
- ii)長期避難中の原発事故被災者等からの返還猶予手続に係る柔軟な対応
- iii)震災特例採用のため願出により返還義務を免除する場合の基準となる年間収入見込額を定めた

高等学校・専修学校(高等課程)卒業: 年収見込 320 万円未満

短期大学・専門学校・専修学校(専門課程)に進学し卒業: 年収見込 340 万円未満

大学・大学院に進学し卒業者: 年収見込 360 万円未満

(奨学生の返済期間)

貸与を受けた奨学資金の総額	期間
400,000円以下	七年
400,000円を超え600,000円以下	八年
600,000円を超え800,000円以下	九年
800,000円を超え1,000,000円以下	十年
1,000,000円を超え1,200,000円以下	十一年
1,200,000円を超え1,400,000円以下	十二年
1,400,000円を超え1,600,000円以下	十三年
1,600,000円を超え1,800,000円以下	十四年
1,800,000円を超え2,000,000円以下	十五年
2,000,000円を超え2,200,000円以下	十六年
2,200,000円を超え2,400,000円以下	十七年
2,400,000円を超え2,600,000円以下	十八年
2,600,000円を超え2,800,000円以下	十九年
2,800,000円を超えるもの	二十年

イ) 奨学生の採用状況

最近の奨学生の採用人数及び貸付金額の状況は以下のとおりである。

なお、人数には新規採用と継続採用(高等学校等に在学中で進級した者)を合計している。

(奨学生採用状況)

区分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
高校	人数	902	944	1,026	984	879
	金額(千円)	239,139	256,332	280,171	268,830	244,597
大学	人数	427	371	394	379	313
	金額(千円)	189,508	172,736	184,056	175,410	143,200
合計	人数	1,329	1,315	1,420	1,363	1,192
	金額(千円)	428,647	429,068	464,227	444,240	387,797

(注)平成 23 年度の震災特例制度の採用、1,545 人、貸付金額 361,327 千円を除いた数値

である。

ウ) 奨学金の返還状況

奨学資金の種類及び募集種別等は以下のとおりである。

(返還率の推移)

(単位:千円)

区分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
現 年 度	A 調定額	158,740	171,039	196,768	213,189	224,015
	B 収入額	154,988	167,936	193,409	206,023	215,187
	C 未納額	3,752	3,103	3,359	7,166	8,828
	返還率(B/A)	97.6	98.2	98.3	96.6	96.1%
過 年 度	A 調定額	36,429	28,720	23,865	20,156	22,932
	B 収入額	11,461	7,958	7,068	4,390	3,976
	C 未納額	24,968	20,762	16,797	15,766	18,956
	返還率(B/A)	31.5	27.7	29.6	21.8	17.3%
合 計	A 調定額	195,169	199,759	220,633	233,345	246,947
	B 収入額	166,449	175,894	200,477	210,413	219,163
	C 未納額	28,720	23,865	20,156	22,932	27,784
	返還率(B/A)	85.3	88.1	90.9	90.2	88.7%

(1) 監査手続

奨学資金貸付金の新規実行、償還及び回収に係る債権管理の状況を検討するため、以下の手続を実施した。

① 新規貸付

高校、大学それぞれの「平成 23 年度福島県奨学金資金新規貸与者一覧表」より任意に各々 15 件ずつのサンプルを抽出して以下の手続を実施した。

i) 奨学資金の申込に係る以下の書類を確認

願書、推薦調書、H23 年分所得証明書、住民票、保証人の住民票、口座振替申出書

ii) 選考委員会での承認関係書類を確認

iii) 貸付承認後、振込手続が正しく行われてことを以下の書類で確認 支出命令書

② 儚還・回収

平成 23 年度の収入状況一覧表から任意にサンプル 6 件を抽出し、収入に係る帳票と貸付台帳を照合した。

③ 未収残高の督促及び管理状況

「平成 23 年度福島県奨学金資金未納者一覧表」により、平成 3 年以前に新規貸与を行ったもの 18 件及び平成 4 年以後に新規貸与を行ったもののうち未収残高が 300 千円以上のもの 21 件を抽出し、督促・催告及び管理状況について関連帳票及びヒアリングにより、以下の手続を実施した。

- i) 約定日経過後の未回収債権について督促を行っていることを確認
- ii) 連帯保証人に対する督促・催告の実施状況の確認及び代弁請求の確認
- iii) 過年度滞納債権の保全及び回収状況の確認

(2) 監査結果（意見）

① 高校等の新規貸付に係る事務処理（意見）

新規の奨学資金貸付けについて「平成23年度福島県奨学金資金新規貸与者一覧表」より任意に15件のサンプルを抽出して、関係帳票を確認した結果、以下の問題点が認められた。

(ア) 関係書類の整理保管（意見）

サンプルとして15件抽出したうち、追加募集により平成23年9月に願書が提出された1件について、貸付承認関係書類として通常は保管されている決定通知書（控）が確認できなかった。当該文書は奨学資金の決定を奨学生に通知する重要文書であり、必ず控えを作成した上で整理保管することを徹底すべきである。

(イ) 震災特例採用の保証人に係る取扱い（意見）

震災特例採用の場合には、以下の規定を柔軟に適用することにより、原則保証人2人が必要なところ、1人とすることができることとなっている。しかし、このような緩和措置が図られているにも係らず、り災證明書入手しているが保証人を2名徴求しているケースが1件あった。

○福島県奨学資金貸与条例

（保証人）

第五条 奨学生になろうとする者は、教育委員会が定めるところにより、保証人二人を立てなければならない。ただし、奨学生になろうとする者が災害により被害を受けた者である場合その他特別の理由があると教育委員会が認める場合については、保証人の人数を一人とすることができる。

本件については、保証人2名を求めたわけではなく学校又は申請者本人の誤解によるものと思われるが、2名の保証人を1名に修正した上で書類を再提出することは、あえて求めなかったとの説明を受けた。

確かに、震災特例採用の奨学生募集案内文書には、「保証人1名（原則保護者）」との記載があり、また、添付の「福島県奨学生願書」の保証人欄には斜線があり、保証人1名であることがわかるはずである。しかし、保証人となるために

は署名捺印と住民票が必要であることから、以下の震災特例に該当する被災者については、保証人が1名（原則として保護者）で足りることについて、これまで以上に周知徹底することが望ましいと考える。

○震災特例対応の対象となる被災者等

- ①申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合
- ②警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合
- ③緊急時避難準備区域、屋内避難指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合
- ④主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障害・疾病を負った場合
- ⑤主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合
- ⑥その他、被災により申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合で、学校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める場合

② 大学等の新規貸付に係る書類入手の遅延（意見）

新規の奨学資金貸付けについて「平成23年度福島県奨学金資金新規貸与者一覧表」より任意に15件のサンプルを抽出して、関係帳票を確認した結果、保証人の住民票提出遅延が1件認められた。

保証人の住民票提出が遅延したのは、当初、保証人の資格要件に係る以下の要件を満たさない者を保証人として申請が出されたため、その後、保証人を変更したことに起因するものである。

（保証人の資格要件～福島県教育庁一推薦事務の手引より）

申請者及び連帯保証人と同一生計(同居)ではなく、成年者であって独立の生計を営み、かつ、奨学資金の返還期間中にわたり返還の責めを負うことができる者とする

保証人が適格要件を満たさないことから、県は保証人の変更を求め、新たな保証人の住民票を早期に提出するように要請していたが、大幅に遅れ、平成24年3月付けの住民票が平成24年4月に提出されたものである。申請書類の点検は、申請の時点で厳格に実施する必要がある。なお、保証人の住民票提出が大幅に遅延した以外、特に問題とすべき事項はない。

③ 未収残高に係る貸付台帳及び延滞債権の管理規程の整備（意見）

未納者についての貸付台帳を初めとする関連書類を確認するとともに、担当者へのヒアリングを行った。この結果、現行のＥＤＰシステムから出力される「貸付金台帳」は、分割返還を行う延滞債権について、未納が発生して調定額と異なる金額を分納で回収する場合、分納の都度、入金日と入金額は入力できるが、入金予定日を入力・管理できる機能がないことが判明した。すなわち、未納が発生して分納により回収する場合、入金日及び金額はシステムに入力できるが、入金予定日の事前入力によるシステムでの入金予定日ごとの消込管理はできないということである。

また、分納に係る「納入通知書」の発行はシステム化されておらず手処理であるため、納入通知書の発行の際には担当者が「貸付金台帳」の帳票に手書きでメモを記載した上で発議している。さらに、分納者ごとに督促経過や分納経過を記録した個別ファイルの中に、発行した納入通知書の写しを保存しているとのことである。しかし、分納の管理に当たっては「分割返還納入通知書管理表」に発行年月日と入金の消込を行うなど、管理帳票の作成方法も統一されているわけではない。

分割返還を行う延滞債権について、入金予定日を記載・管理できる帳票がないのが現状であり、担当者が帳票に手書きでメモを記載している状態では、事務コストも増大していると考えられる。長期延滞者は、当初の調定額とは異なる金額で内入返済を行うケースが多く、今後も延滞者が増加する可能性があることから、分納に係る管理方法について再検討すべきである。

また、福島県奨学資金貸付金に関する条例等は次のものが制定されているが、延滞期間が1年超となった場合の分割返還の回数や手続についての定めが明確でない。前述のとおり、今後も未収や延滞発生の増加が見込まれること、また、長期延滞が発生した場合には返済期間も1年超となることが多いことなどから、実態に合致するよう、延滞時の取扱いに係る定めを、さらに整備することが望ましいものと考える。

- ・福島県奨学資金貸与条例
- ・福島県奨学資金貸与条例施行規則
- ・福島県奨学資金貸与要綱
- ・福島県奨学資金返還金滞納整理事務取扱要領

④ 長期未納延滞者に係る返還免除等の今後の取扱い（意見）

長期未納延滞者のうち、以下のものは延滞が長期間にわたっており、本人や保証人が行方不明や連絡がつかないなど、ほとんど今後の回収が見込まれない債権である。これらについても、未収債権が存在する限り回収手続と残高管理が必要となる。

(単位:円)

交付決定年度	件数	調定済額	未収額
昭和 58 年以前	1	252,000	120,000
昭和 59 年～61 年	3	828,000	612,000
平成 1 年～3 年	2	636,000	560,000
平成 7 年	2	1,308,000	793,000
平成 10 年～11 年	2	3,456,000	2,808,000
計	10	6,480,000	4,893,000

県奨学資金の返還については、福島県奨学資金貸与条例等において次のような返還免除規定が定められているが、延滞債権には適用されていない。

○福島県奨学資金貸与条例

(返還免除)

第十三条 奨学生又は奨学生であつた者が死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた奨学資金を返還することができなくなつたときは、相続人若しくは保証人又は本人からの願出によりその全部又は一部の返還を免除することができる。

○福島県奨学資金貸与施行規則

(返還の免除の申請の手続)

第十条 条例第十三条の規定による奨学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、同条の死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由が存することを証する書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

今後も延滞未収残高が増加することが推定されることから、これらの事務管理コストを削減するために、返還免除の規定を柔軟に運用することが望まれる。

なお、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計においても記載したとおり、この点に関しては、債権回収促進と事務管理コストの削減の2つの面から、県が保有する私債権全般に係る統一的な管理規程や管理基準の設定、私債権管理の一元化、あるいは民間の債権回収業者へのバルクセールなどを検討することが必要な時期にきているのではないかと考える。

⑤ 長期末納延滞者に係る返還免除の取扱い（意見）

長期末納延滞者に関して、前述のとおり、返還免除の規定を柔軟に運用することが望ましいと考えるが、今回の調査事例では、奨学生本人の死亡により本来は返還免除すべきと思われるものが、最終的に保証人から回収されたという事例があった。保証人からの回収可能性が認められる限り、回収促進を図ることは一つの方針ではあるが、一方で、保証人の経済状況等を勘案した柔軟な対応を図ることができる事例であった可能性がある。

担当者より、10年ほど前（以下の経緯で示したX年2月）に教育指導課内では発議書が承認されたが、最終的には教育長承認による決裁に至らなかつたため、免除処理がされなかったという説明を受けた。本人死亡が判明した年の5年後に連帯保証人の居住地が判明し、7年後に保証人に督促することを決定して返還交渉を行った結果、完済された。当時の状況がわからぬため真相は不明であるが、不明確な処理である。

（経緯）

- ・X年1月に戸籍照会を行った結果、9年前に本人が死亡していたことが判明
- ・X年2月に教育指導課で返還免除を課内決裁（発議書では教育長決裁はない）
- ・X5年に戸籍照会により連帯保証人の母の居住地判明
- ・X7年7月に過去の経緯を確認の上、連帯保証人に督促することを教育指導課で決定
- ・以後、連帯保証人に督促し、最終的に完済された

（注）戸籍照会を行い死亡が判明した年をX年とし、それ以後の経過年数を整数で示した。例えば、X5年は死亡が判明した年から5年後を意味する。

(B) 県税未収金

1. 監査対象とした県税の徴収状況及び実施した監査手続の概要

(1) 徴収率及び未納繰越額の推移

当年度の監査対象とした4税目、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税の過去5年間の徴収率及び未納繰越額の推移は以下のとおりである。

(徴収率)

(単位:円)

税目	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
不動産取 得税	調定額	6,240,939,274	5,646,106,218	4,974,188,849	4,280,453,112	3,148,617,766
	収入額	5,800,933,675	5,137,671,487	4,434,764,527	3,745,339,940	2,679,625,436
	徴収率(%)	92.95%	90.99%	89.16%	87.50%	85.10%
ゴルフ場利 用税	調定額	929,615,832	921,891,852	910,094,116	831,267,280	556,999,817
	収入額	918,753,628	906,022,874	883,019,402	803,147,473	525,211,867
	徴収率(%)	98.83%	98.28%	97.03%	96.62%	94.29%
軽油引取 税	調定額	26,128,234,662	22,894,317,690	20,059,847,615	20,940,037,922	24,724,380,920
	収入額	25,666,204,871	22,610,326,519	20,007,094,112	20,666,308,601	24,634,844,040
	徴収率(%)	98.23%	98.76%	99.74%	98.69%	99.64%
産業廃棄 物税	調定額	570,641,006	604,211,166	497,556,673	593,717,880	492,664,067
	収入額	570,641,006	604,211,166	497,556,673	580,828,360	473,054,507
	徴収率(%)	100.00%	100.00%	100.00%	97.83%	96.02%

(未納繰越額)

税目	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
不動産 取得税	未納繰越件数(件)	912	1,050	1,127	1,666	1,415
	未納繰越額(円)	404,451,778	491,534,462	473,434,349	505,974,915	407,486,810
ゴルフ場 利用税	未納繰越件数(件)	22	27	20	26	73
	未納繰越額(円)	10,862,204	15,868,978	13,378,182	15,457,075	31,787,950
軽油引 取税	未納繰越件数(件)	15	12	2	7	8
	未納繰越額(円)	373,550,142	283,991,171	52,753,503	273,729,321	89,536,880
産業廃 棄物税	未納繰越件数(件)	0	0	0	2	4
	未納繰越額(円)	0	0	0	12,889,520	19,609,560

(2) 地方振興局毎の未納繰越額等の推移

県の税務事務を取り扱う県内 7か所の地方振興局毎の平成 22 年度及び平成 23 年度の調定額、収入額、徴収率、未納繰越額等の状況は以下のとおりである。未納繰越額及び不納欠損額の件数及び金額の状況を踏まえて、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税の 3 税目については、以下の 3 つの振興局を往査対象とした。

ただし、県北地方振興局は平成 23 年度において軽油引取税の未納繰越額及び不納欠損額がないため、当該税目につき調査対象外とした。

- ・県北地方振興局
- ・県中地方振興局
- ・県南地方振興局

また、産業廃棄物税については、平成 23 年度において未納繰越額がある相双地方振興局を対象とした。

事務所別	項目	不動産取得税		ゴルフ場利用税	
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
県北地方振興局	調定額	932,515,389	860,013,936	102,667,273	67,754,916
	収入額	807,043,873	765,889,945	99,677,574	64,523,717
	徴収率(%)	86.54%	89.06%	97.09%	95.23%
	未納繰越件数(件)	304	327	3	5
	未納繰越額(円)	102,148,536	84,931,541	2,989,699	3,231,199
県中地方振興局	調定額	1,494,708,581	949,605,761	152,637,266	103,929,176
	収入額	1,289,589,178	750,002,263	136,142,899	98,214,200
	徴収率(%)	86.28%	78.98%	89.19%	94.50%
	未納繰越件数(件)	595	425	8	8
	未納繰越額(円)	203,004,661	158,527,102	5,714,976	5,714,976
県南地方振興局	調定額	266,630,903	257,969,663	209,973,266	147,269,425
	収入額	237,625,060	223,318,240	205,097,425	140,314,325
	徴収率(%)	89.12%	86.57%	97.68%	95.28%
	未納繰越件数(件)	134	148	11	29
	未納繰越額(円)	28,426,443	32,188,852	2,992,500	6,955,100

事務所別	項目	不動産取得税		ゴルフ場利用税	
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
会津地方振興局	調定額	473,789,443	369,158,287	63,838,250	56,027,925
	収入額	434,858,533	331,705,575	63,838,250	56,027,925
	徴収率(%)	91.78%	89.85%	100.00%	100.00%
	未納繰越件数(件)	229	175	0	0
	未納繰越額(円)	38,081,196	35,522,587	0	0
南会津地方振興局	調定額	34,430,117	18,486,112	4,561,500	4,291,000
	収入額	33,572,745	18,473,312	4,561,500	4,291,000
	徴収率(%)	97.51%	99.93%	100.00%	100.00%
	未納繰越件数(件)	4	2	0	0
	未納繰越額(円)	857,372	12,800	0	0
相双地方振興局	調定額	367,107,040	124,869,580	43,108,575	5,169,300
	収入額	311,247,753	80,262,951	43,103,675	3,088,075
	徴収率(%)	84.78%	64.28%	99.99%	59.74%
	未納繰越件数(件)	184	124	1	8
	未納繰越額(円)	55,730,580	40,233,132	4,900	2,081,225
いわき地方振興局	調定額	711,271,639	568,514,427	254,481,150	172,558,075
	収入額	631,402,798	509,973,150	250,726,150	158,752,625
	徴収率(%)	88.77%	89.70%	98.52%	92.00%
	未納繰越件数(件)	216	214	3	23
	未納繰越額(円)	77,726,127	56,070,796	3,755,000	13,805,450

事務所別	項目	軽油引取税		産業廃棄物税	
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
県北地方振興局	調定額	7,699,629,155	9,267,080,680	51,388,926	82,196,443
	収入額	7,429,724,191	9,267,080,680	51,388,926	82,196,443
	徴収率(%)	96.49%	100.00%	100.00%	100.00%
	未納繰越件数(件)	2	0	0	0
	未納繰越額(円)	269,904,964	0	0	0

事務所別	項目	軽油引取税		産業廃棄物税	
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
県中地方振興局	調定額	8,764,892,741	10,532,650,266	7,341,582	12,360,824
	収入額	8,764,892,741	10,454,410,368	7,341,582	12,360,824
	徴収率(%)	100.00%	99.26%	100.00%	100.00%
	未納繰越件数(件)	0	1	0	0
	未納繰越額(円)	0	78,239,898	0	0
県南地方振興局	調定額	504,216,329	475,434,638	126,500	125,125
	収入額	504,206,796	469,968,650	126,500	125,125
	徴収率(%)	99.99%	98.85%	100.00%	100.00%
	未納繰越件数(件)	1	1	0	0
	未納繰越額(円)	9,533	5,465,988	0	0
会津地方振興局	調定額	693,071,068	867,222,490	29,019,627	21,995,738
	収入額	693,071,068	867,222,490	29,019,627	21,995,738
	徴収率(%)	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	未納繰越件数(件)	0	0	0	0
	未納繰越額(円)	0	0	0	0
南会津地方振興局	調定額	49,840,221	65,899,041	0	0
	収入額	49,840,221	65,899,041	0	0
	徴収率(%)	100.00%	100.00%	—	—
	未納繰越件数(件)	0	0	0	0
	未納繰越額(円)	0	0	0	0
相双地方振興局	調定額	277,413,434	206,856,227	278,409,434	100,819,677
	収入額	273,915,980	206,856,227	265,519,914	81,210,117
	徴収率(%)	98.74%	100.00%	95.37%	80.55%
	未納繰越件数(件)	3	0	2	4
	未納繰越額(円)	3,497,454	0	12,889,520	19,609,560
いわき地方振興局	調定額	2,950,974,974	3,309,237,578	227,431,811	275,166,260
	収入額	2,950,657,604	3,303,406,584	227,431,811	275,166,260
	徴収率(%)	99.99%	99.82%	100.00%	100.00%
	未納繰越件数(件)	1	6	0	0
	未納繰越額(円)	317,370	5,830,994	0	0

(3) 実施した監査手続の概要

① 未納繰越額

未納繰越額の回収手続及び債権の管理状況について、担当者へヒアリングするとともに、以下の手続を実施した。

- ・未納繰越額の明細と決算書の件数、金額を突合する
- ・未納繰越額の計上額について、滞納整理票、収納徴収経歴照会画面等により確認
- ・未納繰越額について、滞納整理票、収納徴収経歴照会画面等により、翌年度の回収状況を確認
- ・未回収の未納繰越額について、滞納整理票、滞納金額内訳表等の関係書類により、回収や催告の状況の確認

② 不納欠損処理額

不納欠損処理を行った債権に係る催告の状況及び事務処理の手続について、担当者へヒアリングするとともに、以下の手続を実施した。

- ・不納欠損処理額の明細と決算書の件数、金額を突合する
- ・不納欠損処理額の対象債権について、滞納整理票、滞納金額内訳表等の関係書類により、回収や催告の状況の確認
- ・不納欠損処理額について、差押及び公売、財産調査、滞納処分停止、不納欠損処理の手続が適正に実施されていることの確認

2. 不動産取得税

平成 23 年度末の未納繰越額と不納欠損処理に関して、県北地方振興局、県中地方振興局、県南地方振興局のそれぞれに往査し、監査を実施した結果は以下のとおりである。

(1) 県北地方振興局（指摘・意見）

① 県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者の管理状況（指摘）

長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、以下の事例は延滞債権の管理状況に問題があり、関係書類の整備や担保物件の現況調査を十分に行うべきである。

（事例 1）

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 15 年度	243, 620 円
状況	<ul style="list-style-type: none">▶ 宅地建物取引業の弁済業務保証金分担金残高が 600 千円あるため、処分停止対象としていない▶ 滞納整理票（税務システムによる滞納未収の台帳）では、平成 16 年 5 月に債権（給与以外）の差押えを解除した旨の記載があり、管理担当者の説明によると、この債権とは弁済業務保証金分担金を指している
結論	滞納整理票における差押え解除の記載は事実と異なるものであり、債権管理上、問題がある。早急に記載を訂正するとともに、このような誤りのないように、台帳記載の不備の有無を検討すべきである。

(事例 2)

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 18 年度	3,384,457 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 18 年 11 月に課税物件への差押実行、平成 22 年 5 月に公売により配当金 682 千円を回収 ▶ 上記の事実について、「滯納整理票」の添付資料である「経過記事」には記載があるが、「滯納整理票」に記載されていない ▶ 事業運営の実態がなく資産処分も完了しているため、平成 22 年 6 月に滯納処分停止した ▶ 平成 24 年 8 月の調査時に法人登記は存在している
結論	<p>滯納整理票（E D P）には平成 22 年 5 月の公売に係る記載があるが、手書きの滯納整理票（滯納処分総括表）には記載がない（注）。</p> <p>県北地方振興局では、E D P 導入時に長期延滞の滞納についての過去からの経緯は、E D P 入力せず手書きの管理表を用いているが、どちらを正とするかの取扱いがあいまいである。長期延滞の滞納についての台帳管理の方針を明確にするとともに、台帳記載事項の点検を実施すべきである。</p>

（注）平成 22 年 2 月以前は「滯納処分票（徴第 9 号様式）」に手書き記載されていたが、現在これらの記録は、平成 20 年度の新税務システムの導入に伴い、システムにデータ入力され、「滯納整理票」の電子ファイルにて管理されている。

(事例 3)

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 19 年度	2,739,100 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 20 年 1 月に不動産差押えを実行したが、先順位が 1 億円あり回収不能と判断している ▶ 平成 22 年 2 月に現況調査し、同年 3 月に滯納処分停止した
結論	<p>差押物件の現況調査は、平成 22 年 2 月の次に平成 24 年 11 月に実施されている。しかし、残高が 2 百万円超と多額の未納残高を残している先であり、先順位の状況や所有権移転の有無の確認のため、少なくとも年 1 回程度は謄本を入手するなどの現況調査を実施すべきである。</p>

② 滞納処分停止に向けて対応すべき県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者（意見）
長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、
ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、以下の納税者は地方税
法第 15 条の 7 の滞納処分の停止要件（1 無財産、2 生活困窮、3 本人の所
在及び財産とも不明）に該当する可能性がある。

これらの債権について、滞納停止処分の要件に該当するかの判断をせずに、
長期間にわたって催告等の手続を実施することは、管理コストを高めるのみ
であり、経済合理性の面からも適正ではない。

税務職員の員数や経費予算が圧縮されている現状と、個人県民税の未納繰
越額が大幅に増加している現状を鑑みるに、以下のような回収見込が極めて
低い納税者については、早急に財産調査を実施し、滞納処分停止の是非を判
断し、処分停止に該当する場合は速やかに処分停止の手続を実行し、最終的
には不納欠損処理することが望ましいと考える。

(事例 1)

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 16 年度	208,000 円
状況	<ul style="list-style-type: none">▶ 平成 17 年 2 月～平成 18 年 4 月まで分納徵収、平成 22 年 4 月の 預金差押えによる 30 千円徵収が最終入金▶ 本社所在地の自治体での滞納税があり、平成 24 年 1 月に滞納処 分停止を受けている▶ 課税対象物件は既に売却されており、不動産担保なし▶ 現在、事業活動の実態なし
結論	事業実態がなく、他の自治体では滞納処分停止を受けていることか ら、財産調査の上、滞納処分停止の対象とすべき。

(事例 2)

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 18 年度	206, 901 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 19 年 6 月～11 月まで 454 千円徴収 ▶ 平成 19 年 6 月に不動産差押えを実行したが、平成 22 年 3 月に無配で競売手続終了 ▶ 競売終了後、事業意欲失い、事業活動の実態なし
結論	事業実態がなく、競売処理完了につき不動産等の資産売却による回収見込みもないため、滞納処分停止の対象とすべき。

(事例 3)

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 19 年度	442, 200 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調定後の徴収実績なし ▶ 土地建物につき平成 20 年 4 月に差押えを実行したが、先順位 60 百万円あり ▶ 平成 24 年 2 月の電話催告時に差押物件（土地）の一部を売却したと滞納者本人からの口頭での申立てがあった ▶ 平成 24 年 10 月に登記簿謄本を確認したところ、所有権移転登記は行われていなかった
結論	差押物件の現況確認を行うとともに、謄本により先順位の担保設定状況を確かめ、回収可能性を改めて判断する必要がある。 早急に財産調査を実施し、回収見込が乏しい場合は滞納処分停止の対象とすべき。

(事例 4)

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 20 年度	1, 267, 800 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 22 年 11 月に事業は廃業した ▶ 平成 24 年 6 月に差押物件の一部競売の配当による 459 千円の徴収が最終入金
結論	事業は既に廃業しており、競売処理も一部は完了している。早急に財産調査を実施し、残りの資産売却による回収見込み等を調査して、回収見込が乏しい場合は滞納処分停止の対象とすべき。

(2) 県中地方振興局（指摘・意見）

① 県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者の管理状況（指摘）

長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、以下の事例は延滞債権の管理状況に問題があり、関係書類の整備や担保物件の現況調査を十分に行うべきである。

（事例 1）

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 18 年度	2,610,300 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 宅地建物取引業の弁済業務保証金分担金残高が 600 千円あるが、第 3 債務者である社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下、「協会」という。）に電話確認した結果、先行差押があることが判明したため、換価可能な財産がないと判断し、平成 22 年 2 月 19 日に差押を解除した（国税徴収法第 79 条第 1 項第 2 号（注）による解除） ▶ 解散登記はないが法人の実態なく、換価可能な財産もないため平成 22 年 2 月 17 日に滞納処分停止の起案を行い、平成 22 年 3 月 31 日に滞納処分停止を決定した
結論	<p>この事例に関しては次の 2 つの問題点がある</p> <p>①弁済業務保証金分担金の差押解除の判断</p> <p>ヒアリング時の説明及び資料によると、弁済業務保証金分担金に関して平成 22 年 2 月 17 日に協会への電話確認により第 1 順位の差押えがあるため、県の債権に対する返還見込がない旨の回答があったとのことである。これを受け、平成 22 年 2 月 19 日に差押解除通知書を第三債務者である協会宛に発出している。</p> <p>しかし、電話確認により先順位者があるとの回答を得ただけで差押解除を行うことは次の理由により疑問が残る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分停止中の他の県税未収金においては、弁済業務保証金分担金のみ差押を継続している例がある ・先順位者の債権額が明確でなく、「無益な差押」と言えるかどうかの客観的証拠が不十分である ・不動産担保の場合は、先順位私債権等により配当見込が乏しく

	ても担保の解除を行っていない例がある
結論	<p>先順位者が差押を解除することもあり得るため、滞納処分停止後の定期的な現況調査で弁済業務保証金分担金の差押状況を継続的にフォローし、差押解除の判断は不納欠損処理の判断時までに行えば良いものと考える。</p> <p>②滞納処分停止日について 当事例の滞納処分調査票決裁日及び滞納処分停止日等に係る帳票の記録は、下記のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理票（県税システム事績） 滞納処分停止：H22/2/17 ・滞納処分調査票 調査：H22/2/17、決裁：H22/2/29 ・滞納処分停止調書 調査：H22/2/17、決裁：H22/3/31 ・処分停止画面（県税システム画面） 起案日：H22/2/17、 決議日：H22/3/31 <p>正しい日付は、起案日が平成22年2月17日、滞納処分停止日（決議日）が平成22年3月31日である。滞納処分の停止は債権管理に係る重要な手続であるため、滞納整理票の事績（記録）について、他の書類と一致するよう適正に入力し整理することに、十分留意すべきである。</p> <p>なお、現行のEDPシステムでは、滞納処分停止の起案日は自動的に滞納整理票に記載されるが、決議（決裁）日は自動的に記載されないため、滞納整理票に決議日を必ず記録することを徹底すべきである。</p>

(注) 国税徴収法

- (差押の解除の要件) 第七十九条 徴収職員は、次の各号の一に該当するときは、差押を解除しなければならない。
- 一 納付、充当、更正の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅したとき。
 - 二 差押財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び差押に係る国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額をこえる見込がなくなつたとき。

(事例 2)

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 20 年度	4, 191, 111 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 21 年 1 月に法人解散しており、換価可能財産なし ▶ 平成 21 年に滞納処分停止 ▶ 課税対象物件は平成 19 年 7 月に取得したが平成 19 年 9 月に譲渡されており、差押不可 ▶ 平成 24 年 10 月に不納欠損処理済み
結論	<p>課税対象物件の不動産の登記簿謄本が確認できなかった。ヒアリングの回答によると、課税取引の存在を確認した時点で課税対象物件の所有権移転が確認されたため、謄本を入手していないとのことである。</p> <p>所有権移転の有無は債権保全に当たっての重要な情報であるため、このような場合は、所有権移転の事実を確認できる文書を資料として入手し、整理保管しておくべきである。</p>

(事例 3)

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 21 年度	1, 488, 100 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 21 年 4 月に破産手続開始、配当見込ないと平成 23 年 1 月に滞納処分停止 ▶ 課税対象物件は平成 20 年 4 月に取得したが平成 20 年 12 月に譲渡されており、差押不可
結論	<p>課税対象物件の不動産の登記簿謄本が確認できなかった。ヒアリングの回答によると、課税取引の存在を確認した時点で課税対象物件の所有権移転が確認されたため、謄本を入手していないとのことである。</p> <p>所有権移転の有無は債権保全に当たっての重要な情報であるため、このような場合は、所有権移転の事実を確認できる文書を資料として入手し、整理保管しておくべきである。</p>

② 滞納処分停止に向けて対応すべき県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者（意見）
長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、
ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、以下の納税者は地方税
法第 15 条の 7 の滞納処分の停止要件（1 無財産、2 生活困窮、3 本人の所
在及び財産とも不明）に該当する可能性がある。

県北地方振興局の監査結果において記載したとおり、以下のような回収見
込が極めて低い納税者については、早急に財産調査を実施し、滞納処分停止
の是非を判断し、処分停止に該当する場合は速やかに処分停止の手続を実行
し、最終的には不納欠損処理することが望ましいと考える。

（事例 1）

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 6 年度	136,428 円
状況	<ul style="list-style-type: none">▶ 平成 7 年 2 月に不動産参加差押実施 3 件あり、平成 23 年の固 定資産税評価額 23 百万円ある▶ 平成 10 年 3 月に 77 千円、平成 22 年 2 月に 2 千円、いずれも 預金差押により収入を確保したが、その他の財産は見当たら なかった▶ 滞納者の収入状況から、収入による返済は困難
結論	参加差押が本差押に移行した後、差押物件の調査が不足してい る。 早急に差押物件に係る私債権先順位者の債権額を確認し、換 価価値の有無を改めて判断する必要がある。同時に改めて財産調 査を実施し、換価可能な財産がない場合は速やかに滞納処分停 止の対象とすべき。

(事例 2)

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 11 年度	39,700 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財産調査の結果、平成 12 年 5 月不動産差押、平成 21 年 2 月預金差押実施 ▶ 平成 21 年 9 月に 26 千円自主納付により収入を確保した ▶ 不動産 4 件につき差押えあるが、評価額 25 千円に対して先順位 100 万円で回収見込みなし ▶ 滞納者が代表を務める法人は平成 22 年 3 月に滞納処分停止した
結論	早急に財産調査を実施し、換価可能な財産がない場合は速やかに滞納処分停止の対象とすべき。

(事例 3)

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 18 年度	36,316,000 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 課税後、財産調査を実施したが、換価取立できる債権・財産は発見できない状況にある ▶ 平成 18 年 8 月に不動産差押、平成 22 年 3 月に不動産鑑定、平成 22 年 8 月以後インターネット公売を 5 回実施（応札なし） ▶ 平成 21 年 6 月以後搜索を 5 回実施 ▶ 差押物件に対して留置権者が権利主張しているため、留置権の有無を調査中 ▶ 震災後の状況から差押物件の価値下落と、不動産取引の停滞も見込まれる
結論	搜索などの財産調査を実施しているが、滞納残高が多額である一方、滞納整理が長期化すれば差押物件の売却価値も大幅に下落する可能性があることから、留置権の有無を早急に調査し、改めて換価配当見込を検討すべきであり、換価収入が見込めない場合は滞納処分停止の対象とすべき。

(3) 県南地方振興局（指摘・意見）

① 回収促進を図るべき県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者（指摘）

長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、以下の納税者は、現況調査を含めた回収促進策が不十分であると考える。納税者の実態調査を行い、早急に徴収を図るべきものであると考える。

（事例 1）

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 14 年度	362,200 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 14 年 9 月に不動産（建物）の差押えを実行している ▶ 平成 24 年 3 月に法人の本社、代表者ともに変更された ▶ 平成 24 年 8 月の現地調査によると、差押対象物件は底地所有者が現在工場として使用している ▶ 平成 24 年 11 月に法人の代表者に連絡をとり、納付交渉開始した
結論	<p>課税対象取引が発生したのは平成 14 年であり、平成 14 年 9 月に不動産差押を実行しているが、その後も納付がなく、調定額につき全額未納付の状態であり、平成 24 年 8 月の現地調査後によく事態が進展している。</p> <p>現地調査の結果、担保設定物件の建物は底地所有者が使用しているが、この底地所有者と建物所有者が紛争中で公売困難となっているとのことである。</p> <p>しかし、この底地と建物の所有関係は、底地所有者が平成 15 年 8 月に建物を除いて競売により取得した段階で、不動産取得税の課税権者である県は当該取引事実を把握可能である。その後 9 年間担保物件の公売等について進展がないが、もう少し早い段階での公売が実行できなかったか疑問が残る。担保物件は償却資産であることから、早期に処分すればより高額で処分できたはずである。</p> <p>当該物件は平成 23 年の固定資産税評価額が 6 百万円程度とのことである。底地権のない建物の公売に関しては公売予定価額の設定が困難と考えられるが、物件の処分により（事例 2）の滞納残高を含めて回収が見込めるため、公売の実施に向けて手法等を検討することが望まれる。</p>

(事例 2)

	調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
	平成 16 年度	244, 200 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 15 年 5 月に納税義務者が贈与により課税物件を取得した ▶ 平成 17 年 3 月に不動産（建物）の差押えを実行している ▶ 現在、差押対象物件は底地所有者が工場として使用している ▶ 当該課税物件及び担保物件は（事例 1 ）と同一物件である 	
結論	<p>課税対象取引が発生したのは平成 15 年であり、平成 17 年 3 月に不動産差押を実行しているが、その後も納付がなく、調定額につき全額未納付の状態である。</p> <p>（事例 1 ）に記載したとおり、この底地と建物の所有関係は、底地所有者が平成 15 年 8 月に建物を除いて競売により取得した段階で、県は当該取引事実を把握可能である。その後 9 年間担保物件の公売等について進展がないが、もう少し早い段階での公売が実行できなかつたか疑問が残る。担保物件は償却資産であることから、早期に処分すればより高額で処分できたはずである。</p> <p>当該物件は平成 23 年の固定資産税評価額が 6 百万円程度あることである。底地権のない建物の公売に関しては公売予定価額の設定が困難と考えられるが、物件の処分により（事例 1 ）の滞納残高を含めて回収が見込めるため、公売の実施に向けて手法等を検討することが望まれる。</p>	

(事例 3)

	調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
	平成 18 年度	119, 400 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 畑、山林、原野、居宅等の不動産について差押えを実行している ▶ 換価可能な土地は居宅部分と思われるが、もともと農地であり農地法に反している可能性がある 	
結論	<p>現況調査不足である。</p> <p>居宅について換価価値の有無を検討し、売却可能であれば公売にかけるなど、早急に徵収に向けた対応策を実行すべきである。</p>	

(事例 4)

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 19 年度	84,200 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 20 年 5 月に不動産及び電話加入権の差押えを実行している ▶ 現在、事業を行っており、ある程度の収入があるものと推測される
結論	<p>現況調査不足である。</p> <p>事業に係る所得等の状況を確認するとともに、不動産及び電話加入権の公売を働きかけるなど、早急に徴収に向けた対応策を実行すべきである。</p>

② 滞納処分停止に向けて対応すべき県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者（意見）
 長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、
 ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、以下の納税者は地方税
 法第 15 条の 7 の滞納処分の停止要件（1 無財産、2 生活困窮、3 本人の所
 在及び財産とも不明）に該当する可能性がある。

県北地方振興局の監査結果において記載したとおり、以下のような回収見
 込が極めて低い納税者については、早急に財産調査を実施し、滞納処分停止
 の是非を判断し、処分停止に該当する場合は速やかに処分停止の手続を実行
 し、最終的には不納欠損処理することが望ましいと考える。

(事例 1)

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 14 年度	26,600 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不動産未登記であり差押不可、平成 15 年 1 月に 2 回預貯金差押、平成 16 年 3 月出資金差押を実施 ▶ 平成 24 年 12 月に預金差押の予告書を発付 ▶ 不動産取得税以外に事業税、自動車税等の滞納あり ▶ 収入乏しく処分可能な不動産もないことから、白河市では平成 21 年頃に不納欠損処理したという情報あり
結論	<p>滞納が発生した当初は財産調査を行い、差押可能な財産に対する差押を実施しているが、白河市での処理が判明した後の調査が不十分である。</p> <p>白河市での不納欠損処理の状況を含めて早急に財産調査を実施し、換価可能な財産がない場合は、速やかに滞納処分停止の対象とすべきである。</p>

(事例 2)

調定年度	平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 17 年度	986,070 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法人は既に会社の実態なし ▶ 平成 17 年 12 月に不動産差押えした物件あるが震災被害が大きく換価価値なし ▶ 他の法人所有不動産は郡山市が差押え済み
結論	<p>更なる財産調査を実施し、換価可能な財産がない場合は、速やかに滞納処分停止の対象とすべきである。</p>

(事例 3)

調定年度		平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 18、19 年度		179,500 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 課税後、財産調査を実施し、平成 20 年 4 月に預金差押を実行したが回収は 1 千円のみ、以後、換価可能な財産は発見できず ▶ 差押可能な不動産なし ▶ 年金収入のみで回収困難 	
結論	更なる財産調査を実施し、換価可能な財産がない場合は、速やかに滞納処分停止の対象とすべきである。	

③ 県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者の管理状況（意見）

長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、以下の事例は延滞債権の管理状況に問題があり、関係書類の整備を十分に行うべきである。

(事例)

調定年度		平成 24 年 3 月末 滞納残高
平成 22 年度		188,100 円
状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 課税対象物件は競売取引による取得である ▶ 平成 24 年 8 月に分割払いの納付書を発付し、納税者に手交した ▶ 分割払いに係る誓約書は作成されておらず、分割納付の納期に係る納期は口頭による約束で処理している ▶ 翌後の入金がないため、平成 24 年 12 月に催告書を提出した 	
結論	早期かつ確実な徴収を図るために、分割納付の際には誓約書を必ず作成すべきと考える。	

④ 県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者及び不納欠損処理の台帳管理（意見）

未納繰越額の徴収や催告の記録は、平成22年2月以前は「滞納処分票（徴第9号様式）」に手書き載っていたが、現在これらの記録は、平成20年度の新税務システムの導入に伴い、システムにデータ入力され、「滞納整理票」の電子ファイルにて管理されている。また、消滅時効及び不納欠損に係る管理については、担当者以外の者も管理可能となるよう、県税部全体で統一した税務システムの処理メニューによる管理を行っている。一方で、補助的な管理については各県税部がそれぞれの創意工夫による対応を行っている。

県北地方振興局においては、滞納台帳として作成されている現行システムの滞納整理票だけではなく、従来作成していた手書の滞納処分票を活用し、その裏面に滞納処分停止日及びその根拠を記載している。これにより、不納欠損処理を行う際の時効までの期間（5年又は滞納処分停止後3年のいずれか早い期日）の起算日が明確にされている。

県南地方振興局では、滞納処分停止日とした根拠を手書き文書に記載することは行っておらず、手書きの管理ではなく独自に開発したエクセルファイルに電子データを取り込み、これにより処分停止日や時効の管理などを行っている。

平成20年度の新税務システムの導入に伴う過渡期であり、現状はこのような個別の対応もやむを得ないものと考える。しかしながら、将来的には担当者以外の管理者の検閲や、引継担当者の確認が行いやすいように、過去の手書き台帳の活用方法を含めて、滞納者の未収金に係る台帳の記載方法を統一することが望ましい。これにより、内部牽制を有効ならしめ、事務手続の効率化を図ることが可能になると考える。

3. ゴルフ場利用税

平成 23 年度末の未納繰越額に関して、県北地方振興局、県中地方振興局及び県南地方振興局のそれぞれに往査し、監査を実施した結果は以下のとおりである。

なお、地方税法等の改正が必要となるため、本監査において意見等として記載することはないが、ゴルフ場利用税の確実な徴収を図るための一つの方策として、次の点を記載する。

今回の監査において、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者たる会社がゴルフ場の土地、建物施設を所有しておらず、当該会社の親会社が不動産を所有しているケースが散見された。全国的に見ても、親会社がゴルフ場の土地、建物施設を所有し、その管理運営を子会社に委託するケースがある。

このような状況を踏まえて、今後、ゴルフ場利用税の確実な徴収を図っていくためには、債権保全措置についての検討が必要ではないかと考える。

具体的には、今回の監査で見受けられた事例のように、資力の乏しい子会社が特別徴収義務者である場合においては、実質的にゴルフ場の経営を行っている親会社からの債務保証を求めるなどの方法が考えられる。また、ゴルフ場利用税の長期滞納が発生しないための抜本的改善方法として、一定の金額を預けさせる供託金制度の導入を検討することも考えられる。

(1) 県北地方振興局

① 県税未収金（未納繰越額）の滞納者に係る回収管理（意見）

平成 23 年度末の未納繰越額 5 件、3,231,199 円は同一の納税者であり、延滞債権は平成 22 年 10 月から平成 23 年 3 月の間に特別徴収されたものである。これに対して、債権の差押え処理は平成 24 年 12 月に実行されている。

本件の未納繰越額が長期延滞に至った原因は、経済不況だけではなく、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響によるゴルフ場の営業休止も原因にあげられる。しかし、ゴルフ場利用税は、そもそも特別徴収義務者が利用者から預かった税金であり、速やかに納付すべきものである。資金繰り悪化により運転資金に流用するようなことは、あってはならないことである。

本件においては平成 23 年 12 月に財産調査が行われており、その時点では大震災に係る全県的な取扱いとして、納税義務者の被災状況等を十分に把握

した上で催告等を実施していたとのことだが、特別徴収という税金の性格を鑑みるに、また、未収債権の早期回収のために、迅速な回収手続が必要であると考える。

なお、当該未収債権の徴収に関する事務手続の経緯は以下のとおりである。

(未納繰越の発生と回収手続に係る経緯)

- ・未納繰越額の5件は、平成22年10～12月の3か月分2,989,699円及び平成23年2～3月の2か月分241,500円の合計3,231,199円である
- ・平成23年3月に入金があり、200,000円、410,000円が別々に収納されている
- ・債務者を所管する市役所において債務者及び債務者の親会社を対象として、不動産の評価額や市町村民税の滞納状況などの財産調査を行っている
- ・催告書を平成24年4月及び11月に発付、平成24年12月に預貯金に対して差押を実施し、即日履行させた

(2) 県中地方振興局

① 県税未収金（未納繰越額）の滞納者に係る回収管理（意見）

平成23年度末の未納繰越額8件、5,714,976円及び平成22年度の不納欠損処理額7件、10,779,391円についての催告及び回収状況と、それらに係る事務手続について、ヒアリングを実施し、関連帳票を確認した。

このうち、平成22年度の不納欠損処理7件は同一債務者に対するものであり、調定総額11,414,700円に対して納付額が600,000円、差押えによる回収は35,309円にとどまっている。滞納整理は十分に行っているとの説明を受けたが、今後、同様の滞納者への対応に向けて、次のような対応が必要と考える。

ゴルフ場の運営会社は施設の所有者と異なるケースが多く、ゴルフ場利用税の滞納額は不動産の担保設定等による徴収が極めて困難であることから、滞納が発生した当初の迅速な対応が必要となる。この点で、これまでの延滞

債権に係る徴収の対応だけでは最終的に徴収不能となる可能性があり、今後、ゴルフ場利用税に関して滞納が発生した時には、さらに迅速な対応をとることが望ましい。また、他県の徴収方法や、新規に特別徴収義務者として届け出た業者に係る情報収集を行うことも有効であると考える。

なお、平成 22 年度に不納欠損処理を行った未収債権の回収手続等に係る経緯は以下のとおりである。

(不納欠損処理と回収手続に係る経緯)

- ・ 納税者はゴルフ場運営会社であるためゴルフ場施設は保有しておらず、ゴルフ場施設の所有者と業務委託契約を締結した上で業務を開始し、平成 21 年 5 月以降、特別徴収義務者としての届出がなされた
- ・ 第 1 回の調定は平成 21 年 6 月であり、21 年 11 月までの 6 か月の調定額は合計 11,414,700 円であるが、当初より滞納が発生した
- ・ 延滞の発生後、滞納者と納税折衝を行った結果、平成 21 年 8 月から 11 月にかけて数回にわたり 600,000 円の納付がなされた
- ・ 平成 21 年 8 月に搜索を実施し、さらに預金差押えを行ったが、平成 23 年 1 月の最終入金を含めて、差押えによる回収は 35,309 円にとどまる
- ・ 債務者たる法人の任意整理や倒産に係る法的手続は確認できないが、強制調査である搜索などの財産調査を行っても換価可能な財産がなく徴収不能であることを理由に、平成 23 年 3 月の滞納処分停止と同時に、即時不納欠損処理が行われた

(3) 県南地方振興局

① 監査結果

平成 23 年度末の未納繰越額 29 件、6,955,100 円についての催告及び回収状況と、それらに係る事務手続についてヒアリングを実施し、関連帳票を確認した。

この結果、平成 23 年度末の未納繰越額に係る納税者数は 4 先だったが、うち 2 先については 24 年度において全額回収され、残り 2 先に係る 18 件、4,420,051 円が滞納残高として残っていることを確認した。これらの債権に係る催告・回収手続と事務処理に関して、特に指摘すべき事項はない。

なお、当該債権の回収手続等に係る経緯は以下のとおりである。

(事例 1)

調定年度	平成 23 年度からの滞納残高 (平成 24 年 12 月 14 日現在)
平成 22 年度及び 23 年度、6 件	3,492,000 円
状況	<ul style="list-style-type: none">▶ 調定時期は、平成 22 年 11 月～平成 23 年 4 月の 6 か月分の合計 3,492,000 円である▶ ゴルフ場の運営は平成 23 年 5 月に他社に移管▶ 平成 23 年 3 月に差押予告書を発付したが、震災により同年 8 月まで期限延長した▶ 今後、茨城県の不動産物件を差押える予定であり、財産の状況を見極めて対応する方針

(事例 2)

調定年度	平成 23 年度からの滞納残高 (平成 24 年 12 月 14 日現在)
平成 23 年度、12 件	928,051 円
状況	<ul style="list-style-type: none">▶ 調定時期は、平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月の 12 か月分の合計 928,051 円である▶ 平成 23 年度末の未納繰越残高に含まれていた 6 件、191,000 円は平成 24 年度分に全額回収された▶ 現在も営業継続しており、新規滞納が発生しないよう留意している▶ 納付誓約書を入手するとともに、納付状況によっては現金差押えも検討している

4. 軽油引取税

平成 23 年度末の未納繰越額に関して、県中地方振興局及び県南地方振興局のそれぞれに往査し、監査を実施した結果は以下のとおりである。なお、いずれの振興局においても、平成 23 年度において軽油引取税の不納欠損処理額はない。

(1) 県中地方振興局

① 監査結果

平成 23 年度末の未納繰越額の催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、特に指摘すべき事項はない。なお、未納繰越額の発生の経緯及び回収状況は以下のとおりである。

(未納繰越額の状況)

平成 23 年度末の未納繰越額は 1 件、78,239,898 円である。これは平成 24 年 3 月末日（実際は曜日の関係で平成 24 年 4 月 2 日（月））を納期限とする税額であり、平成 24 年 3 月 28 日に徵収猶予申請書の提出を受け、平成 24 年 6 月 4 日（月）まで納期限が延長された結果、出納整理期間内の 5 月末日までに納付されず、未納繰越となったものである。当該税額は、最終的に平成 24 年 6 月 12 日に完納されている。

(2) 県南地方振興局

① 監査結果

平成 23 年度末の未納繰越額の催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、特に指摘すべき事項はない。なお、未納繰越額の発生の経緯及び回収状況は以下のとおりである。

(未納繰越額の状況)

平成 23 年度末の未納繰越額は 1 件、5,465,988 円である。これは平成 24 年 3 月度末日（実際は曜日の関係で平成 24 年 4 月 2 日（月））を納期限とする税額であり、平成 24 年 3 月 30 日に徵収猶予申請書の提出を受け、平成 24 年 5 月 31 日まで納期限が延長された。また、同日（平成 24 年 3 月 30 日）に平成 24 年 5 月 31 日期日の約束手形を収納した。

収納した約束手形を5月末に銀行に期日取立てに提出したが、手形の決済銀行支店の所在地が埼玉県であったことから、手形の資金化が平成24年6月5日となった。この結果、出納整理期間内の5月末日までの納付として取り扱われず、未納繰越処理となったものである。

5. 産業廃棄物税

平成 23 年度末において未納繰越額が計上されている相双地方振興局に往査し、監査を実施した結果は以下のとおりである。

① 監査結果

平成 23 年度末において、相双地方振興局が所管する未納繰越額は 4 件、19,609,560 円計上されていた。

この未納繰越額に係る催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。催告の状況及び回収手続は特に問題なく、未納繰越額は平成 24 年 10 月までに完納されており、指摘すべき事項はない。なお、未納繰越額の徵収に係る経緯は以下のとおりである。

(未納繰越額の回収経緯)

- ・未納繰越額 4 件の納税義務者は同一納税者であり、以下の特別徵収に係る申告・納付期限の特例措置対象者であった。

「平成 23 年 12 月 2 日 福島県公告第 232 号」より抜粋

今般、下記記載の地域に掲げる市町村の地域の納税者の方につきましては、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 1 月 30 日までの間に到来する県税の申告・納付等の期限が、平成 24 年 1 月 31 日（火）となります。

なお、特別徵収に係るものでその期限が平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 30 日までの間に到来するものにあっては、平成 24 年 1 月 4 日（水）となります。

地域（12 市町村）

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘町

- ・納税義務者は、平成 24 年 1 月 4 日及び 1 月 31 日納期限の産業廃棄物税について、当該期限後の 2 月 1 日付で申告書を提出したが納入されなかった。
- ・その後、納税義務者は一括納入が困難として、平成 24 年 5 月から毎月分納を行う一方、完納期限を 9 月 28 日とする誓約書を提出した。
- ・未納繰越額の本税及び加算金（本税の 5 %）は、平成 24 年 10 月までに完納された。
- ・本税に加えて課される延滞金（納期限の翌日から 1 か月を経過するまでの期間は年 4.3 %、以後納税の日までの期間は年 14.6 %）は本税の納入後に算定されたが、この延滞金 654 千円についても、平成 24 年 12 月に完納となった。

以上